

英國財政史

第五編 金本位復歸時代の財政(一)

— 金本位復歸時代の財政概観 —
— 一九二五年度—一九二六年度 —

國政研究會

昭和十一年十一月



6415

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

昭和十一年十一月調

英國財政史

第五編 金本位復歸時代の財政 (一)

—— 金本位復歸時代の財政概観 ——
—— 一九二五年度 — 一九二六年度 ——

國政研究會

英國財政史

目録

第五編 金本位復歸時代の財政

一九二五年度—一九三〇年度

第一章 金本位復歸時代の財政概観

一 概観

二 豫算形式の改正

三 歳計總額

四 歳出入

五 歳入

(イ) 租税收入と税外收入の區分

(ロ) 直接税と間接税の區分

一

三

五

八

一〇

一六

二一

二二

二七

六	廢減稅及增稅計畫	三一
七	歲計剩餘金を生じたる内譯	三五
八	國債	三八
(イ)	國債總額	四三
(ロ)	普通公債	四四
(ハ)	流動公債	四六
(ニ)	外國債	四七
(ホ)	參考表	五〇
九	對外債權	五三
一〇	財政事項の人口に對する割合	五七
第二章 十九百二十五年年度の歲計		
一	一九二五年年度の豫算大綱	六五
		六七

二	一九二五年年度の決算	七三
三	歲出	七七
(イ)	本豫算額	七九
(ロ)	歲出本豫算額分類	九〇
(ハ)	總豫算額	九八
(ニ)	一九二五年年度決算額と前年度決算額の比較	九九
(ホ)	國債費、軍事費其他の區分	一〇五
(ハ)	寡婦、孤兒及養老恩給の新釀金制度	一〇八
○英國保守黨政府提案の寡婦、孤兒及養老恩給制度の解説		
	第一 現行制度	一一一
(一)	國民保險	一一一
(1)	國民健康保險	一一一

(2) 失業保險

一一三

(三) 養老恩給

一一五

第二、新制度

一一七

(一) 新制度の適用範圍

一一八

(二) 釀金率

一二〇

(三) 恩給額

一二二

(四) 恩給受領者數

一二三

(五) 國家の負擔

一二七

(六) 最初十年間に對する政府當局の見解

一三四

四 歳入

一三六

(イ) 増減税計畫

一三九

○ 増減税計畫に關する参考書

一四三

(一) 一九二五年度増減税計畫表

一四四

(二) 一九二五年度現行課税率による歳入見込

一四五

額及歳入本豫算額内譯表

一四五

(三) 増減税計畫要綱

一四八

(四) 新税及税率改定表

一六八

(五) 増減税計畫に基く増減金額見込表

一八五

(ロ) 本豫算額及總豫算額

一八八

(ハ) 一九二五年度決算額と前年度決算額の比較

一九八

(ニ) 租税收入其他の區分

二〇四

五 國債

二〇九

(イ) 新減債基金の使途

二一〇

(ロ) 國債の現在

二一一

(ハ) 普通公債内譯

二一四

六 對外債權

二一八

第三章 十九百二十六年度の歳計

一 一九二六年度の豫算大綱 二二七

二 一九二六年度の決算 二二九

三 歳出 二四〇

(イ) 本豫算額 二四二

(ロ) 歳出本豫算額分類 二五四

(ハ) 總豫算額 二六一

(ニ) 一九二六年度決算額と前年度決算額の比較 二六四

(ホ) 國債費、軍事費其他の區分 二六九

四 歳入 二七二

(イ) 増減税等の計畫 二七五

○ 増減税等の計畫に関する参考書 二八三

(一) 一九二六年度歳入歳出増減其他計 二八四

畫表 二八四

(一) 一九二六年度現行課税率による歳

入見込額及歳入本豫算額内譯表 二八六

(三) 増減税等の計畫要綱 二八九

(四) 増減税計畫に基く増減金額見込表 三〇六

(ロ) 本豫算額及總豫算額 三〇九

(ハ) 一九二六年度決算額と前年度決算額の比較 三一八

(ニ) 租税收入其他の區分 三三二

五 國債 三三七

(イ) 新減債基金の使途 三三九

(ロ) 國債の現在 三四一

(ハ) 普通公債内譯 三四四

六 對外債權 三四七

七 戦債及賠償金の收支
八 地方税の歳入歳出

第五編 金本位復歸時代の財政

一九二五年度—一九三〇年度

第一章 金本位復歸時代の財政概観

英正論 金本位復歸時代の財政概観

概
観

一九二五年度乃至一九三〇年度は、英國にありては舊平價による金本位復歸時代にして、佛伊其他の諸國が之に追隨し、曰本も亦最後に金本位に復歸し、一時は國際的通貨制度安定の時代を現出したのである。

然るに英國における舊平價金本位復歸は、國際收支の關係において、常に受取勘定超過を維持せる時代は有利なるも、國際金融情勢の變化に加へて、舊平價金本位復歸による為替高は、輸出貿易に打撃を與へ、延いて一般産業を萎縮せしめるに至つたのである。而して産業の萎縮に對する救濟策としては、所謂合理化が行はれたるが、其の合理化は又失業者を劇増せしめるに至つたのである。故に英國においては産業復興と失業救濟とが全面的問題となり、

遂に産業に對する地方税の重壓を除くため、地方税輕減と補助金
制度改正を断行するに至つたのであるが、舊平價金本位復歸を行
つた保守党内閣は、財政政策に関し労働黨の増税主義と自由黨の
公債政策を排し、緊縮政策を高調すると共に、飽くまで金本位維
持を主張し、チャーチル藏相の如き、一九二九年四月下院におい
て
泥酔と無節制なる耽溺と取返し難き發願とがあるよりは、不景
氣と倦まざる國民とがある方が餘程頼もしい
と演説するに至つたのである。而して保守党内閣は一九二九年五
月の總選挙に敗れ、労働黨に其の席を譲るの止むなきに至つたの
である。

次に一九二五年度乃至一九三〇年度における財政上の特徴は、舊
平價金本位復歸のため産業が多大の打撃を受けたる上に、炭坑問
題を基因とする總同盟罷業のために、一般經濟界が尠少なればざる
影響を蒙り、租税收入意の如くなり、減税を行ふ傍ら増税を計
畫し、殊に特別資金の繰入を屢々したるも、歳計状態悪化し、戦
後歳計剰餘金を示したる歳計も、一九二五年度以降六箇年度間に
おいて、一九二七年度及一九二八年度の二箇年度を除いては、す
べて歳入不足を生ずるに至つたのである。

ここに於いてか、此のデフレーション政策に基因する難局を打開

すべく、遂に金本位を停止し、リフレーション政策を採るに至つたのである。

二

豫算形式の
改正

一九二八年度において豫算編成上の形式を改正し、

- (1) 従来既定費中に計上したる「減債基金」を既定費及議定費以外に特掲すること。
- (2) 又従来既定費中に計上したる道路基金及び議定費中に計上し

たる郵便事業費を獨立均衡會計とすること。

- (3) 右に關聯し歳入において、自動車税は國庫收入に屬する分のみを普通歳入に計上し、道路基金の收入に屬する分は之を獨立均衡會計に計上すること。

- (4) 又郵便、電信及電話收入は、郵便事業費を超過する金額を普通歳入に計上すること。

- (5) 故に獨立均衡會計は逓信省及道路基金の二部局にして、歳入歳出同額を計上すること。

としたのである。之は一般歳計中より近年膨脹する郵便事業費及道路基金を獨立均衡會計として區別することにより、國民の負擔と直接關係を有する普通歳計を明瞭にせんとするためであるが、實は之によつて歳計額をなるべく小さく見せんとするに過ぎないのである。而して本編における計數は、普通歳計及獨立均衡會計

の總額につき記述するものである。

三

歳計總額

期間における歳出決算總額は

英國の「金本位復歸時代の財政」は、一九二五年度より一九三〇年度に至る六箇年度間とする。而して此の

一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
八二六、〇九九、七七七	八四二、三九五、〇二七	八三八、五八五、〇〇〇	八一八、〇四一、〇〇〇	八二九、四九四、〇〇〇	八八一、〇三七、〇〇〇

金 額

之に對する歳入決算總額は

一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
八一三、〇六一、六五八	八〇五、七〇一、〇〇〇	八四二、八二四、〇〇〇	八三六、四三五、〇〇〇	八一四、九七一、〇〇〇

金 額

磅

年度
一九三〇

金額
八五七、七六一、〇〇〇^磅

にして、歳入歳出共増減一定せず、増加の後に減少し、減少の後に増加を示すといふ状態である。而して歳出は極力節約に努めたため其の豫算に對比し、一九二五年度及一九二六年度を除く外減少である。又歳入は時に廢減税を行ふも、常に減額以上の増税を行ふ、殊に特別資金の繰入を行ふ、以て増収を圖つたのであるが、其の豫算との比較においては増減一定せざるも、一九二九年度及一九三〇年度は引續き減少である。

右決算における歳入歳出差引歳入の過不足は

年度	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
過不足額	△ 一四、〇三八、一一九 ^磅	△ 三六、六九四、〇二七	△ 四、二三九、〇〇〇	△ 一八、三九四、〇〇〇	△ 一四、五二三、〇〇〇	△ 二三、二七六、〇〇〇

にして、歳入不足額は普通公債を以て補填し、一九二七年度及一九二八年度の歳計剰餘金は地方税輕減資金充當のため留保したのである。

歳入歳出の豫算額及び決算額の対照は別表の如くである。

歳入歳出豫算額及決算額対照表

年 度	歳 出			歳 入		
	決算額	豫算額	差引増△減	決算額	豫算額	差引増△減
一九一三	一九七,四九三,八九九 磅	一九九,〇〇一,〇〇〇 磅	△ 一,五八〇,三〇一 磅	一九八,三四二,八九七 磅	一九四,八三五,〇〇〇 磅	△ 三四七,八九七 磅
一九一八	二五七,九三〇,一八八 磅	二九七,七五七,五三六 磅	△ 三九八,三三四,八二二 磅	八八九,〇二〇,八三五 磅	八四二,〇五〇,〇〇〇 磅	△ 四六,九七〇,八三五 磅
一九二四	七九五,七六七,七一 磅	八〇一,八九六,〇〇〇 磅	△ 六一九,三八九 磅	七九九,四三五,五九五 磅	七九四,〇五〇,〇〇〇 磅	△ 五,三八五,五九五 磅
一九二五	八三六,〇九九,七七 磅	八五七,七三三,〇〇〇 磅	△ 三七,七三七 磅	八三三,〇六一,六五八 磅	八〇一,〇六〇,〇〇〇 磅	△ 三二,〇〇一,五五八 磅

歳入歳出決算額
差引
歳入過△不足
磅

一九二六	四三三,三五五,〇三七 磅	八三三,四七八,〇〇〇 磅	△ 九,九二七,〇三七 磅	八〇五,七〇一,〇〇〇 磅	八四七,七五〇,〇〇〇 磅	△ 一四,〇四九,〇〇〇 磅	△ 三六,九四九,〇三七 磅
一九二七	八三八,五五五,〇〇〇 磅	八三九,二〇四,〇〇〇 磅	△ 六九,〇〇〇 磅	八四二,八三四,〇〇〇 磅	八三四,八三〇,〇〇〇 磅	△ 七,九四四,〇〇〇 磅	△ 四,三三九,〇〇〇 磅
一九二八	八八,〇四一,〇〇〇 磅	八三三,七九九,〇〇〇 磅	△ 五,七三八,〇〇〇 磅	八三六,四三五,〇〇〇 磅	八三一,五七七,〇〇〇 磅	△ 四,九一八,〇〇〇 磅	△ 一八,五九四,〇〇〇 磅
一九二九	八元,四九四,〇〇〇 磅	八三六,〇〇二,〇〇〇 磅	△ 六,五〇八,〇〇〇 磅	八二四,九七一,〇〇〇 磅	八七〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	△ 一三,〇三九,〇〇〇 磅	△ 一四,五三三,〇〇〇 磅
一九三〇	八二,〇三七,〇〇〇 磅	八五,九三三,〇〇〇 磅	△ 四,八九六,〇〇〇 磅	八五七,七六一,〇〇〇 磅	八七三,三八〇,〇〇〇 磅	△ 一五,五九九,〇〇〇 磅	△ 二三,三七六,〇〇〇 磅

歳出

歳出決算額は一九二四年度の

七九五、七七六、七一 磅

に對し、一九二五年度以降炭坑争議を基因とする總同盟罷業及び支那事件に關し、經費を要したる等のため、經費節約に努力したるも増加を續け、一九二八年度には少しく減少したるも、地方税輕減のため補助金制度改正並に保險事業補助増加等により、一九二九年度、一九三〇年度と引續増加し、殊に一九三〇年度の如きは

八八、〇三七、〇〇〇 磅

を示すに至つたのである。

歳出中國債費、軍事費及び其他經費の割合を見るに

年度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九一三	一二	三九	四九	〇〇
一九一八	一一	八五	四	〇〇
一九二四	四五	一四	四一	〇〇
一九二五	四三	一五	四二	〇〇
一九二六	四五	一四	四一	〇〇
一九二七	四五	一四	四一	〇〇
一九二八	四五	一四	四一	〇〇

年度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九二九	四三	一四	四三	一〇〇
一九三〇	四一	一三	四六	一〇〇

にして、國債費は國債償還に努力せると、高利公債の依利借換とのため減少し、又軍事費は節約により減少を來せるも、其他の經費に至りては、民政費において地方税軽減のため、補助金制度改正による増額及び保險事業補助金増加等のため、増加を示すに至つたものである。

歳出決算額を國債費、軍事費其他に區分するときは別表の如くで

ある。

歳出決算額國債費及軍事費其他區分表

年度	歳出決算額			割合				
	國債費	軍事費	其他の經費	計	國債費	軍事費	其他の經費	
一九一三	四、五〇〇、〇〇〇 磅	七、一七九、〇〇〇 磅	九五、八三、九六九 磅	一九七、四九、九六九 磅	一二	三九	四九	一〇〇
一九一八	三、九、九四、五〇〇	二、一九八、〇四〇、三三〇	一一、三、九六、三二八	二、五九、三〇一、八八八	一一	八五	四	一〇〇
一九二四	三、五七、一六、三六二	一、四七〇、〇〇〇	三、三三、九五、四五〇	七、五、七、七、七二	四五	一四	四一	一〇〇
一九二五	三、五八、三九、三四六	一、一九、三三、〇〇〇	三、四八、四三、五三二	八、二六、九、七、七	四三	一五	四二	一〇〇

年 度	國債費	軍事費	其他の經費	計	同上の割合			
					國債費	軍事費	其他の經費	計
一九二六	三七八,五三九	一六七,七三〇	三四七,〇八一	八四三,九五七	四五	一四	四一	一〇〇
一九二七	三七八,八二六	一七四,四〇〇	三四三,三三九	八五六,五五〇	四五	一四	四一	一〇〇
一九二八	三六九,〇〇〇	一三三,四七〇	三三五,五七一	八三八,〇四七	四五	一四	四一	一〇〇
一九二九	三五五,〇〇〇	一二三,〇〇〇	三六一,四九四	八三九,四九四	四五	一四	四三	一〇〇
一九三〇	三六〇,〇〇〇	一一〇,五三四	四一〇,五三三	八八一,〇三七	四五	一三	四六	一〇〇

五

歳入

歳入決算額は一九二四年度の

七九九,四三五,五九五 磅

に對し、一九二五年度三千五百餘萬磅の廢減税を行ひ、又連年多
 少の減税を行ひたるも、歳出増加と減收補填のため、之と並行し
 て減税以上の増税を行ひ、一九三〇年度には三千六百餘萬磅の増
 税を行ふに至つたものである。然るに、租税收入のみならずは目的
 を達し難きを以て、道路基金、政府紙幣勘定及び地方税輕減留保
 勘定等より繰入金をなしたるも、決算において常に歳入不足とな
 ったのである。而して一九三〇年度決算額は遂に

八五七,七六一,〇〇〇 磅

に達したのである。

(1) 租税収入と税
外収入の區分

歳入中における租税収入と税外収入の區分は

年 度	租 税 収 入	税 外 収 入	計
一九一三	一六三、〇二九、〇〇〇	三五、二一三、八九七	一九八、二四二、八九七
一九一八	七八四、二七八、〇〇〇	一〇四、七四二、八二五	八八九、〇二〇、八二五
一九二四	六八九、七〇二、〇〇〇	一〇九、七三三、五九五	七九九、四三五、五九五
一九二五	六八四、五四四、〇〇〇	一二七、五一七、六五八	八一二、〇六一、六五八
一九二六	六六三、九三三、〇〇〇	一四一、七六八、〇〇〇	八〇五、七〇一、〇〇〇

にして、其の割合は

一九二七	六九三、四二一、〇〇〇	一四九、四〇三、〇〇〇	八四二、八二四、〇〇〇
一九二八	六八五、二六九、〇〇〇	一五一、一六六、〇〇〇	八三六、四三五、〇〇〇
一九二九	六七六、五七六、〇〇〇	一三八、三九五、〇〇〇	八一四、九七一、〇〇〇
一九三〇	七〇四、一六〇、〇〇〇	一五三、六〇一、〇〇〇	八五七、七六一、〇〇〇

年 度	租 税 収 入	税 外 収 入	計
一九一三	八二	一八	一〇〇
一九一八	八八	一二	一〇〇
一九二四	八六	一四	一〇〇
一九二五	八四	一六	一〇〇

年 度

租 税 收 入

税 外 收 入

計

一九二六	八二	一八	一〇〇
一九二七	八二	一八	一〇〇
一九二八	八二	一八	一〇〇
一九二九	八三	一七	一〇〇
一九三〇	八二	一八	一〇〇

である。

租税収入は一九二六年度以降其の割合を減少して、戦前の一九一三年度と大体において同割合を示すに至り、又税外収入は之と反對に、一九二六年度以降其の割合を増加して、戦前の一九一三年度と大体において同割合を示すに至つたのである。之は主として税外収入において、特別資金繰入をなしたるためである。而して

其の内譯は別表の如くである。

歳入決算額租税其他區分表

年 度	租 税 收 入		税 外 收 入	合 計	同 上 割 合	
	直 接 税	間 接 税			直 接 税	間 接 税
一九一三	七八、〇三三、〇〇〇 磅	八五、〇〇六、〇〇〇 磅	三五、三三三、八九七 磅	一九八、三四三、八九七 磅	三九	四三
一九一八	六九、六二〇、〇〇〇	一七四、六五八、〇〇〇	一〇四、七四三、八三五	八九、〇二〇、八三五	六九	一九
一九二四	四三、三三八、〇〇〇	三五七、三三三、〇〇〇	一〇九、七三三、五九五	七九、四三五、五九五	五四	三二
一九二五	四三、七九七、〇〇〇	三六三、七四七、〇〇〇	六八四、五四、〇〇〇	一三、七五七、五五八	五二	三二
				八二、〇六一、六五八	八四	一六
					一〇〇	一〇〇

年 度	租 税 收 入		税 外 收 入	合 計	同 上 割 合	
	直接税	間接税			直接税	間接税
一九二六	三九八、六九〇、〇〇〇 磅	二六五、三四三、〇〇〇 磅	六六三、九三三、〇〇〇 磅	一四一、七六八、〇〇〇 磅	八〇五、七〇一、〇〇〇 磅	四九 三三 八二 一八一〇〇
一九二七	四五、五七一、〇〇〇	三七七、八五〇、〇〇〇	六九三、四二一、〇〇〇	一四九、四〇三、〇〇〇	八四三、八二四、〇〇〇	四九 三三 八二 一八一〇〇
一九二八	四三、三三三、〇〇〇	三八三、〇三三、〇〇〇	六八五、三六六、〇〇〇	一五一、一六六、〇〇〇	八三六、四九九、〇〇〇	四八 三四 八二 一八一〇〇
一九二九	四三、五八〇、〇〇〇	二七三、〇五八、〇〇〇	六七六、五三八、〇〇〇	一三八、三九五、〇〇〇	八四九、七二、〇〇〇	五〇 三三 八三 一七一〇〇
一九三〇	四八、一〇九、〇〇〇	二六六、〇五一、〇〇〇	七〇四、一六〇、〇〇〇	一五三、六〇一、〇〇〇	八五七、七六一、〇〇〇	五一 三一 八二 一八一〇〇

二六

其の内職引取金の収入は、

(四) 直接税と間接税の区分

租税収入中における直接税と間接税の区分は

年 度	直接税	間 接 税	計
一九一三	七八、〇二三、〇〇〇 磅	八五、〇〇六、〇〇〇 磅	一六三、〇二九、〇〇〇 磅
一九一八	六〇九、六二〇、〇〇〇	一七四、六五八、〇〇〇	七八四、二七八、〇〇〇
一九二四	四三二、三八〇、〇〇〇	二五七、三二二、〇〇〇	六八九、七〇二、〇〇〇
一九二五	四二一、七九七、〇〇〇	二六二、七四七、〇〇〇	六八四、五四四、〇〇〇
一九二六	三九八、六九〇、〇〇〇	二六五、二四三、〇〇〇	六六三、九三三、〇〇〇
一九二七	四一五、五七一、〇〇〇	二七七、八五〇、〇〇〇	六九三、四二一、〇〇〇
一九二八	四〇三、二三七、〇〇〇	二八三、〇三三、〇〇〇	六八五、二六九、〇〇〇
一九二九	四〇三、五一八、〇〇〇	二七三、〇五八、〇〇〇	六七六、五七六、〇〇〇

二七

年度
 一九三〇
 四三六、一〇九、〇〇〇 磅
 二六六、〇五一、〇〇〇
 七〇四、一六〇、〇〇〇 磅
 計 三八

又其の割合は

年度	直接税	間接税	計
一九一三	四八	五二	一〇〇
一九一八	七八	二二	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇

年度	直接税	間接税	計
一九二五	六二	三八	一〇〇
一九二六	六〇	四〇	一〇〇
一九二七	六〇	四〇	一〇〇

にして、直接税は一九一八年度に比し減少したりと雖も、尚ほ一九一三年度より遙かに高位にあり、又間接税は一九一八年度に比し増加したりと雖も、一九一三年度よりは低位にありて、直接税負担の増加を示してゐるのである。而して其の内譯は別表の如くである。

年度	直接税	間接税	計
一九二八	五九	四一	一〇〇
一九二九	六〇	四〇	一〇〇
一九三〇	六二	三八	一〇〇

租税決算額直接税及間接税区分表

年 度	租 税		同 上 割 合 計
	直接税	間接税	
一九一三	七八、〇二三、〇〇〇 磅	八五、〇〇六、〇〇〇 磅	一六三、〇二九、〇〇〇 磅
一九一八	六〇九、六二〇、〇〇〇	一七四、六五八、〇〇〇	七八四、二七八、〇〇〇
一九二四	四三三、三八〇、〇〇〇	二五七、三二二、〇〇〇	六八九、七〇二、〇〇〇
一九二五	四二一、七九七、〇〇〇	二六二、七四七、〇〇〇	六八四、五四四、〇〇〇
一九二六	三九八、六九〇、〇〇〇	二六五、二四三、〇〇〇	六六三、九三三、〇〇〇
一九二七	四一五、五七一、〇〇〇	二七七、八五〇、〇〇〇	六九三、四二一、〇〇〇
一九二八	四〇二、二三七、〇〇〇	二八三、〇三二、〇〇〇	六八五、二六九、〇〇〇
一九二九	四〇三、五一八、〇〇〇	二七三、〇五八、〇〇〇	六七六、五七六、〇〇〇
一九三〇	四三八、一〇九、〇〇〇	二六六、〇五一、〇〇〇	七〇四、一六〇、〇〇〇
			六二 三八 一〇〇
			六三 三七 一〇〇
			七八 二二 一〇〇
			四八 五二 一〇〇

六

廢減税及
増税計畫

一九二五年度以降において實行したる廢減税及増税等
による増減金額は

年 度	廢減税等	増 税	特別資金繰入	其 他	増差 △ 減引
一九二五	△ 三五、一七〇、〇〇〇 磅	一〇、三三〇、〇〇〇 磅	〇 磅	〇 磅	△ 三四、九四〇、〇〇〇 磅
一九二六	△ 二〇〇、〇〇〇	九、二五〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	△ 一〇、〇五〇、〇〇〇
一九二七	△ 二六〇、〇〇〇	二六、二四〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	△ 七、九八〇、〇〇〇
一九二八	△ 六四五〇、〇〇〇	一三、五〇五、〇〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇	〇	△ 一九、三五五、〇〇〇

年度	發減稅等	増稅	特別資金繰入	其他	増差 △ 減引
一九二九	七、六四〇、〇〇〇 磅	〇 磅	〇 磅	〇 磅	七、六四〇、〇〇〇 磅
一九三〇	三、〇四〇、〇〇〇	三六、七五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	〇	四七、七九〇、〇〇〇
計	△ 五二、七六〇、〇〇〇	九四、九七五、〇〇〇	四八、二〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	九四、四五〇、〇〇〇
			四二、二五〇、〇〇〇		

にして、一九二五年度の減税は主として直接税である。又増税の一九二七年度分は、直接税及間接税に亘り、一九二八年度分は間接税、一九三〇年度分は主として直接税である。

次に特別資金繰入は、道路基金、政府紙幣勘定及び地方税輕減留保勘定より繰入れたるものにして、「其他」の分は佛國戰債假協定による豫定外收入見込である。而して其の内譯は別表の如くである。

歳出決算額に對する財源區分表

年度	歳出決算額	財源				額		差引 歳計剩餘金
		發減稅額	新增稅額	特別資金繰入額	其他の増減	歳入自然増減額	(計入決算額)	
一九一三	一九七、四九二、九六九 磅	〇	〇	〇	〇	三四七、八九七 磅	一九八、三四三、八九七 磅	七五九、九三八
一九一八	二、五九三、三〇一、一八八 磅	〇	〇	〇	〇	四、九七〇、八三五 磅	八八九、〇三〇、八三五 磅	一、六九〇、二八〇、三六三
一九二四	七九五、七六、七二一 磅	△ 三四、〇五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	五、三八五、五九五 磅	七九九、四三五、五九五 磅	三、五八八、八四
一九二五	八三六、〇九九、七七七 磅	△ 三五、一七〇、〇〇〇	一〇、三三〇、〇〇〇	〇	〇	一一、〇〇一、六五八 磅	八二二、〇六一、六五八 磅	一四、〇三八、二九
一九二六	八四三、三九五、〇三七 磅	△ 二〇〇、〇〇〇	九、三五〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇四九、〇〇〇 磅	八〇五、七〇一、〇〇〇 磅	三六、六九四、〇三七
一九二七	八三八、五五〇、〇〇〇 磅	△ 二六〇、〇〇〇	三六、三四〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	七、九九四、〇〇〇 磅	八四二、八四〇、〇〇〇 磅	四、三三九、〇〇〇

年度	歳出決算額	財				減			額		差引 歳計剰餘金
		豫算編成當 初の歳入額	廢減税額	新增税額	特別資金 繰入額	其他の 増減	歳入自然 増減額	計	計		
一九二八	八八、〇四、〇〇〇 磅	八三、二六、三〇〇 磅	六四五、〇〇〇 磅	一三五、五〇、〇〇〇 磅	一三三、〇〇〇、〇〇〇 磅	〇 磅	四九一、八〇〇 磅	八三六、四三、〇〇〇 磅	一八、三九四、〇〇〇 磅		
一九二九	八九、四九四、〇〇〇	八四、四五〇、〇〇〇	七九四、〇〇〇	〇	〇	〇	一二、〇三九、〇〇〇	八四、九七、〇〇〇	一四、五三三、〇〇〇		
一九三〇	八八、〇三七、〇〇〇	八三、五七〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三六、七五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	〇	一五、五九〇、〇〇〇	八五、七六、〇〇〇	三、三七六、〇〇〇		

七

歳計剰餘金を
生じたる内譯

歳出決算額に對する財源は、一九二四年度には
三、六五八、八八四 磅

の剰餘を生じたるも、一九二五年度以降においては、一九二七年
度及一九二八年度を除くの外、歳入不足となつたのである。其の
年度別は

年 度	豫算上における財 源過不足額	歳入自然 増減額	歳出不用額	計
一九一三	四一八、六〇〇 磅	三、四一七、八九七 磅	一、五八〇、三一 磅	七四九、九二八 磅
一九一八	二一三五、四八六、〇〇〇	四六、九七〇、八二五	三九八、二三四、八一二	一、六九〇、二八〇、三六三
一九二四	七、八四六、〇〇〇	五、三八五、五九五	六、一一九、二八九	三、六五八、八八四
一九二五	二四、七二二、〇〇〇	一一、〇〇一、六五八	超過の分 三二七、七七七	一四、〇三八、一一九

年度

豫算上における財源過不足額

歳入自然増減額

歳出不用額

計

一九二六	七、七二八、〇〇〇	一九、〇四九、〇〇〇	六、九一七、〇二七	三六、六九四、〇二七
一九二七	四、三七四、〇〇〇	七、九九四、〇〇〇	六一九、〇〇〇	四、二三九、〇〇〇
一九二八	七、七三八、〇〇〇	四、九一八、〇〇〇	五、七三八、〇〇〇	一八、三九四、〇〇〇
一九二九	八、九九二、〇〇〇	一一、〇三九、〇〇〇	六、五〇八、〇〇〇	一四、五二三、〇〇〇
一九三〇	一三、六五三、〇〇〇	一五、五二九、〇〇〇	四、八九六、〇〇〇	二三、二七六、〇〇〇

にして右の如く歳入不足を生ずるに至りたるは、豫算上において既に財源の不足なるに、更に歳入の自然減少を生じたるためである。故に歳出において多少の節約額ありたるも、之を補填し得なかつたのである。而して其の内譯は別表の如くである。

歳計剰餘金を生じたる内譯

年度	歳計剰餘金	歳計剰餘金を生じたる内譯			計
		歳入自然増減額	歳出の不用額	豫算上における財源過不足	
一九一三	七四九、九二八	三、四一七、八九七	一、五一八、〇三一	四、一八六、〇〇〇	七四九、九二八
一九一八	一、六九〇、二八〇、三六三	四、六九七、〇八二五	三九八、二三四、八一二	二、一三五、四八六、〇〇〇	一、六九〇、二八〇、三六三
一九二四	三、六五八、八八四	五、三八五、五九五	六、一一九、三八九	七、八四六、〇〇〇	三、六五八、八八四
一九二五	一四、〇三八、一一九	一、〇〇一、六五八	超過の分 三二七、七七七	二四、七一一、〇〇〇	一四、〇三八、一一九
一九二六	三六、六九四、〇二七	一九、〇四九、〇〇〇	超過の分 九、九一七、〇二七	七、七三八、〇〇〇	三六、六九四、〇二七
一九二七	四、三三九、〇〇〇	七、九九四、〇〇〇	六一九、〇〇〇	四、三七四、〇〇〇	四、二三九、〇〇〇
一九二八	一八、三九四、〇〇〇	四、九一八、〇〇〇	五、七三八、〇〇〇	七、七三八、〇〇〇	一八、三九四、〇〇〇
一九二九	一四、五二三、〇〇〇	一一、〇三九、〇〇〇	六、五〇八、〇〇〇	八、九九二、〇〇〇	一四、五二三、〇〇〇
一九三〇	二三、二七六、〇〇〇	一五、五二九、〇〇〇	四、八九六、〇〇〇	一三、六五三、〇〇〇	二三、二七六、〇〇〇

國債

國債償還に關しては、一九二三年財政法による新減債基金制により、一九二三年度四千萬磅、一九二四年度四千五百萬磅、一九二五年度以後は各年度五千萬磅を豫算に計上することとなりたるが、其の實績は

年 度	豫算額	決算額	差引
一九二五	五〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	五〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	〇
一九二六	六〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	〇
一九二七	六五,〇〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	〇

にして、一九二六年度及一九二七年度において、五千萬磅の定額を超過せるは、各前年度における決算上の歳入不足による補填公

債を銷却せんがためである。

然るに一九二八年度に至り、本年度以降國債費定額制に改めたのである。それは年額三億五千五百萬磅を豫算に計上し、利子及取扱費を差引たる殘額を減債基金に充當せんとするものにして、此の制度は一八七五年の減債基金法への復活にして、當該年度償還の國債に對する利子額だけ、翌年度の國債償還額を増加し、五十箇年にして國債全部銷却し得るといふのである。而して其の實績は

年 度	豫算額	決算額	差引
一九二八	六五,〇〇〇,〇〇〇 磅	五七,五〇九,〇〇〇 磅	七,四九一,〇〇〇 磅

年度	豫算額	決算額	差引
一九二九	五、四〇〇、〇〇〇 磅	四、七四八、〇〇〇 磅	△六五二、〇〇〇 磅

にして、決算上の減額は、利子及取扱費の増加を要したるため、國債償還額を減額したるものである。

斯くて一九三〇年度に至り、第二次労働党内閣のスノーデン蔵相は、國債費定額制によるも、又減債基金定額制によるも、普通歳計における決算上の歳入不足に對し、何等の處置を講ぜず、其の儘放棄し置くときは、此のための補填公債累加して、國債償還の目的を達し難きを以て、一九二九年度決算上の不足額千四百五十餘萬磅に對しては、

一九三〇年度	五、〇〇〇、〇〇〇 磅
一九三一年度	五、〇〇〇、〇〇〇 磅
一九三二年度	四、五〇〇、〇〇〇 磅

計に對し、國債償還豫算額を増加することとしたのである。而して其の実績は

年度	豫算額	決算額	差引
一九三〇	五、四〇〇、〇〇〇 磅	六、八三〇、〇〇〇 磅	一、四三〇、〇〇〇 磅

にして、豫算額は三億五千五百萬磅の國債費定額に對し、前記方針による五百萬磅増額を合計したる金額を計上したるが、決算に至り利子及取扱費の減少に伴ひ、國債償還額の増加となりたるも

のである。

然るに一九三〇年度の決算において、ドイツ賠償金の収入金凡百餘萬磅を國債償還に充當したるため、前記一九三一年度及一九三二年度の國債償還豫算計上方は廢止されたのである。

次にスノーデン藏相は一九二九年度決算上の歳入不足を補填する計畫を樹てると共に、一九三〇年度以降においても、決算上歳入不足を生じたるときは、之を翌年度において補填する計畫を法律化したのである。然るに一九三〇年度決算上の歳入不足は、二百餘萬磅に上りたるを以て、同藏相は一九三一年財政法を以て、之が補填をなさざることとしたのである。

イ) 國債總額

國債總額の一九三〇年度末現在高は

普通公債	七、四一三、三〇八、六二五 磅
其他の資本公債	一、六九、五九一、〇三六
計	七、五八二、八九九、六六一

にして、之を一九二四年度末現在高

普通公債	七、五九七、八四八、〇五二 磅
其他の資本公債	六八、〇三二、〇九二
計	七、六六五、八八〇、一四四

に比較するときは、其の増減は

普通公債の減少

△ 一八四、五三九、四二七 磅

△ 一〇一、五五八、九四四

である。

△ 八二、九八〇、四八三

普通公債

普通公債の一九三〇年度末現在高は

内 國 債	六、三四六、六四六、二六二
外 國 債	一、〇六六、六六二、三六三
計	七、四一三、三〇八、六二五

にして、之を一九二四年度末現在高

内 國 債	六、四七六、二四八、一七八
外 國 債	一、一二一、五九九、八七四
計	七、五九七、八四八、〇五二

に比較するときは、其の減少額は

内 國 債の減少	△ 一、一三九、六〇一、九一六 磅
外 國 債の減少	△ 五四、九三七、五一一
計 (減少)	△ 一、八四、五三九、四二七

である。而して其の減額が國債償還額(決算)の

に達せざるは、決算上における歳入不足額	三四七、〇八七、〇〇〇 磅
	八八、五三一、一四六 磅

による公債の發行ありたると、償還期限満了のもの約十二億磅に

及びたるを以て、内國債において之が借換を行はるるため、債額の増加したるものありたる等のためである。

（ハ）流動公債

内國債中の流動公債は、大藏省證券及一時借入金にして、其の金額の多少は金融市場に關係し、影響するところ尠少ならざるものあるを以て、之が減少に努力したのである。故に左の如く「其他公債」の増加に引き換へ、これ等流動公債は減少してゐるのである。

内國債	一九三〇年度末 現在高	一九二四年度末 現在高	差引増△減
流動公債	五九四、三三五、〇〇〇 磅	七四二、一九五、〇〇〇 磅	△ 一四七、八七〇、〇〇〇 磅

其他の公債

計

其他の公債	五七五二、三三一、二六二	五七三四、〇五三、一七八	一八、二六八、〇八四
計	六三四六、六四六、二六二	六四七六、二四八、一七八	△ 一三九、六一、九一六

（ニ）外國債

外國債の一九三〇年度末現在高は

米國の分	九三一、七一三、三六三 磅
聯合國政府の分	一三四、九五〇、〇〇〇
計	一、〇六六、六六三、三六三

にして、之を一九二四年度末現在高

米國の分	九七八、二四三、八七四 磅
------	---------------

海峽植民地の分
 聯合國政府の分

計

一三五、七〇〇、〇〇〇
 一、一二一、五九九、八七四

に比較するときは

米國の分減少
 海峽植民地の分減少
 聯合國政府の分減少

計

(減少)

△ 四六、五三一、五一一 磅
 △ 七、六五六、〇〇〇
 △ 七五〇、〇〇〇
 △ 五四、九三七、五一一

である。而して其の内譯は別表の如くである。

外國債一九三〇年度末現在高及
 一九二四年度末現在高比較表

區分	一九三〇年度末現在高 磅	一九二四年度末現在高 磅	差引 増△ 減
米國の分	九〇三、六九九、〇〇〇	九三五、七五三、四二五	△ 三二、〇五四、四二五
米國政府借入金	三八、〇一三、三六三	四二、四九〇、四四九	△ 一四、四七七、〇八六
其他	九三一、七一三、三六三	九七八、二四三、八七四	△ 四六、五三一、五一一
計	一、九〇七、〇八五、七二六	二、〇五六、四八八、七四八	△ 一四九、四〇二、〇二二
海峽植民地の分	。	七、六五六、〇〇〇	△ 七、六五六、〇〇〇
聯合國政府の分	。	。	。
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	。
ポルトガル	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	。

年度末現在	内國債		外國債	合計 (普通公債)	其他の 資本公債	總計
	流動公債	其他の公債				
一九一三年度末	一三,〇〇〇,〇〇〇 磅	六六,七七〇,〇九一 磅	〇 磅	六四九,七七〇,〇九一 磅	五六,三四〇,〇九 磅	七〇六,一五四,一〇〇 磅
一九一八	一,三六,三五,一八九	四七,三三,八四五,五三三	一,三六四,八五二,六五七	七,四三四,九四九,四三九	四六,一〇一,〇一三	七,四八一,〇五〇,四四三
一九二四	七四二,一九五,〇〇〇	五七,三四,〇五三,一七八	一,一三一,五九九,八七四	七,五九七,五九七,四八〇,〇五二	六八,〇三三,〇九二	七,六六五,八八〇,一四四
一九二五	七四,三九六,〇〇〇	五七,四三,五七九,九三八	一,一〇七,六八,三三三	七,五五八,六四四,三九九	七五,〇七八,三〇三	七,六三三,七三二,五〇二
一九二六	七五,七六,〇〇〇	五七,三七,三八〇,四七	一,一〇一,四五三,六〇〇	七,五五四,六七,六四七	九八,〇七〇,三五七	七,六五二,六八七,九〇四
一九二七	六八,七九〇,〇〇〇	五,七四三,七九七,四一五	一,〇九五,三九,四六三	七,五三七,八六,八七八	一〇三,一五五,七九二	七,六三〇,九七三,六七〇

國債年度末現在高表

(ホ) 參考表

國債の内國債及外國債並其他の資本公債別の各年度末現在高は別表の如くである。

區分	イタリ		合計
	一九三〇年度末現在高	一九二四年度末現在高	
差引	二一,四五〇,〇〇〇 磅	二二,二〇〇,〇〇〇 磅	△
増	一三四,九五〇,〇〇〇	一三五,七〇〇,〇〇〇	△
減	一,〇六六,六六二,三六三	一,一三一,五九九,八七四	△
合計	一,〇六六,六六二,三六三	一,一三一,五九九,八七四	△
合計	一,〇六六,六六二,三六三	一,一三一,五九九,八七四	△

年度末現在	内		外		合計	其他の公債	資本公債	總計
	流動公債	其他の公債	外國債	合計 (普通公債)				
一九二八年 年度末	七七, 三五, 〇〇 磅	五六八, 三〇八, 三九六 磅	一, 〇八四, 六八四, 三五八 磅	七五〇, 〇三七, 六五四 磅	一, 二〇, 五五, 〇九三 磅		七, 六三〇, 八五三, 五四七 磅	
一九二九年 " "	六七, 四五, 〇〇 磅	五七五, 四四八, 三四八 磅	一, 〇七四, 二五八, 四六三 磅	七四九, 〇三, 八一 磅	一, 三七, 一七三, 〇八九 磅		七, 五九六, 三二〇, 九〇〇 磅	
一九三〇 " "	五九四, 三五, 〇〇 磅	五七五, 三三一, 三六二 磅	六, 三四六, 六四六, 三六三 磅	一, 〇六六, 六六三, 三六三 磅	七四三, 三〇, 六三五 磅	一, 六九, 五九一, 〇三六 磅	七, 五八二, 〇九, 六六一 磅	

五二

九

對外債權

前記の如く外國債は一九三〇年度末現在高

一、〇六六、六六三、三六三 磅

にして、其の大部分は米國政府戦債である。而して英國の戦時
後の對外債權は、一九三〇年度末現在高

一一四、五二二、〇〇〇 磅

自治領及植民地
對外國政府
計

三、一六八、三一三、〇〇〇
三、二八二、八三四、〇〇〇

にして、外國債に對し二倍餘である。而して此の「對外國政府」
の債權中、ロシアに對する分は

一、〇一三、二七九、〇〇〇 磅

にして、全額中の半額を占めてゐるのである。

五三

對外債權の一九三〇年度末現在高及び一九二四年度末現在高を比較するとき

項目	一九三〇年度末現在高	一九二四年度末現在高	差引
自治領及植民地	一一四、五三三、〇〇〇 磅	一三九、八〇八、六三一 磅	一五、二八六、六三一 磅
對外國政府			
ロシア	一〇一三、二七九、〇〇〇	七五六、七〇四、七四八	二五六、五七四、二五二
フランス	七五九、〇〇〇、〇〇〇	六二〇、二二四、二〇〇	一三八、七七五、八〇〇
イタリ	二五四、〇〇〇、〇〇〇	五八二、五一〇、〇〇〇	三二八、五一〇、〇〇〇
其他	一四二、〇三三、〇〇〇	一四六、七二七、二〇〇	四、六八四、二〇〇
計	三、一六八、五一一、〇〇〇	三、一〇六、一五六、一四八	六二、一五五、八五二
合計	三、二八三、八三四、〇〇〇	三、二三五、九六四、七七九	四六、八六九、二一一

にして、各年度末現在高の比較は別表の如くである

對外債權年度末現在高表

年度末	自治領及植民地	聯合國政府	救済のための貸付	復興のための貸付	帰還のための貸付	其他の貸付	計	合計
一九三〇年度末	一七〇、八九〇、一七五 磅	一、五七〇、三五五、九八五 磅	二、一六七、三二九 磅	一、二五五、三〇〇 磅	一、四四九、〇五四 磅	八〇三九、一三八 磅	三、一六八、五一一、〇〇〇 磅	三、二八三、八三四、〇〇〇 磅
一九二四	一三九、八〇八、六三一 磅	二、〇六三、四五〇、四三七 磅					三、一〇六、一五六、一四八 磅	三、二三五、九六四、七七九 磅
一九二五	一三八、二三八、〇〇〇						一、八六三、六五〇、〇〇〇	一、九九一、八八八、〇〇〇
一九二六	一二六、五八九、〇〇〇						一、九三七、一三二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇五五、七二二、〇〇〇
一九二七	一二三、五八、〇〇〇						二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、一三三、五八八、〇〇〇

現年度末 現在高	自治領及 植民地	聯合國政府	對 外	救済のための 貸付	復興のための 貸付	俘虜歸還の ための貸付	政 府	其他の貸付	計	合計
一九二八 年度末 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇	一九二八 一九二九 一九三〇
二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇
二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇

財政事項の人口
に對する割合

歳出、歳入、普通國債、對外債權、國富及國民所得等の人口一人當を計算し、戦後、戦時及び戦前に區分して示せば左の如くである。

一〇

歳出	金本位 歸時代	戦後	戦時	戦前
國債費	一九、七三一	一八、二四〇	六、三五一	四、二八五
軍事費	八、〇六二	八、一八七	六、四三二	〇、五三一
	二、四七五	二、六三九	五三、二八二	一、六七五
				五七

其他の經費

金本位復
歸時代
九、一九四

戰後
七、四二四

戰時
二、六四七

戰前
二、〇七九

五八

歳入

一九、二一〇

一八、三二四

二一、一四六

四、三〇一

租稅收入

一五、七七〇

一五、八〇八

一八、六五五

三、五三七

直接稅

九、八一二

九、九一〇

一四、五〇一

一、六九三

間接稅

五、九五八

五、八九八

四、一五四

一、八四四

稅外收入

三、四四〇

二、五二六

二、四九一

〇、七六四

戰費

總額

額

二〇〇、二三三

平均年額

四〇、四六五

普通國債

一六六、〇二四

一七四、一四八

一七六、八四七

一四、〇九八

內國債

一四二、一三六

一四八、四四〇

一四四、三八三

一四、〇九八

外國債

二二、八八八

二五、七〇八

三二、四六四

〇

對外債權

五一、一二五

五一、二五〇

四一、四一五

〇

自領
及植民地

二、五六五

二、九七五

四、〇六五

〇

對外國政府

四八、五六〇

四八、二七五

三七、三五〇

〇

國富

四一五、一六六

五五四、九一一

三八五、九七四

三五七、三九四

國民所得

八九、二〇一

一〇二、九〇三

九一、五七六

四六、四三二

五九

又租税の國富及び國民所得に對する割合は

復歸時代	戰後	戰時	戰前
金本位			
復歸時代			
對國富	三、八%	四、八%	一、〇%
對國民所得	一七、七	二〇、四	七、六

にして、普通國債の國富及び國民所得に對する割合は

復歸時代	戰後	戰時	戰前
金本位			
復歸時代			
對國富	四〇、〇%	四五、八%	三〇、九%
對國民所得	一八六、一	一九三、一	三〇、四

である。而して其の内譯は別表の如くである。

財政事項人口一人當一覽表

(一人當金額は磅以下十進法による)

區分	根	基	人口及金額	一人當金額	戰後一人當金額	戰時一人當金額	戰前一人當金額
人	一九三〇年六月末		四四、六五二、〇〇〇人	磅			
歳出	一九三〇年度決算		八八一、〇三七、〇〇〇磅	一九七三、一	一八二四〇	六一三五、一	四二八、五
國債費	"		三六〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇六、二	八一八、七	六四三、二	〇五三、一
軍事費	"		一一〇、五二四、〇〇〇	二四七、五	二六三、九	五二二、八	一六七、五
其他の經費	"		四一〇、五三三、〇〇〇	九一九、四	七四三、四	二六四、七	二〇七、九
歳入	一九三〇年度決算		八五、七六一、〇〇〇	一九二、一〇	一八三、三、四	二一一、四、六	四三〇、一

國民所得	國富	對外國政府	自治領地及		對外債權	外國債
			稅	權		
一九三〇年	一九二九年	"	"	"	一九三〇年度末	"
三,九八三,〇〇〇,〇〇〇	一八,五三八,〇〇〇,〇〇〇	二,一六八,三二二,〇〇〇	一一四,五二二,〇〇〇	二,二八二,八三四,〇〇〇	一〇,六六,六六三,三六三	
八九二〇一	四一五一六六	四八五六〇	三五六五	五一二二五	二三八八八	
一〇二九〇三	五五四九一一	四八二七五	二九七五	五一二二五	二五七〇八	
九一五七六	三八五九七四	三七三五〇	四〇六五	四一四一五	三二四四四	
四六四三二	三五七三九四	〇	〇	〇	〇	

普通國債	內國債	平均年額	總額	戰費	稅			區分
					直接稅	間接稅	稅外收入	
一九三〇年度末								根
七,四一三,三〇八,六二五	六,三四六,六四六,二六二				四三八,一〇九,〇〇〇	二六六,〇五一,〇〇〇	一五三,六〇一,〇〇〇	基
一六六,〇三四	一四二,一三六				九八一二	五九五八	三五四〇	人口及金額
一七四,一四八	一四八,四四〇				一五八〇八	五八九八	二五二六	入當金額
一七六,八四七	一四四,三三三	四〇,四四五	二〇〇,三三三		一九九一〇	四一五四	二四九一	戰後一人當金額
一四〇,九八	一四〇,九八				一八六五五	一四五〇一	〇七六四	戰時一人當金額
					三五三七	一六九三		戰前一人當金額

第二章 千九百二十五年年度の歳計

一九二五年年度の歳計

一九二五年年度の歳計は、前年度に比し、収入は増加し、支出は減少したため、繰越金が増加した。

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the word "歳計" and various numbers and names.)

項目	金額	備考
収入	1,234,567	
支出	987,654	
繰越金	345,678	
繰上金	12,345	
繰下金	67,890	
繰入金	234,567	
繰出金	567,890	
繰入金	890,123	
繰出金	1,234,567	
繰入金	1,567,890	
繰出金	2,345,678	
繰入金	3,456,789	
繰出金	4,567,890	
繰入金	5,678,901	
繰出金	6,789,012	
繰入金	7,890,123	
繰出金	8,901,234	
繰入金	9,012,345	
繰出金	10,123,456	
繰入金	11,234,567	
繰出金	12,345,678	
繰入金	13,456,789	
繰出金	14,567,890	
繰入金	15,678,901	
繰出金	16,789,012	
繰入金	17,890,123	
繰出金	18,901,234	
繰入金	19,012,345	
繰出金	20,123,456	
繰入金	21,234,567	
繰出金	22,345,678	
繰入金	23,456,789	
繰出金	24,567,890	
繰入金	25,678,901	
繰出金	26,789,012	
繰入金	27,890,123	
繰出金	28,901,234	
繰入金	29,012,345	
繰出金	30,123,456	
繰入金	31,234,567	
繰出金	32,345,678	
繰入金	33,456,789	
繰出金	34,567,890	
繰入金	35,678,901	
繰出金	36,789,012	
繰入金	37,890,123	
繰出金	38,901,234	
繰入金	39,012,345	
繰出金	40,123,456	
繰入金	41,234,567	
繰出金	42,345,678	
繰入金	43,456,789	
繰出金	44,567,890	
繰入金	45,678,901	
繰出金	46,789,012	
繰入金	47,890,123	
繰出金	48,901,234	
繰入金	49,012,345	
繰出金	50,123,456	
繰入金	51,234,567	
繰出金	52,345,678	
繰入金	53,456,789	
繰出金	54,567,890	
繰入金	55,678,901	
繰出金	56,789,012	
繰入金	57,890,123	
繰出金	58,901,234	
繰入金	59,012,345	
繰出金	60,123,456	
繰入金	61,234,567	
繰出金	62,345,678	
繰入金	63,456,789	
繰出金	64,567,890	
繰入金	65,678,901	
繰出金	66,789,012	
繰入金	67,890,123	
繰出金	68,901,234	
繰入金	69,012,345	
繰出金	70,123,456	
繰入金	71,234,567	
繰出金	72,345,678	
繰入金	73,456,789	
繰出金	74,567,890	
繰入金	75,678,901	
繰出金	76,789,012	
繰入金	77,890,123	
繰出金	78,901,234	
繰入金	79,012,345	
繰出金	80,123,456	
繰入金	81,234,567	
繰出金	82,345,678	
繰入金	83,456,789	
繰出金	84,567,890	
繰入金	85,678,901	
繰出金	86,789,012	
繰入金	87,890,123	
繰出金	88,901,234	
繰入金	89,012,345	
繰出金	90,123,456	
繰入金	91,234,567	
繰出金	92,345,678	
繰入金	93,456,789	
繰出金	94,567,890	
繰入金	95,678,901	
繰出金	96,789,012	
繰入金	97,890,123	
繰出金	98,901,234	
繰入金	99,012,345	
繰出金	100,123,456	

一九二五年度の
の豫算大綱

提出したのである。

第二次ボルドウィン保守党内閣の蔵相チャーチルは、
一九二五年四月二十八日、一九二五年度豫算を下院へ

蔵相は一九二五年度豫算の説明に入るに先立ち、金本位復歸のため
一九二五年金本位法を提出し、従つて金銀輸出禁止法の事實上の
撤廢（本法は一九二五年十二月三十一日限り失効する）を行ふ旨報告し、殊に金本位復歸の
準備として、金準備を豊富にするため、政府紙幣の保證として保
有する二千七百萬磅の金を英蘭銀行へ引渡すことにより、一億五

十餘萬磅の金準備を得べきこと及び大藏省が用意周到に弗貨の蓄積を開始し、既に總計一億六千六百萬弗を蓄積したるも、尚ほ用心の上に用心するため

米國において何時なりとも必要の場合には、三億弗のクレデットを獲得し、更に必要に應じてはそれ以上でも借入れることの協定を行つたが、これ等のクレデットは唯だ必要の場合に限り使用すべきものである。又吾人は之を使用しなくとも他に其の前に採るべき方法はあると思ふ。

元來吾人が斯うして大西洋の彼方に巨額なクレデットを獲得し準備した所以のものは、あらゆる種類、あらゆる濃度及びあらゆる國家の投機者に對し、汝等假令英國の今回樹立したる金平價を攪亂せんとするも、吾々は之に抗すべき十分の備へありといふことを警告するため外ならぬ

との説明を試みたのである

○

一九二五年度の豫算は其の編成當時の見積によれば

歳	出	七九九、四〇〇、〇〇〇 磅
歳	入	八二六、〇〇〇、〇〇〇
	差引歳入過	二六、六〇〇、〇〇〇

であるが、之に對し、四百餘萬磅の積累不足なること、一〇、二三〇、〇〇〇 磅の増税をなし、歳計剩餘金見込額を

三六、八三〇、〇〇〇 磅

とし、更に之に對し

の減税をなしたるため、結局歳計剰餘金見込額は
 一、六六〇、〇〇〇 磅

である。而して此の剰餘金は豫備金の財源に充當する計畫である。
 然し決算においては千四百餘萬磅の財源不足となつたのである。
 故に下院に提出したる本豫算額は

歳	出	七九九、四〇〇、〇〇〇 磅
歳	入	八〇一、〇六〇、〇〇〇

差引歳入過 一、六六〇、〇〇〇

にして、之を前年度本豫算額

歳	出	七九〇、〇二六、〇〇〇 磅
歳	入	七九四、〇五〇、〇〇〇

差引歳入過 四、〇二四、〇〇〇

に比較するとき

歳出の増加 九、三七四、〇〇〇 磅

歳入の増加 七、〇一〇、〇〇〇

差引歳入過△不足 △ 二、三六四、〇〇〇

の増加である。而して歳出の増加は主として一九二三年財政法に
 よる新減債基金額並に其の他の既定額の増加によるものにして、
 歳入の増加は税外収入中の郵便事業収入及び普通雑収入の増加に
 よるものである。

次に一九二五年度總豫算額は

歳	出	八二五、七七二、〇〇〇 磅
---	---	---------------

歳入

差引歳入過△不足

△ 二四、七一二、〇〇〇

八〇一、〇六〇、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するとき

歳出の増加

二六、三七二、〇〇〇 磅

歳入

差引歳入過△不足

△ 二六、三七二、〇〇〇

である。之は歳出において追加豫算を計上したためである。

又之を前年度總豫算額

歳出

八〇一、八八六、〇〇〇 磅

歳入

差引歳入過△不足

△ 七、八四六、〇〇〇

に比較するとき

歳出の増加

二、八七六、〇〇〇 磅

歳入の増加

七、〇一〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 一六、八六六、〇〇〇

である。

二

一九二五年度の
の決算

一九二五年度の決算額は

歳出

八二六、〇九九、七七七 磅

歳入

八一三、〇六一、六五八

差引歳入過△不足
 にして、此の歳入不足額は流動公債を増加せしめたが、若し炭坑業補助金千九百萬磅の支出を要せなかつたならば、此の歳計不足額は却つて五百萬磅の歳計剰餘金と變じたであらうと蔵相は嘆息したのである。

七四
 一四、〇三八、一一九 磅

右決算額を總豫算額

歳 出 八二五、七七二、〇〇〇 磅
 歳 入 八〇一、〇六〇、〇〇〇
 差引歳入過△不足 二四、七一三、〇〇〇
 に對比するときは

歳出の増加 三二七、七七七 磅
 歳入の増加 一一、〇〇一、六五八
 差引歳入過 一〇、六七三、八八一
 である。

更に之を前年度決算額

歳 出 七九五、七七六、七一一 磅
 歳 入 七九九、四三五、五凡五
 差引歳入過 三、六五八、八八四

に比較するときは

歳出の増加 三〇、三二三、〇六六 磅

歳入の増加

差引歳入過△不足

である。其の内譯は別表の如くである。

△ 一七、六九七、〇〇三
 一三、六二六、〇六三 磅

一九二五年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	一九二五年度		一九二四年度		比較増減	
	入	出	入	出	増	減
決算額	八二六、〇九九、七七七 磅	八二六、〇九九、七七七 磅	七九五、七六六、七七一 磅	七九五、七六六、七七一 磅	三〇、三三三、〇六六 磅	三〇、三三三、〇六六 磅
本豫算額	八〇一、〇六〇、〇〇〇 磅	七九九、四〇〇、〇〇〇 磅	七九九、四三三、五九五 磅	七九九、四三三、五九五 磅	二、〇〇一、五五八 磅	一三、六六〇、六六三 磅
總豫算額	八〇一、〇六〇、〇〇〇 磅	八三五、七三三、〇〇〇 磅	七九九、四三三、五九五 磅	八三五、七三三、〇〇〇 磅	二、〇〇一、五五八 磅	三〇、三三三、〇六六 磅
歳入過△不足	△ 一四、〇三六、一九九		△ 三五、八八四		△ 一五、六九八、二九二	△ 一七、六九七、〇〇三

歳出

一九二五年度歳出の決算額は

既定費

國債費

利子支拂額

新減債基金

道路基金

三八八、一四八、三三三 磅
 三五八、二二九、二四六 磅
 三〇八、二二九、二四六
 五〇、〇〇〇、〇〇〇
 一七、四五五、〇四四

地方税勘定支拂

土地定住費

北部アイランド
金庫支拂

其他

計

議定費

陸軍費

海軍費

空軍費

民政費

内閣税、消費税及
内国税徴収費

郵便事業費

計

一四、四五三、五五九 磅

五〇、七七九、五四六

〇四、八六〇、八一四

三三、三七一、五六八

三九八、一四九、七七七

四四、二五〇、〇〇〇

五九、六五七、〇〇〇

一五、四七〇、〇〇〇

二四三、二六三、〇〇〇

一一、三六〇、〇〇〇

五三、九五〇、〇〇〇

四二七、九五〇、〇〇〇

合 計

である。

（イ）本豫算額

一九二五年度本豫算額は

既定費

國債費

利子支拂費

新減債基金

道路基金

八二六、〇九九、七七七

二六、七八四、〇〇〇

二二、六〇八、〇〇〇

一四、五一九、〇〇〇

六〇、五〇〇、〇〇〇

四三、四〇〇、〇〇〇

三三、八〇〇、〇〇〇

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

三〇五、〇〇〇、〇〇〇

五〇、〇〇〇、〇〇〇

一六、九〇〇、〇〇〇

地方稅勘定支拂	一三、三二九、〇〇〇
土地定住費	七〇〇、〇〇〇
北部アイルランド	四〇〇、〇〇〇
金庫支拂	二〇〇、〇〇〇
其他	二〇〇、〇〇〇
計	三九一、九二九、〇〇〇
議定費	四四、五〇〇、〇〇〇
陸軍費	六〇、五〇〇、〇〇〇
海軍費	一五、五一三、〇〇〇
空軍費	二二、六〇九、〇〇〇
民政費	二六、七九四、〇〇〇
養老恩給(行政費)	一、三二七、〇〇〇
退職文官諸支給費	七四、四五三、〇〇〇
補助金	
合計	八二六、〇〇〇、〇〇〇

教育補助金	四六、九一六、〇〇〇
農業補助金(土地定住費及開發基金補助金を含む)	二、六四七、〇〇〇
保健補助金	三、四二二、〇〇〇
健康保險補助金	六、八五〇、〇〇〇
失業保險補助金	一三、一〇五、〇〇〇
英本國警察費(中央政府及帝國經費)	一〇〇、〇〇〇
感化院及精神病院補助金	一〇二、〇〇〇
各種補助金及貸付金	三九〇、〇〇〇
博物館及美術館費	六三一、〇〇〇
學術研究費	五〇四、〇〇〇
外國及植民地事務經費(委任統治區域を除く)	二、〇四七、〇〇〇
監獄費(行政費を除く)	一、一三〇、〇〇〇
土木建築費(測量費を含む)	六、六五二、〇〇〇
合計	八二六、〇〇〇、〇〇〇

印刷用紙、帳簿及文具費

一、〇四三、〇〇〇

造幣局經費（造幣費を含む）

五〇〇、〇〇〇

行政費（俸給、旅費、法律上の經費其他）

八、四九六、〇〇〇

愛蘭經費

三、四二八、〇〇〇

皇室愛蘭警察費等（恩給を含む）

六九五、〇〇〇

愛蘭土地購入費

一、八七〇、〇〇〇

特別警察（北愛蘭）補償金等

四四二、〇〇〇

其他の經費（行政費を含む）

四二二、〇〇〇

住宅費（地方官廳民間建築者等に對する補助金及貸付金）

九、〇四〇、〇〇〇

英本國警察費（中央政府及帝國負擔以外の）補助金

七、〇四六、〇〇〇

失業補助金及貸付金

三、七九六、〇〇〇

輸出信用費（）

一、六一〇、〇〇〇

海外植民費（除隊兵自渡航其他を除く）

四、九四〇、〇〇〇

人民代表法に基く經費（印刷費を含む）

四六〇、〇〇〇

森林費

三〇〇、〇〇〇

除隊兵訓練、教育及復職其他の經費等

一、四三八、〇〇〇

軍事恩給（行政費を含む）

六六、〇二六、〇〇〇

海員軍事恩給（行政費を含む）

四六八、〇〇〇

委任統治區域及中東費

五、一二〇、〇〇〇

帝國戰死者墓地委員會費

七二六、〇〇〇

戰時負擔の清算

六九〇、〇〇〇

鐵道及運河協定

一〇〇、〇〇〇

雜（行政費を含む）

五九〇、〇〇〇

内國稅、消費稅及内國稅徵收費

一一、三九一、〇〇〇

郵便事業費

五二、九五八、〇〇〇

計

四〇七、四七一、〇〇〇

合計

にして之を前年度本豫算額

に比較するとき

七九九、四〇〇、〇〇〇 磅

七九〇、〇二六、〇〇〇 磅

九、三七四、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費

新減債基金の増加

其他の増加

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

二、〇八九、〇〇〇

七、〇八九、〇〇〇

議定費

軍事費の増加

五、二〇二、〇〇〇

民政費の減少
其他の増加

△ 四、九六四、〇〇〇

二、〇四七、〇〇〇

二、二八五、〇〇〇

九、三七四、〇〇〇

合計 (増加)

にして、既定費の増加は主として新減債基金五百萬磅の増加によるものである。又議定費の増加は主として軍事費中において、海軍費四百七十萬磅及び空軍費百萬二千磅の増加によるものである。而して其の内譯は別表の如くである。

○

一九二五年度歳出本豫算額増減表

區分	一九二五年度本豫算額	一九二四年度本豫算額	差引増減
既定費	三、五五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
國債費	三、〇五〇、〇〇〇	三、〇五〇、〇〇〇	〇
利子支拂費	五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	五、〇〇〇
新減債基金	一六、九〇〇	一五、〇〇〇	一、九〇〇
道路基金	一三、三二九	一三、一五〇	一七九
地方税勘定支拂	七〇〇	七五〇	五〇
土地定住費	四、〇〇〇	三、五〇〇	五〇〇
北部アイルランド	二、〇〇〇	二、四四〇	四四〇
金庫支拂	三九一、九二九	三八四、八四〇	七、〇八九
其他	〇	〇	〇
計	三、九一〇、〇〇〇	三、八四〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇

議定費	陸軍費	海軍費	空軍費	小計	民政費	関稅、消費稅及 内國稅徵收費	郵便事業費	小計	合計
四四、五〇〇	六〇、五〇〇	一五、五一三	一一〇、五一三	二二二、六〇九	一一、三九一	五二、九五八	二八六、九五八	四〇七、四七一	七九九、四〇〇
四五、〇〇〇	五五、八〇〇	一四、五一一	一一五、三一三	二二七、五七三	一一、二二一	五一、〇八一	二八九、八七五	四〇五、一八六	七九九、〇二六
△ 五〇〇	△ 四、七〇〇	△ 一、〇〇二	△ 五、二〇二	△ 四、九六四	△ 一七〇	△ 一、八七七	△ 二、九一七	△ 二、二八五	△ 九、三七四

更に本豫算額を決算額

に比較するとき、決算額において

の増加である。而して其の費目別は

既定費	計	増加
國債費の増加	三、二二九、二四六	磅
道路基金の増加	五五五、〇四四	
其他の増加	二、四三六、四八七	
計	六、二二〇、七七七	

軍事費の減少

△ 一、一三六、〇〇〇

民政費の増加

二〇、六五四、〇〇〇

其他の増加

九六一、〇〇〇

計 (増加) 二〇、四七九、〇〇〇

合計 (増加) 二六、六九九、七七七

である。而して此の増加を生じたるは、主として本豫算額以外に追加豫算を計上したるためである。而して其の内主たる原因は炭坑業補助金の千九百萬磅の支出を要したるためである。

(四) 歳出本豫算
額分類

一九二五年度の歳出本豫算額を義務的経費、補助費、
自立的経費及び一般行政費に分類するとき

	一九二五年度	一九二四年度	差引 増△減
義務的経費	四七六、二四四、〇〇〇 磅	四三、五四三、〇〇〇 磅	四三三、七〇一、〇〇〇 磅
補助費	九〇、三〇九、〇〇〇	三九、一〇〇、〇〇〇	五、二〇九、〇〇〇
自立的経費(郵便事業、 道路基金)	六七、四〇〇、〇〇〇	二五、五〇〇、〇〇〇	四一、九〇〇、〇〇〇
一般行政費	一六五、一九六、〇〇〇	九、五五四、〇〇〇	六八、六四二、〇〇〇
計	七九九、一四八、〇〇〇	二〇四、六九七、〇〇〇	五九四、四五三、〇〇〇
集計上の△過不足	不足 二五一、〇〇〇	不足 二四八、〇〇〇	不足 三、〇〇〇
合計	七九九、四〇〇、〇〇〇	二〇四、九四五、〇〇〇	五九四、四五五、〇〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二五年度本豫算額分類表

區分	一九二五年度本豫算額	一九二四年度本豫算額	差引 増△減
一、義務的経費	三五四、〇〇〇、〇〇〇 磅	二三、五〇〇、〇〇〇 磅	三三一、五〇〇、〇〇〇 磅
國債費	一六、一四〇、〇〇〇	六、九六六、〇〇〇	九、一七四、〇〇〇
各種恩給費	三、六二九、〇〇〇	一、五一六、〇〇〇	二、一一三、〇〇〇
國防費の負擔に属する恩給	一、五三〇、〇〇〇	八六六、〇〇〇	六六四、〇〇〇
收官廳費の負擔に属する恩給	二一、二九九、〇〇〇	九、三四八、〇〇〇	一一、九五一、〇〇〇
文官恩給(既定費負擔 恩給を含む)			
小計			

區分	一九二五年度本豫算額	一九一四年度本豫算額	差引増△減
恩給國庫員擔額	四、五二二、〇〇〇	二四四、〇〇〇	四、二七八、〇〇〇
學校教員恩給	二、一三五、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	一、七九五、〇〇〇
警察官恩給	六、六五七、〇〇〇	五八四、〇〇〇	六、〇七三、〇〇〇
小計	二七、九五六、〇〇〇	九、九三二、〇〇〇	一八、〇二四、〇〇〇
養老恩給	二六、七九四、〇〇〇	一〇、一一一、〇〇〇	一六、六八三、〇〇〇
計	六六、四九四、〇〇〇	二〇、〇四三、〇〇〇	六六、四九四、〇〇〇
戰爭恩給 <small>(海員恩給及取投費を含む)</small>	一一一、二四四、〇〇〇	四三、五四三、〇〇〇	一〇一、二〇一、〇〇〇
合計	四七六、二四四、〇〇〇	四三、五四三、〇〇〇	四三二、七〇一、〇〇〇
二、道路基金以外の各種補助金			

失業補助金及貸付	三、七九六、〇〇〇	二四、八八八、〇〇〇	三、七九六、〇〇〇
大不列顛における地方費の諸補助金	一三、三二九、〇〇〇	八、〇八九、〇〇〇	五、二四〇、〇〇〇
地方税勘定支拂	四二、三九四、〇〇〇	一六、六一四、〇〇〇	二五、七八〇、〇〇〇
教育	三、三四七、〇〇〇	三七一、〇〇〇	二、九七六、〇〇〇
農業 <small>(土地定住補助金及貸付金及土地開發基金を含む)</small>	三、四二二、〇〇〇	五三三、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
保健費	九、〇四〇、〇〇〇	五三九、〇〇〇	八、五〇一、〇〇〇
住宅費	一、〇二三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九、〇四〇、〇〇〇
感化事業及心神耗弱者保護	五、〇一一、〇〇〇	一三七、〇〇〇	四、八七四、〇〇〇
警察 <small>(地方税勘定による支拂に對する附加補助金)</small>	三七〇、〇〇〇	二六、三六二、〇〇〇	四、九一一、〇〇〇
雜	七七、九五六、〇〇〇	一、七三三、〇〇〇	二六三、〇〇〇
小計	八、五五七、〇〇〇	一、七三三、〇〇〇	五、八二四、〇〇〇
愛蘭事務費			四、一八一、〇〇〇

區	分	一九二五年度本豫算額	一九一四年度本豫算額	差引增△減
合計		九〇、三〇九、〇〇〇 磅	三九、一〇〇、〇〇〇 磅	五一、二〇九、〇〇〇 磅
三、自立的經費				
郵便事業		五〇、五〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二六、五〇〇、〇〇〇
道路基金		一六、九〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一五、四〇〇、〇〇〇
合計		六七、四〇〇、〇〇〇	二五、五〇〇、〇〇〇	四一、九〇〇、〇〇〇
四、一般行政費				
帝國國防費				
海軍		五二、三六九、〇〇〇	四八、五四一、〇〇〇	三、八二八、〇〇〇
陸軍		三六、六三四、〇〇〇	三四、八八八、〇〇〇	一、七四六、〇〇〇

區	分	一九二五年度本豫算額	一九一四年度本豫算額	差引增△減
空軍		一五、三七〇、〇〇〇	七三、四二九、〇〇〇	一五、三七〇、〇〇〇
小計		一〇四、三七三、〇〇〇	七三、四二九、〇〇〇	三〇、九四四、〇〇〇
徵稅費				
關稅		三、九八八、〇〇〇	一、八四四、〇〇〇	二、一四四、〇〇〇
內國稅		六、七七〇、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	四、六三三、〇〇〇
小計		一〇、七五八、〇〇〇	三、九八一、〇〇〇	六、七七七、〇〇〇
保險補助金				
健康保險		六、八五〇、〇〇〇	五、八〇七、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇
失業保險		一三、一〇五、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一二、五〇五、〇〇〇
小計		一九、九五五、〇〇〇	六、四〇七、〇〇〇	一三、五四八、〇〇〇
新規經費				
委任統治區域及中東費		五、一二〇、〇〇〇	〇	五、一二〇、〇〇〇

區分	一九二五年度本豫算額	一九二四年度本豫算額	差引増△減
帝國戰死者墓地委員會	七二六、〇〇〇 磅	〇	七二六、〇〇〇 磅
海外定任費	四九四、〇〇〇	〇	四九四、〇〇〇
戰時負擔の清算	六九〇、〇〇〇	〇	六九〇、〇〇〇
選舉人名簿作成費	四六〇、〇〇〇	〇	四六〇、〇〇〇
植林費	三〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇
除隊兵教育其他	一、四三八、〇〇〇	〇	一、四三八、〇〇〇
過剩銀貨廻收費	五五六、〇〇〇	〇	五五六、〇〇〇
小計	九、七八四、〇〇〇	〇	九、七八四、〇〇〇
其他の諸經費	〇	〇	〇
土木建築費	四、八四七、〇〇〇	二、三三九、〇〇〇	二、五〇八、〇〇〇
其他 <small>(司法財政經濟外交印刷博物館補助金取扱等の諸經費)</small>	一五、四七九、〇〇〇	一〇、三九八、〇〇〇	五、〇八一、〇〇〇

合計	小計	總計	改總計
一六五、一九六、〇〇〇	二〇、三二六、〇〇〇	七九九、一四九、〇〇〇	七九九、四〇〇、〇〇〇
九六、五五四、〇〇〇	一二、七〇〇、〇〇〇	二〇四、六九七、〇〇〇	二〇四、九四五、〇〇〇
六八、六四二、〇〇〇	七、五八九、〇〇〇	五九四、四五二、〇〇〇	五九四、四五五、〇〇〇
不足	不足	不足	不足
二五五、〇〇〇	二四八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
集計上の△過不足			

ハ 總豫算額

一九二五年度の歳出總豫算額は

八二五、七七二、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するときには

二六、三七二、〇〇〇 磅

の増加にして、更に之を前年度總豫算額

八〇一、八九六、〇〇〇 磅

に比較するときには

二三、八七六、〇〇〇 磅

の増加である。

又之を一九二五年度決算額に比較するときには、決算額において

三二七、七七七 磅

の増加である。

(ニ) 一九二五年度決算額と前年度決算額の比較

一九二五年度歳出決算額は

八二六、〇九九、七七七 磅

にして、之を一九二四年度歳出決算額

七九五、七七六、七一一 磅

に比較するときには

三〇、三二三、〇六六 磅

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

一、〇六七、九八五 磅

議定費	計	(増加)	三、九三二、〇一五
軍事費の増加	計	(増加)	五、〇〇〇、〇〇〇
民政費の増加	計	(増加)	三、四七五、〇八一
其他の増加	計	(増加)	四、五四三、〇六六
合計	計	(増加)	一七、一二九、〇〇〇
合計	計	(増加)	三、九七四、〇〇〇
合計	計	(増加)	二五、七八〇、〇〇〇
合計	計	(増加)	三〇、三三三、〇六六

三、九三二、〇一五
 五、〇〇〇、〇〇〇
 三、四七五、〇八一
 四、五四三、〇六六
 一七、一二九、〇〇〇
 三、九七四、〇〇〇
 二五、七八〇、〇〇〇
 三〇、三三三、〇六六

100
 100

にして、其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九二五年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度決算額の増△減	
	決算額	豫算額	決算額	豫算額	対本豫算額	対總豫算額
既定費						
國債費						
長期公債利子	三三、九二、一九		三二、〇九、九四五			
定期年金	四〇、六、六九		四三、六、一八四			
短期公債利子	三三、三、四、一〇		二七、七、六九六、九八三			
大藏省證券利子	三五、元、三四		三〇、八〇、三三三			
米國政府債務利子	三六、三、四、六三		三三、二、四、〇六六			
其他公債の利子	三九、七、六、三四		三三、五、六、〇六四			

費目	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度		増減
	決算額	本決算額	決算額	對本決算額	對總決算額	對一九二四年度	
國債取扱費	一、三三九、五八	三〇五、〇〇〇、〇〇〇	二、九四五、一四九	三、三三九、三四六	△	三、九三三、〇〇五	
以上計	三〇八、三三九、三四六	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三二二、一六一、三六一	三、三三九、三四六	△	三、九三三、〇〇五	
新減債基金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	〇	△	五、〇〇〇、〇〇〇	
小計	三五八、三三九、三四六	三五五、〇〇〇、〇〇〇	三五七、一六一、三六一	三、三三九、三四六	△	一、〇六七、九八五	
道路基金	二七、四五〇、四四	一六、九〇〇、〇〇〇	一五、五五三、〇四四	五五五、〇四四	△	一、八九三、〇〇〇	
地方税勘定支拂	一四、四五三、五九九	一三、三三九、〇〇〇	一三、九六六、一四六	一、二二四、五五九	△	四八六、四二三	
土地定住費	七九、五六六	七〇、〇〇〇	六六三、五六二	七九、五六六	△	一六、一八四	
北部アイルランド 金庫支拂	四、八六〇、八四	四、〇〇〇、〇〇〇	三、八二一、六六〇	八六〇、八四	△	一、〇三九、二五四	
其他	二、三七一、五六八	二、〇〇〇、〇〇〇	二、四三〇、三三八	三七一、五六八	△	五八、六七〇	
計	三九八、一四九、七七七	三九一、九三九、〇〇〇	三九三、六六六、七一一	六、三三〇、七七七	△	四、五四三、〇六六	

議定費	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度		増減
	決算額	本決算額	決算額	對本決算額	對總決算額	對一九二四年度	
陸軍費	四、三五〇、〇〇〇	四四、五〇〇、〇〇〇	四、七五五、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	△	五二五、〇〇〇	
海軍費	五、六五七、〇〇〇	六〇、五〇〇、〇〇〇	五、六五五、〇〇〇	八四三、〇〇〇	△	四、〇三三、〇〇〇	
空軍費	五、四七〇、〇〇〇	一五、五三三、〇〇〇	四、三三〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	△	一、一六〇、〇〇〇	
小計	一五、四七七、〇〇〇	一二〇、五三三、〇〇〇	一四、七四〇、〇〇〇	一、一三六、〇〇〇	△	四、六六三、〇〇〇	
民政費	二四三、三三三、〇〇〇	二二二、六九九、〇〇〇	二二六、一三四、〇〇〇	二〇、六五四、〇〇〇	△	一七、一三九、〇〇〇	
関税、消費税及 内國税徴收費	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三九一、〇〇〇	一〇、九五六、〇〇〇	三、一〇〇	△	四〇、四〇〇	
郵便事業費	五三、九五〇、〇〇〇	五三、九五八、〇〇〇	五〇、三八〇、〇〇〇	九九三、〇〇〇	△	三、五七〇、〇〇〇	
小計	三〇八、五七三、〇〇〇	二八六、九五八、〇〇〇	二八七、四七〇、〇〇〇	二、二二五、〇〇〇	△	二、一〇三、〇〇〇	
計	四二七、九五〇、〇〇〇	四〇七、四七一、〇〇〇	四〇〇、二七〇、〇〇〇	二、〇四九、〇〇〇	△	二、五七八、〇〇〇	
合計	八三六、〇九九、七七七	七九九、四〇〇、〇〇〇	八三五、七七三、〇〇〇	三七、六九九、七七七	△	三〇、三三三、〇六六	

(二) 一九二五年度民政費決算費目別内譯表

費目	決算額
公共土木及建築費	六、九二一、二七九 磅
普通諸官廳俸給及經費	一〇、八五三、六七九
司法及警察費	一一、八〇二、〇七五
教育科學及技藝	四八、五六八、八二九
外國及植民地經費	七、六二三、二一四
恩給及各種年金其他	九八、九五一、三二八
職業紹介保險等	三六、三七二、九四一

其他	計
二二、一七〇、六五五	二四三、二六三、〇〇〇

(注) 國債費、軍事費、其他の區分

一九二五年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其の他の經費に區分するときには

國債費	三五八、二二九、二四六 磅
軍事費	一一九、三七七、〇〇〇
其他の經費	三四八、四九三、五三一
計	八二六、〇九九、七七七

にして、之を一九二四年度歳出決算額のそれと比較するときは一〇六

國債費の増加 一〇六七、九八五 磅

軍事費の増加 一四、六七七、〇〇〇

其他の經費の増加 三四、五七八、〇八一

計 (増加) 三〇、三三三、〇六六

である。

次に各年度における費途別割合を見るに

年 度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九二一	三一	一七	五二	一〇〇
一九二二	四〇	一四	四六	一〇〇
一九二三	四四	一三	四三	一〇〇
一九二四	四五	一四	四一	一〇〇
一九二五	四三	一五	四二	一〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二五年度歳出決算額國債費、軍事費其他區分表

費 途	一九二五年度決算額		一九二四年度決算額		一九二五年度決算額の増△減
	金 額	割合	金 額	割合	
國債費	三五八、二二九、二四六 磅	四三	三五七、一六一、二六一 磅	四五	一、〇六七、九八五 磅

費途	一九二五年度決算額		一九二四年度決算額		一九二五年度決算額の増△減
	金額	割合	金額	割合	
軍事費	一一九、三七七、〇〇〇 磅	一五	一一四、七〇〇、〇〇〇 磅	一四	四、六七七、〇〇〇 磅
其他の經費	三四八、四九三、五三一	四二	三二三、九一五、四五〇	四一	二四、五七八、〇八一
計	八二六、〇九九、七七七	一〇〇	七九五、七七六、七一一	一〇〇	三〇、三二三、〇六六

(ハ)寡婦、孤兒及
養老恩給の
新醸金制度

一九二五年度豫算演説において、藏相チャーチルは賃銀労働者家庭保全の目的を以て、寡婦、孤兒及老齡者の恩給に関する新醸金制度提案の理由を説明した。それによれば、

國家の新負擔額は一九二六年度より十箇年度間は、毎年度五百萬乃至六百萬磅である。而して三十箇年度後には二千萬磅となるが、一方において戦争恩給の自然減が新恩給制度費より著しく大であるから、財源には差支へはないのである。

新醸金率は最初は被保険者と雇主と醸金の合計額を、男子は一週九片、女子は一週四片と定め、雇主の分擔額は男子には四片、女子には二片である。故に被保険者の分擔額は男子四片、女子二片である。但し此の醸金率は一九三六年以降引上げられるのである。

藏相は、被保険者たる賃銀労働者は、昨年度における茶、砂糖等の減税によつて負擔が軽減されてゐるから、新醸金を分擔し得る餘裕がある筈である。又雇主に對しては今日重き負擔に壓迫されてゐるから、減税(所得附加)して新分擔に堪え得るやう餘裕を生

ぜしめるといつたのである。

次に恩給額は被保険男子の寡婦は一週十志を受け、長子は五志、
其の他の遺児は夫々三志づつ十四歳まで給せられる。寡婦の恩給
は七十歳まで若くは再婚するまで給せられる。七十歳に達すれば
寡婦は、一九〇ハ―一九二四年養老恩給法に基いて、一週十志の
養老恩給を受けるのである。
保険に加入してゐる男子は、六十五歳より七十歳まで一週十志の
寡金制養老恩給を受け（被保険男子の妻にして六十五歳乃至七十歳の者も亦恩給を受ける）、七十歳に達す
れば現在の非寡金制養老恩給に移るのである。
参考として新制度の解説を左に添附しておかう。

英國保守黨政府提案の寡婦、

孤兒及養老恩給制度の解説

（一九二五年五月九日
英 *Economist* 誌）

英國藏相チャーチルは其の一九二五年度豫算演説において、現行
の國民健康保険法を改正して、寡婦及び孤兒に對する恩給を新設
し、且つ現行の養老恩給を若干改正すべきことを提案した。本編
は英誌エコノミストの之に関する解説であるが、尚ほ参考までに
現行國民保険及び養老恩給の大要を摘記すれば次の如きものであ
る。

第一 現行制度

(一) 國民保險

(1) 國民健康保險 一九二四年國民健康保險法に基き、健康

保護、疾病防止及傷害治療を目的に行はれる強制保険であつて、
 英蘭及威爾斯においては保健大臣、蘇格蘭及北愛蘭においては
 相當官廳の管理の下に、諸多の特設機関及び特定の共濟組合、
 労働組合により行はれる。強行的に保険に加入すべき者は雇傭
 傭金者と呼ばれ、其の範圍は(若干例外)英國臣民たると否とに
 関せず、労働に雇傭せられたる年齢十六歳乃至六十歳のすべて
 の男女に亘る。筋骨労働に従事せざるものにして、其の年收二
 百五十磅以上に達する者は除外される。認可組合に加入せざる
 被保険者は、郵便局資金に傭金すべきもので預金傭金者と稱せ
 られ、其の給付額は制限される。既婚婦人、陸海及空軍軍人、
 海員其の他若干の階級に對しては特別な規定がある。強制保険
 を課せられざるものは、隨意傭金者となることが出来る。資金
 は雇主(被傭者一人當一週五片)、労働者(一週につき男子五片、女子四片)、及び國家(經費の九分の二)

(2)

により支出される。随意被保険者及低賃銀者、特別の率が課せられ、北部愛蘭における率は、英國におけるよりも雇主及労働者に對し、夫々一片少い。傭金は七十歳に至つて停止し、これから非傭金制養老恩給が給せられる。給付の種類は、治療、療養、病中給付(普通率は一週につき男子十五片、女子十二片、期限は二十大週間)、廢疾給付(一週につき七片)、及び分娩給付四十片とする。其の他の給付も資金の許す限り行はれるものとする。健康保険加入者數は一九二三年には、英蘭及威爾斯において約千三百五十萬人及び蘇格蘭において約百七十萬人であつた。

失業保險 一九二〇—一九二四年失業保險法に基き、失業中の給付を目的に行はれる強制保険であつて、労働省の管理の下に労働紹介所、労働組合、共濟組合等により行はれる。一九二〇—一九二三年の失業保險法によれば、健康保険に加入

すべき義務あるものは、殆んど全部失業保険に加はるべきもので、但し居職者、農業労働者、家庭労働者等は除去される。地方官廳、鐵道其の他或種公共事業の雇員、退職手当法による權利を享受し得る者などにして、労働大臣により國民保険に加はるの要なしと認められたる場合には、本保険に加はる要がない。醵金率は十八歳以上の男子に對しては、一週につき雇主より十片、被傭者よりは九片、十八歳以上の女子に對しては、一週につき雇主より八片、被傭者より七片とし、十六歳乃至十八歳の少年に對しては、雇主より五片、被傭者より四片、十六歳乃至十八歳の少女に對しては、雇主より四片、被傭者より四片徴收する。此の外國家より一人につき三片乃至六片の醵金がある。一九二三年の法律によれば、資金が十分となつた後は醵金は大に減少されることとなり、又一九二四年の法律によれば、

ば、然るときは國家の支出額は雇主及び被傭者の醵金合計額の半分になる。一週の普通給付は、男子は十八志、女子は十五志、十六歳乃至十八歳の少年は七志六片、少女は六志とし、期限は一箇年につき二十六週間で、或條件が課せられるのであるが、但し目下のところは家族の看に對する若干の追加給付があり、且つ給付の期間も延長されてゐる。六十歳に達すると、被保險者には、一定の條件の下に自分の醵金額より給付を受けた額を差引き、之に利子を附した額の拂戻を受ける。失業保険加入者人數は、一九二三年には大不列顛及北愛蘭を併せ約千五十五萬人と見積り、一九二三―二四年中の醵金高は五千萬磅にして、給付高は約三十六百萬磅に達した。

一九〇八一—一九二四年養老恩給法に基き、英蘭及威爾斯において
 は保健省、蘇格蘭においては蘇格蘭保險局管理の下に、地方委員
 を通じて行はれる老齡者扶助を目的とする非釀金制恩給であつて、
 大不列顛内における七十歳以上の老齡者にして、恩給受領期より少
 くとも十箇年以前に英國臣民となり、恩給受領期までに英國生れ
 の場合には十二年、英國生れならざる場合には二十年間英國內に
 居住し、(海外の居住も或場合には
 國內居住と看做される)且つ其の年收が、最高三十九磅まで
 の勤勞以外の所得を控除したる後、四十九磅十七志六片を超過せ
 ざる者に對して之を給するのであるが、但し養老院若くは精神病
 院に收容されてゐる者は除外される(尤も養老院に收容された者でも、其の期
 間が三箇月以内なるときは例外とする)。
 一週の恩給額は上記控除を行つたる後の年收が、二十六磅五志以
 下なるときは十志、若し年收(同様の控
 除の後)が二十六磅五志以上なる時
 は、五磅五志を増す毎に二志づつ減少し、四十七磅五志に至り一

志となる。四十九磅十七志六片以上は恩給は給せられない。
 一九二四年三月三十一日における大不列顛内の養老恩給受領者は
 九十一萬六千七百七十一人である。

第二 新 制 度

寡婦、孤兒及老齡者恩給に関する新釀金制度についてのチヤーチ
 ルの提案に續いて、法案、保健大臣の説明書、政府保險統計官ウ
 オットソンの財政上の準備に関する報告が發表された。これ等によつて吾人は、現行の國民健康保險制度に基いて寡婦及孤兒に恩
 給を與へ、疾病及失業給付を六十五歳以後は養老恩給に變化せし
 め、斯くて現行の養老恩給の補足に六十五歳より釀金制養老恩給
 を定の、資力及居住に関する制限を撤廢せんとする極めて巧妙な
 方法を知るべき資料を豊富に與へられた。今新制度の目的とする

ところを見るに

- (a) 寡婦及び自立出来ない兒童に對して恩給を與へ
 - (b) 養老恩給を七十歳の代りに六十五歳より給し、七十歳に達したる時は現行養老恩給に移りしめると共に、此の養老恩給に對し、現在課せられてゐる制限や資格剝奪を除去せんとする
- 以下これ等の目的を達成すべき方法及び恩給に要する金額を略記しようと思ふ。



(一) 新制度の適用範圍

新制度の適用される範圍は、労働階級の男女にして、國民健康

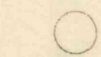
保險法に基く被保險者たり又はたりんとする人々及び若し免除されなかつたならば、同法の被保險者となつたであらう人々に限られる。強制的に保險に加入すべき義務のなくなつた人々は、隨意積金者として新恩給制度に加はつてもよろしい。ウオットソンは一九二六年一月初めに加入する六十五歳以下の人の數を、男子千十七萬人、女子四百五十九萬五千人と見積つてゐる。將來の數を見積るに際しては、代は、一九二一年度英蘭及威爾斯人口調査より作成した英國生命統計表と、一九二〇年及一九二一年に於ける死亡統計表とを其の基礎に用いた。此の兩年に於ける死亡率は殊に低かつた。そこで代の見積によると、被保險者の數は一九六〇年頃までは増加し、其の以後は十六歳乃至六十五歳の被保險者は減少する筈だといふ。一九六〇年の絶頂時においては、男子千百六十七萬一千人、女子四百八十四萬二

千人となる。戦時の死亡によつて亂された男女数の相對割合が正常に還るには、どうしても三十年はかかる。出生率が低下するものと假定すれば、一九五〇年以後十六歳で保険に加入する員数が實際に減少することは當然である。

(二) 醵金率

若し醵金率が現在の有資格者の加入時年齢に基いて算出されることになれば——上記生命統計表を採り、之に四%の利子を附加して——醵金率（給付額に相當の）は、男子は十六歳にて一週十片より、六十歳にて一週十六志八片まで、女子は十六歳にて一週五片より、六十歳にて一週八志四片までとなるのであるが、初め

のうちは大藏省が出資し且つ均一率を採用する筈であるから、十六歳にて新規加入する者に適用すべき醵金が基本割合となるのである。尚ほ大藏省は一九二八年以後においては、失業保険に對する負擔を減ぜられるであらうから、最初は被保険者と雇主との醵金の合計を、男子は一週九片、女子は一週四片と定めた。雇主の分擔額は男子には四片、女子には二片である。これ等の醵金率は一九三六年まで續き、それ以後においては、男子は一一片、女子は五片に引上げられる。更に一九四六年乃至一九五五年には男子及女子は夫々二片及一片引上げられ、更に一九五五年以後も亦同様である。最高額（一九五六年）は男子一志三片、女子七片となるのである。



(三) 恩給額

被保険男子の寡婦は一週十志を受け、長子は五志、其の他の遺
児は夫々三志づつ十四歳まで給せられる。寡婦の恩給は七十歳
まで、若くは再婚するまで給せられる。七十歳に達すれば寡婦
は一九〇八一―一九二四年養老恩給法に基いて、一週十志の養老
恩給を受けるのだが、此の法律も改正されて現在の制限を除去
される筈である。保険に加はつてゐる男女は六十五歳より七十
歳まで、一週十志の醵金制養老恩給を受け（被保険男子の妻にして六十五
歳乃至七十歳の者も亦恩給を受
ける）、七十歳に達すれば、醵金制養老恩給は現在の非醵金制養
老恩給にして現在の資力、居住及国籍等の制限を撤廢したもの
に移るのである。故に養老恩給に関する新醵金恩給は、六十五
歳乃至七十歳の間に限られたもので、現行の七十歳より始まる
非醵金養老恩給は醵金制となる譯ではないのである。

孤兒の恩給は被保険男子及び被保険寡婦の長子ならば一週七志
六片、次子以下は一週夫々六志（十四歳まで）を受け、寡婦及孤
兒の恩給は一九二六年一月四日から給付され、六十五歳以上の
醵金制養老恩給は、一九二八年一月二日から給付される。つま
り、後者の恩給が實施されるまでに二箇年間の醵金期間を設け
ようといふのである。

(四) 恩給受領者數

政府保険統計官は恩給受領者を次表の如く算出した。先づ注意
すべきは、其の夫が被保険者であるために恩給を受ける寡婦の
數は最初から絶えず増加し、一九四〇年までには六十五歳に達

して恩給を受ける婦人の数よりも多くなることである。法案によれば養老恩給又は寡婦恩給を受けてゐる者は、七十歳に達した後も相變りず生涯一週十志の恩給を受ける。七十歳以上にして健康保険法に基く有資格者も亦同様な恩給を受け、此の種の人の妻乃至寡婦も同様な恩給を受ける。之は一九二六年七月一日より實施の豫定である。此の提案に基き増加する養老恩給受領者見積数は、最初は八萬七千人、一九六五―六六年には約三十萬人に昇る豫定である。これ等の數字は國勢調査報告に表はれた少々漠とした數字に基くものであるが、然し此の資料を周到に研究した結果提出されたものである。これ等の規定により齎すべき大體の效果といへば、今日資産検査其の他の條件により除外されてゐる可なりの人々を合のることにある。

年 度	非 寡 金 受 領 者		寡 婦 金 受 領 者		合 計		
	寡 婦	兒 童	寡 婦	兒 童	男 子	女 子	
一九二五	一九六,〇〇〇	三八六,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	一	一	六〇〇,〇〇〇
一九二六	一九三,〇〇〇	三四六,〇〇〇	五三,〇〇〇	四六,〇〇〇	一	一	六三七,〇〇〇
一九二七	一六五,〇〇〇	三九六,〇〇〇	一一,〇〇〇	八三,〇〇〇	三二五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,一三二,〇〇〇
一九二八	一四三,〇〇〇	二四八,〇〇〇	一七七,〇〇〇	一二九,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一,一八八,〇〇〇
一九二九	一二三,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	二四一,〇〇〇	一八四,〇〇〇	三四六,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一,二七〇,〇〇〇
一九三〇	一〇〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	二三四,〇〇〇	三五六,〇〇〇	一八三,〇〇〇	一,三四七,〇〇〇
一九三一	八四,〇〇〇	一三四,〇〇〇	三六七,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇	一九三,〇〇〇	一,四一三,〇〇〇
一九三二	六九,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	四二四,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	三七八,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一,四八四,〇〇〇

年 度	非 贖 金 受 領 者		贖 金 受 領 者		六十五歳乃至七十歳の者		合 計
	寡 婦	兒 童	寡 婦	兒 童	男 子	女 子	
一九三三	五四,〇〇〇	七四,〇〇〇	四七九,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三九一,〇〇〇	二一七,〇〇〇	一,五四五,〇〇〇
一九三四	四二,〇〇〇	五一,〇〇〇	五二五,〇〇〇	三四四,〇〇〇	四〇七,〇〇〇	三二八,〇〇〇	一,五九七,〇〇〇
一九三五	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	五七五,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四二八,〇〇〇	二四一,〇〇〇	一,六六九,〇〇〇
一九四〇			八〇七,〇〇〇	四三三,〇〇〇	四八八,〇〇〇	二八三,〇〇〇	二,〇〇一,〇〇〇
一九四五			九八〇,〇〇〇	四六四,〇〇〇	五〇七,〇〇〇	三〇一,〇〇〇	二,二五二,〇〇〇
一九五〇			一,一〇二,〇〇〇	四八一,〇〇〇	五一九,〇〇〇	三〇二,〇〇〇	二,四〇四,〇〇〇
一九五五			一,一八二,〇〇〇	四六九,〇〇〇	五一二,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二,四六三,〇〇〇
一九六〇			一,二四六,〇〇〇	四三六,〇〇〇	五一四,〇〇〇	二九七,〇〇〇	二,四九三,〇〇〇
一九六五			一,三〇五,〇〇〇	四〇六,〇〇〇	五二九,〇〇〇	二九七,〇〇〇	二,五三七,〇〇〇

(五) 國家の負擔
 新恩給制度により給すべき恩給の資本價額はウオットソンの見
 積によれば

で、労働者及雇主の両者より支拂はるべき贖金額は
 九五〇,〇〇〇,〇〇〇 磅
 あるから、國家の負擔となる額は差引
 三五四,〇〇〇,〇〇〇 磅
 である。健康及失業保険により、國家の得べき負擔輕減額は
 五九六,〇〇〇,〇〇〇 磅
 と見積りれてゐるから、之を引くと
 三〇,〇〇〇,〇〇〇 磅

となる。之に隨意醵金者に對する

五六六、〇〇〇、〇〇〇 磅

寡婦にして母たるもの及び兒童に對する

一三、〇〇〇、〇〇〇 磅

七十歳よりの養老恩給權の擴張に伴ふ増額

四二、〇〇〇、〇〇〇 磅

を加へると

一三六、〇〇〇、〇〇〇 磅

となる。

七四六、〇〇〇、〇〇〇 磅

本制度により國家の蒙るべき負擔は、一九二八年三月までは醵金よりも少いが、其の後は毎年醵金よりも多くなり、一九三五年度には超過額は

約 一三〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

となる。一九三六年三月三十一日までの十年間においては、大藏省の負擔を均等にするために、毎年

四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

づつ國庫恩給勘定に拂込むことにする。勿論此の金額の中には七十歳以上の者に給する恩給に関する法案の規定より生ずる追加經費も含まず、又健康及失業保險金を六十五歳限り廢するこ
とにより得べき國家負擔額の輕減も差引いてない。故に今これ等の項目を綜合すると、一九二六年四月一日以降の十箇年に國家の負擔すべき金額は次の如くなるのである。



年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇
一、七	二、七	三、二	三、三	三、六	三、八	四、〇	四、三	四、六	四、七
一	五	二	二	二	二	二	二	二	二
五、七	六、二	五、〇	五、三	五、三	五、五	五、七	六、〇	六、三	六、四

年 度 (一) 國庫恩給勘定に對する大藏省支拂額 (二) 七十歳以上の養老恩給に對する追加負擔額 (三) 健康保險及天業保險に對する負擔の軽減額 (四) 大藏省の純負擔額 (五) (月) (月) (月)

(單位百萬磅)

次表は新制度に基き蒙るべき大藏省の負擔と七十歳以上の養老恩給に要する經費と戦争恩給費とを對照したもので、最下の欄は三大項目の合計である。

(單位百萬磅)

年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
一、七	一、七	一、八	三、五	四、〇	一
二七、〇	二九、〇	二九、七	三〇、四	三一、一	三一、八
一	一、七	二、七	三、二	三、三	三、六
二七、〇	三〇、七	三二、四	三三、六	三四、四	三五、四
六七、〇	六三、五	五九、三	五六、六	五四、一	五一、六
九四、〇	九八、二	九五、二	九二、〇	九〇、二	八八、七

國庫恩給勘定に對する大藏省支拂額より健康保險及天業保險に對する負擔軽減を差引たる額

現行法に基く七十歳以上の養老恩給

新法案に基く

計

戦争恩給

合計

年 度	國庫恩給 大藏省支拂額 及失業保険に 對する健康 擔輕減を差引 たる額	七十歳以上の養老恩給		戦争恩給	合計
		現行法に基く	新法案に基く		
一九三一	一、七	三二、六	三、八	四九、二	八七、三
一九三二	一、七	三三、四	四、〇	四七、〇	八六、一
一九三三	一、七	三四、二	四、三	四五、三	八五、五
一九三四	一、七	三五、〇	四、六	四四、〇	八五、三
一九三五	一、七	三五、九	四、七	四二、七	八五、〇
一九三六	八、三	三六、九	四、八	四一、七	九一、五
一九四〇	一四、一	四〇、九	五、四	三七、二	九七、六
一九四五	一七、九	四六、四	六、二	三三、〇	一〇二、五
一九四六	一四、五	四七、四	六、四	三〇、九	九九、二
一九五〇	一七、〇	五一、一	六、九	二六、八	一〇一、八
一九五五	一六、八	五四、四	七、二	二一、四	九九、八

一九五六	一二、八	五四、七	七、二	六一、九	二〇、三	九五、〇
一九六〇	一三、八	五五、八	七、四	六三、二	一五、七	九二、七
一九六五	一五、六	五六、八	七、六	六四、四	一〇、一	九〇、一

此の表の最下欄について見ると、新制度について最初十箇年間に提案された支出均等化の結果が現はれる。一九三五年度における大藏省の總支出額は

八五、〇〇〇、〇〇〇 磅

に達するが、此の額は同年度における給付の實際割當額よりも

九、〇〇〇、〇〇〇 磅

少ないのである。此の均等化の制度は一九三五年度で終るのである。

(六)

最初十年間に對する政府當局の見解

ウオットソンは述べて曰く「本法案に規定の如き恩給に適當なる醵金を算出し、本法に基き長い間に生ずべき負擔を見積るに當つては、諸多の事情を考慮せねばならぬのみならず、又國民の社會上の立場に影響する事情に生ずる絶え間なき變化の結果を豫測しなければならぬ。其の例は先づ死亡率及出生率に現はれてゐる。死亡率は久しい前から減少の傾向を示してゐるが、然し其の減少は不規則で、死亡年齢も様々に變つてゐる。出生率は近年著しく減少したが、此の場合においても亦極めて不規則である。人口の年齢別は戦争に基き死亡者増加のため、アブノーマルなものとなつたが、之は今後長い間諸方面に影響する

であらう。海外移住の率も亦戦争のため可なりに變化を受け、其の結果大いに人口に影響し、且つ今後においても我國及び其の他の國の産業状態如何に支配されるところが多い。生産的業務に従事する人口と其の他の方面に従事する人口との割合も亦變化するであらうから、強制保險に属する人口の割合も變化なきを得ない。尚ほ又職を止めた人の隨意保險の將來について立てた假定も、實際時が經つて見なければ判りない。本報告の作成に當つては、これ等の要素の相互作用を十分研究した。従つて報告の数字は見積に過ぎないのであつて、諸多の傾向を周到に考慮したとは言へ、現在の知識に制約され、現在の傾向によつて導かれるものたるを免れない。此の要件を考慮に置いたか

り、法案においても十年を一期として、保險統計の研究を行ふべきを規定した。斯くて研究を行ふときは醵金を繼續して行く

ことが適當であるか否か及び國家は何程を負担すべきかが判明する。惟ふに本制度が實施された後は十分完全な統計が見られるであらうから、次の十年期の方針を立つるに當つては大いに資料が得られるのである。云々

四

歳入

一九二五年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

相続税

六一、二〇〇、〇〇〇

地租

六七五、〇〇〇

家屋税

三〇、〇〇〇

鑛業權税

二四五、〇〇〇

所得税

二五九、四一、〇〇〇

同附加税

六八、五一〇、〇〇〇

超過利得税

二、〇〇〇、〇〇〇

自動車税

一八、〇五六、〇〇〇

法人利得税

一一、六七〇、〇〇〇

小計

四二一、七九七、〇〇〇

(間接税)

関税

一〇三、四八七、〇〇〇

消費税

印紙税

小計

計

消費税	一三四、五六〇、〇〇〇 磅
印紙税	二四、七〇〇、〇〇〇
小計	二六二、七四七、〇〇〇
計	六八四、五四四、〇〇〇

税外收入

郵便收入

電信收入

電話收入

小計

王領地收入

各種貸付金收入

雑收入

郵便收入	三五、七五〇、〇〇〇
電信收入	五、六五〇、〇〇〇
電話收入	一五、九五〇、〇〇〇
小計	五七、三五〇、〇〇〇
王領地收入	九五〇、〇〇〇
各種貸付金收入	一四、九四四、四五九
雑收入	五四、二七三、一九九

計

合計

である。

増減税計畫

一九二五年度豫算編成當初において、現行課税率によ

歳

歳

差引歳入過

入 出

歳出	七九九、四〇〇、〇〇〇 磅
歳入	八二六、〇〇〇、〇〇〇
差引歳入過	二六、六〇〇、〇〇〇

にして、歳相は之に對し増減税を計畫したのである。即ち増税と

してはホップス耕作者保護の目的においてホップス輸入税を、禁
 奢税の意味において絹物の新税を夫々制定し、又収入増加の目的
 を以てマッケンナ税の復活を計畫したのである。而して其の金額
 は

ホップスの輸入税	本年 一三〇、〇〇〇 磅	全年 二五〇、〇〇〇 磅
絹物の関税及消費税	本年 四〇〇、〇〇〇	全年 七〇〇、〇〇〇
マッケンナ税の復活	本年 一六〇、〇〇〇	全年 三〇〇、〇〇〇
計	本年 五七三、〇〇〇	全年 一〇、二五〇、〇〇〇

にして、高級所得者に課せられる附加税軽減の財源に充當の目的
 を以て、相續税を増率したのである。而して其の金額は

相續税の増率	本年 四五〇、〇〇〇 磅	全年 一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅
--------	--------------	-----------------

にして、前看と合して

合 計	本年 一〇、二三〇、〇〇〇 磅	全年 二〇、二五〇、〇〇〇 磅
剩餘金見込額は	本年 三六、八三〇、〇〇〇 磅	全年

となるのである。
 蔵相は此の金額に對し減税を計畫したのである。即ち輸入食料品
 に對する特惠関税率の改定並に小額勤勞所得税率及標準税率の引
 下を行ふと同時に、富の創造に對する壓迫を除き、各種の負擔に
 耐へ得らしめるため、高級所得者に課せられたる附加税を軽減し
 たのである。而して其の減税額は

(一) 一九二五年度增減稅計畫表

區分	本預算額	增△減額	差引標準	增		減		計額	差引	一九二五年度本預算額	一九二四年度本預算額に對する増△減
				稅	稅	稅	稅				
歲出	三、四、四〇、〇〇〇	七、〇八九、〇〇〇	三、九一九、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三、九一九、〇〇〇	〇	三、九一九、〇〇〇	七、〇八九、〇〇〇
既定費	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三、五〇〇、〇〇〇	〇	三、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
國債費	五、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	五、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議定費	四、五、一八六、〇〇〇	三、三三五、〇〇〇	四、〇七、四七一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四、〇七、四七一、〇〇〇	〇	四、〇七、四七一、〇〇〇	三、三三五、〇〇〇
計	九、〇、〇天、〇〇〇	九、三、七四、〇〇〇	七、九、九、四〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	七、九、九、四〇〇、〇〇〇	〇	七、九、九、四〇〇、〇〇〇	九、三、七四、〇〇〇
歲入	六、五、五五、〇〇〇	三、五、九五、〇〇〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	六、五、五五、〇〇〇
租稅收入	六、五、五五、〇〇〇	三、五、九五、〇〇〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	〇	七、一、五〇〇、〇〇〇	六、五、五五、〇〇〇
稅外收入	一、〇、八、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、一、四、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一、一、四、五〇〇、〇〇〇	〇	一、一、四、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇

(二) 一九二五年度現行課稅率による歲入見込額及歲入本預算額内譯表

項目	一九二四年度本預算額	當然増△減額	差引現行課稅率による標準豫算額	増		減		差引	一九二四年度本預算額に對する増△減
				稅	稅	稅	稅		
相續稅	五、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、〇、五〇〇、〇〇〇
租稅收入	五、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、〇、五〇〇、〇〇〇
計	七、九、四、〇五〇、〇〇〇	三、一、九、五〇〇、〇〇〇	六、六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、二、三〇〇、〇〇〇	三、五、一、七〇〇、〇〇〇	三、四、九、四〇〇、〇〇〇	〇	八、一、〇、六〇〇、〇〇〇	七、〇、〇、〇〇〇
差引	四、〇、四〇〇、〇〇〇	三、三、五、六〇〇、〇〇〇	三、六、六〇〇、〇〇〇	一、〇、二、三〇〇、〇〇〇	三、五、一、七〇〇、〇〇〇	三、四、九、四〇〇、〇〇〇	〇	一、〇、六〇〇、〇〇〇	三、三、四、〇〇〇
歲入過△不足	〇	三、六、八、三〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

項目	一九二四年度 本豫算額	當然増△減額	差引 現行課稅率による 標準豫算額	増 稅	減 稅	差引 一九二五年度 本豫算額	一九二四年度本 豫算額に對する 増△減
項 目	一九二四年度 本豫算額	當然増△減額	差引 現行課稅率による 標準豫算額	増 稅	減 稅	差引 一九二五年度 本豫算額	一九二四年度本 豫算額に對する 増△減
地租、家屋稅、 鑛業權稅	一三五,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇
所得稅	三五〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇	二九〇,〇〇〇.〇〇	〇	△ 三七,〇〇〇.〇〇	二六三,〇〇〇.〇〇	△ 二七,〇〇〇.〇〇
附加稅	六〇,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	七〇,〇〇〇.〇〇	〇	△ 六七,〇〇〇.〇〇	六三,三〇〇.〇〇	△ 二,三〇〇.〇〇
超過利得稅	八〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇	四〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	四〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇
自働車稅	一五六,〇〇〇.〇〇	△ 一九,〇〇〇.〇〇	一七五,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一七五,〇〇〇.〇〇	△ 一九,〇〇〇.〇〇
法人利得稅	二〇,〇〇〇.〇〇	△ 一,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	〇	〇	九,〇〇〇.〇〇	△ 一,〇〇〇.〇〇
小計	四六八,五〇〇.〇〇	△ 三五,六五〇.〇〇	四五三,五〇〇.〇〇	四,五〇〇.〇〇	△ 三五,七〇〇.〇〇	四三三,三〇〇.〇〇	△ 三五,五〇〇.〇〇
(間接稅)							
關稅	一〇一,八〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	九八,五〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	△ 一,四七〇,〇〇〇.〇〇	一〇一,〇〇〇.〇〇	△ 二四,〇〇〇.〇〇
消費稅	一三五九,〇〇〇.〇〇	△ 六〇,〇〇〇.〇〇	一三六,五〇〇.〇〇	七二〇,〇〇〇.〇〇	〇	一三七,三〇〇.〇〇	△ 一,三三〇,〇〇〇.〇〇
印紙稅	二一,〇〇〇.〇〇	〇	二四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	二四,〇〇〇.〇〇	△ 三,〇〇〇.〇〇
計	三五八,七〇〇.〇〇	三五,九五〇.〇〇	三五九,〇〇〇.〇〇	五,七三〇.〇〇	△ 一,四四〇,〇〇〇.〇〇	二六三,二六〇.〇〇	△ 四,五六〇.〇〇
小計	六八五,五五〇.〇〇	七二,一五〇.〇〇	七二一,五〇〇.〇〇	一〇,三三〇.〇〇	△ 三五,七〇〇.〇〇	六八六,五六〇.〇〇	△ 一,〇一〇.〇〇
稅外收入							
郵便收入	三三,三五〇.〇〇	△ 二,三五〇.〇〇	三五,六〇〇.〇〇	〇	〇	三五,六〇〇.〇〇	△ 二,三五〇.〇〇
電信收入	五五,〇〇〇.〇〇	△ 一〇〇,〇〇〇.〇〇	五,四〇〇.〇〇	〇	〇	五,四〇〇.〇〇	△ 一〇〇,〇〇〇.〇〇
電話收入	一四,七五〇.〇〇	△ 一,三五〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一六,〇〇〇.〇〇	△ 一,三五〇.〇〇
小計	一〇三,一五〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	一三七,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一三七,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇
王領地收入	九〇,〇〇〇.〇〇	〇	九〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	九〇,〇〇〇.〇〇	〇
各種貸付金收入	一三,三五〇.〇〇	〇	一三,六〇〇.〇〇	〇	〇	一三,六〇〇.〇〇	〇
雜收入	四,八五〇.〇〇	〇	四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	四,〇〇〇.〇〇	〇
普通收入	一,一八五,〇〇〇.〇〇	△ 二,一五〇.〇〇	一四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一四,〇〇〇.〇〇	△ 二,一五〇.〇〇

大目

項目	一九二四年度 本豫算額	當然増△減額	差引 現行課稅率による 標準豫算額	増 稅	減 稅	差引 一九二五年度 本豫算額	一九二四年度本 豫算額に對する 増△減
項 目	一九二四年度 本豫算額	當然増△減額	差引 現行課稅率による 標準豫算額	増 稅	減 稅	差引 一九二五年度 本豫算額	一九二四年度本 豫算額に對する 増△減
地租、家屋稅、 鑛業權稅	一三五,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇
所得稅	三五〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇	二九〇,〇〇〇.〇〇	〇	△ 三七,〇〇〇.〇〇	二六三,〇〇〇.〇〇	△ 二七,〇〇〇.〇〇
附加稅	六〇,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	七〇,〇〇〇.〇〇	〇	△ 六七,〇〇〇.〇〇	六三,三〇〇.〇〇	△ 二,三〇〇.〇〇
超過利得稅	八〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇	四〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	四〇〇,〇〇〇.〇〇	△ 四〇,〇〇〇.〇〇
自働車稅	一五六,〇〇〇.〇〇	△ 一九,〇〇〇.〇〇	一七五,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一七五,〇〇〇.〇〇	△ 一九,〇〇〇.〇〇
法人利得稅	二〇,〇〇〇.〇〇	△ 一,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	〇	〇	九,〇〇〇.〇〇	△ 一,〇〇〇.〇〇
小計	四六八,五〇〇.〇〇	△ 三五,六五〇.〇〇	四五三,五〇〇.〇〇	四,五〇〇.〇〇	△ 三五,七〇〇.〇〇	四三三,三〇〇.〇〇	△ 三五,五〇〇.〇〇
(間接稅)							
關稅	一〇一,八〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	九八,五〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	△ 一,四七〇,〇〇〇.〇〇	一〇一,〇〇〇.〇〇	△ 二四,〇〇〇.〇〇
消費稅	一三五九,〇〇〇.〇〇	△ 六〇,〇〇〇.〇〇	一三六,五〇〇.〇〇	七二〇,〇〇〇.〇〇	〇	一三七,三〇〇.〇〇	△ 一,三三〇,〇〇〇.〇〇
印紙稅	二一,〇〇〇.〇〇	〇	二四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	二四,〇〇〇.〇〇	△ 三,〇〇〇.〇〇
計	三五八,七〇〇.〇〇	三五,九五〇.〇〇	三五九,〇〇〇.〇〇	五,七三〇.〇〇	△ 一,四四〇,〇〇〇.〇〇	二六三,二六〇.〇〇	△ 四,五六〇.〇〇
小計	六八五,五五〇.〇〇	七二,一五〇.〇〇	七二一,五〇〇.〇〇	一〇,三三〇.〇〇	△ 三五,七〇〇.〇〇	六八六,五六〇.〇〇	△ 一,〇一〇.〇〇
稅外收入							
郵便收入	三三,三五〇.〇〇	△ 二,三五〇.〇〇	三五,六〇〇.〇〇	〇	〇	三五,六〇〇.〇〇	△ 二,三五〇.〇〇
電信收入	五五,〇〇〇.〇〇	△ 一〇〇,〇〇〇.〇〇	五,四〇〇.〇〇	〇	〇	五,四〇〇.〇〇	△ 一〇〇,〇〇〇.〇〇
電話收入	一四,七五〇.〇〇	△ 一,三五〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一六,〇〇〇.〇〇	△ 一,三五〇.〇〇
小計	一〇三,一五〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇	一三七,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一三七,〇〇〇.〇〇	△ 三五,〇〇〇.〇〇
王領地收入	九〇,〇〇〇.〇〇	〇	九〇,〇〇〇.〇〇	〇	〇	九〇,〇〇〇.〇〇	〇
各種貸付金收入	一三,三五〇.〇〇	〇	一三,六〇〇.〇〇	〇	〇	一三,六〇〇.〇〇	〇
雜收入	四,八五〇.〇〇	〇	四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	四,〇〇〇.〇〇	〇
普通收入	一,一八五,〇〇〇.〇〇	△ 二,一五〇.〇〇	一四,〇〇〇.〇〇	〇	〇	一四,〇〇〇.〇〇	△ 二,一五〇.〇〇

一四六

項 目	特別収入	計	合 計
一九二四年度 本豫算額	三〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	一〇八,五〇〇,〇〇〇	七四,五〇〇,〇〇〇
當然増△減額	〇 磅	六,〇〇〇,〇〇〇	三,九五〇,〇〇〇
差引 現行課税率によ る標準豫算額	三〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	一一四,五〇〇,〇〇〇	八六,〇〇〇,〇〇〇
増 税	〇 磅	〇	一〇,三三〇,〇〇〇
減 税	〇 磅	〇	△ 三,五一〇,〇〇〇
差引 一九二五年度 本豫算額	三〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	一二四,五〇〇,〇〇〇	八六,〇〇〇,〇〇〇
一九二四年度本 豫算額に對 する増△減	〇 磅	六,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇

一九二五年度における増減税額は

(三) 増減税計畫要綱

増 税 本年度分 全年度分
 一〇, 二三〇, 〇〇〇 磅 二〇, 二五〇, 〇〇〇 磅

減 税 本年度分 全年度分
 △ 三五, 一七〇, 〇〇〇 磅 △ 五一, 二二〇, 〇〇〇 磅

差引減 本年度分 全年度分
 △ 二四, 九四〇, 〇〇〇 磅 △ 三〇, 九七〇, 〇〇〇 磅

にして、其の計畫要綱は左の如くである。

第一 増 税

一 関税及消費税

(1) 絹物税

絹物に對する新税にして、禁奢税とも稱すべきものである。

天然絹、人造絹、絹半製品、絹原料品、絹全製品などが此の新税に属するものである。約三十年間、大藏大臣は絹物税の問題を研究し、すべて失敗に終わったのであるが、ここに永久的な解決となすところのものに到達したのである。

天然絹は生絲、屑絲、絹絲、絹織物などの形で英國に這入つて来る。これ等諸種の輸入品に對し、從價税ではなくて從量税を課するのである。

天然絹は英國には産出しない。従つて權衡をとるための内國税を要せずして、天然絹よりの全税收は國庫に這入るのである。

又種々なる形の人造絹に對しても、天然絹のそれに照應して同様な從量税を課すべきである。但し此の場合には、若し該税の效力を十分維持せんとするならば、國內に産する極めて

多量な人造絹に關して、權衡的租税を課することが必要である。

後は唯全製品の形で輸入される絹であるが、此の場合にも亦全部乃至一部絹より成るすべての輸入品に對し比例的租税を課することにする。但し此の場合には、これ等の品を量的に取扱ふことは不可能であらうかり、之は從價にする。基礎的税率は生絲一封度につき四志、絹製品の原價の七分の一乃至八分の一である。

藏相は豫算演説において

これ等は極めて優れた財源である。然し外國品輸入者と内國産出者との間の條件を考慮して、内國産出者に若干有利な條件を與へた。其の理由は斯うである。私が此の事業に今回初めて課税するのは、之を以て消費者より歳入を徴す

る財政上の手段に供せんとするためであつて、勢ひ此の課税の結果、消費は多少減退するものと期待せざるを得ない。けれども、効果を擧げんとする以上は、何處かで多少の不利益を忍ばなければならぬ。そこで私は此の賣行の減少によつて蒙る斯業の不利を補ふために、外國輸出業者に比し若干の利益を與へんとするものである。

と述べたのである。而して本税制定より得る収入額は

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

(ロ)

である。

ホップス輸入税

本税は新税にして、保護的な税である。其の目的はホップスの耕作を保護するにある。本税制定により得る収入額は

一三〇、〇〇〇 磅

(ハ)

である。

マツケンナ税の復活

本税は財源確保の問題であるが、彼の自由貿易財政家にて曾て大藏大臣たりしマツケンナの名を冠する有名な租税である。代は一九一五年此の租税を始め提唱した時、次のやうなことを言はれた。

吾人がここにこれ等品目を選んだ理由は、第一に其の消費が我國において必要とされてゐないことであり、第二にそれが吾が為替の下落を改善し得べきことであり、第三にこれ等二つの目的を達すると共に若干の収入を齎すであらうことである。

而してこれ等の理由は何れも今日依然として存在するのである。若しこれ等の品目が其の當時奢侈品であつたなら、今日

とても依然奢侈品たるに變りはない。若し當時為替下落のため米國からの奢侈品の輸入を制限することが必要であつたなら、英國が金本位を回復した今日、之が必要でないとは謂はれやうか。若し斯る比較的少額な財源にして、當時の戦時大豫算においてすり重きを置かれて居つたものとすれば、今日の貧弱な時代においては、それは當時よりも遙かに重きを置かるべきものでなければならぬのである。

故に昨年労働党内閣が廢止した本税を歳入増加の目的を以て復活するものである。

チャーチル藏相は豫算演説中において、
 昨年申した通り、スノトデン君がこれ等租税——おとなしく引込んで誰の妨害もしなかつた、これ等租税を引張り出して問題としたのは、高等財政の見地からと言ふよりは寧ろ

高等政策の立場から行つたことに過ぎなかつたのだ。同君の政策は次の選挙で選挙人の是認するところとなりなかつた。惟ふに下院議員諸君の大部分は、これ等租税は廢止すべからずとの明確なる意見に基いて、其の議席を贏ち得られたのだらうと信ずる。吾人は此の歳入を失ふ譯には行かない。従つてこれ等租税は復活されねばならないが、然し之は年期税であるから、後日大藏大臣たるものは、歳入がモツと豊富となり、歳出がモツと緩くなつた時、此の嫌はれる負擔を除去するであらうから、其の曉には富裕なとして愛國的な人々は、三三%などといふ租税のかからない無税の外國製自動車で疲れた體を保養することが出来るであらう。

と述べたのである。而して本年七月一日より實施すべき本税

復活により得る収入額は

一六〇〇、〇〇〇 磅

一五六

である。

(二) 増税計畫

以上関税及消費税における増収額計は

五、七三〇、〇〇〇 磅

である。

二、相續税

相續税率を若干引上げるものである。然し、税率全体に亘つて行ふものではない。之は小額な遺産に関するものではなく——引上は一萬二千五百磅から始まる——又最大額の遺産も、既に一九一九年に引上げられ、最早引下げればとて、此の上引上げ

る餘地はないものであるから、之また變更を受けない。故に主として増税を断行しようと言ふのは中間の財産に限りれてゐる。即ち一萬二千五百磅乃至一萬八千磅の間の遺産については、今日の税率は五%乃至六%であるが、之を一%引上げる。四萬磅の遺産については、今日の税率は九%であるが、之を三%引上げて一三%とする。十七萬五千磅の遺産は目下一七%であるが、之を六%増して二三%にする。四十萬磅に對しては今日の税率二三%は——税率が多くなるにつれて増加率は少くなり——三%増加して二六%にする。八十萬磅の遺産は目下二七%であるが、之は二%増して二九%とする。百萬磅以上の遺産は現在と同じ極めて重い税率のままとする。本税率引上げによりて全一箇年分には十萬磅を得る見込であるが、本年度における増収額は

一五七

である。
四、五〇〇、〇〇〇 磅

三、増税合計額

関税及消費税並相續税の増収入額合計は

一〇、二三〇、〇〇〇 磅

にして、全年分は 二〇、二五〇、〇〇〇 磅

である。

第二 減税要綱

一、関税

一九二三年の帝國經濟會議において、英國政府がなせしところの提案を、あらゆる種類の食料品に對して新税若くは追加税を課せない限りにおいて實行するため、特惠関税率の改定を行ふ

(イ) 帝國産乾果に對する現行の租税を撤廢する。

(ロ) 帝國産煙草に對する特惠を全税額の六分の一より四分の一に引上げる。

(ハ) 強精酒に對する特惠を三分の一より三分の二に引上げる。

(ニ) 沸騰酒の附加税に對する特惠を三〇%より五〇%に引上げる。

(ホ) 砂糖は其の特惠を昨年引下げられる前の水準——即ち一ハンドレットドウェイトにつき四志三片——に復し、且つ此

の特惠を十箇年若くは該税が此の水準以下に下らない限り繼續すべきものとする。而して其の實施期日は一九二五年

七月一日とする。藏相は豫算演説中において、左の如く述べたのである。
私が砂糖特惠に對して十年間の保證を議會に提出したのは、今回は二度目である。私は一九二一年に之を發表した。一九二四年に至り、スノードン君は私の留守中に之を非認し、廢止して仕舞つたが、然し帝國內製糖業者に安心の念を與へ、彼等をして安んじて將來の計畫を樹つるを得しめることの必要についての吾人の見解は、終始一貫して變りはないのである。
斯くて吾人は帝國經濟會議においてなせしところの總ての誓約を最も完全且つ實際的に履行したと同時に、國民の必要食料品に對する課税に關し、總選舉時になせし誓約をも履行したのである。

以上諸多の帝國特惠により被るべき減收は
である。

一四七〇、〇〇〇 磅

二 所得稅

(イ) 標準率の引下

所得稅の輕減は時代の要求となつたが、現在の事情において所得稅の標準率を一磅につき四志六片より四志に、即ち六片引下げる。ために被る減收は

二四、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ロ) 勤勞所得の改正

小額所得稅納付者の諸階級に對し、後述する高級附加稅納付

者に與へたると同様な減税を行ふものである。
 低額な勤勞所得に對しては、投資所得に比してよりも負擔を
 大いに輕減せんとするものである。現在のところでは勤勞所
 得の負擔輕減は十分の一で、免稅最高限度は二百磅であるが、
 之を六分の一引上げて一〇%より一六%に引上げ、同時に免
 稅最高限度を二百五十磅とする。
 此の變更が小額所得に對して與へる輕減は莫大である。一箇
 年二百五十磅の所得は全然課税を免れる。一箇年三百磅の勤
 勞所得を有する既婚者は、其の租税が四四%低下したので
 ある。又三人の子供を抱え、一箇年五百磅の勤勞所得を有す
 る者は、其の租税が四分の一減少したのである。而して一
 箇年七百五十磅の所得者は此の改正によりて、一磅につき一
 〇%片輕減されるのである。

大体よりいへば一箇年千磅以下の所得を有する納稅者の全体
 即ち所得稅納付者の九〇%は、平均して標準率が六片輕減さ
 れたことになるのである。勿論それ以下の小額所得者はこれ
 以上の輕減を受ける。
 此の改正法の適用されるのは、年千五百磅までの所得で、其
 の上二千磅となつて此處から附加稅輕減が行はれるのである。
 次に老人の小額な貯蓄は勤勞所得と殆んど變りないものと見
 られる。よつて六十五歳以上の老人にして其の投資所得が年
 五百磅を超過しないときは、矢張り勤勞所得と同じ輕減を受
 くべきである。
 以上の勤勞所得の輕減に伴ふ減收は

三、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ハ) 両者の合計額

右両者の合計減収額は

二七、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

三、 所得税の附加税

附加税は現在の率では企業及び國民貯蓄力を過大に壓迫する重荷であると同時に、又英國現時の債務及經費に耐へ行く上において、缺くべからざる條件である。新なる富の創造に對する障礙である。

所得税委員會の計畫では、所得税と附加税との間に一定の關係を保つべきものとされたが、然かも此の關係は所得税が附加税に關係なく引下げられたことによつて破られたのである。故に

附加税を引下げやうとするのである。

別項において相續税率を引上げて、全一箇年に十萬磅の増収を得べき計畫を樹てたが、其の目的は十萬磅の負擔を所得より資本に振向けることにあつたのである。ここに相續税の同一の額を附加税の減少に振り向けやうとするものである。而して藏相は豫算演說中において

高級頭腦労働者は其の頭腦の限りある產物に生命を託するものであり、其の所得は其の健康を頼みとするものであり、其の妻子に對する死後の用意は、存命中に保険金を蓄積することに懸るものである。斯の如き境遇の人と投資より同額の所得を得つつある人との相違は極めて明瞭であり、何等の議論を要しない。此のことは現在の高率な相續税の中に力強く認められざるのであるが、然し私は、創造的な富に對する

課税を少し減少することは、假令其の負擔が死亡に際して移動する蓄積的な富に振り向けられるにしても、社會の創造的資本に對する壓迫を緩和するに役立つものだらうと信ずる。斯の如き改良は現代の思想に一致したものである。そして我國現下の特異なる産業状態及び諸方面に現はれた活動力の缺乏に鑑みる時は、斯うした限られた改良を、斯うした特別な場合に施しても、たしかに效果の著しいものがありうと私は確信するものである。そこで私は附加税の引下げを行はんとするものである。附加税引下げの方法は、所得税の引下げになるべく一致した割合を以て、なるべく同一階級の納税者に對し、且つなるべく相續税引上げと同一程度に之を行ふ、以て新負擔と新軽減とを以て、各階段の主要所得において互に釣合を保たせたい

と考へる。私は何も富裕な納税者の負擔を軽減しやうといふのではなく、社會の一般利益に最も貢獻するやうに、租税を調整しやうといふのである。と述べたのである。

此の附加税軽減による減収は
 六、七〇〇、〇〇〇 磅

四 租税減収合計額

前記により租税収入の減収額は合計
 三五、一七〇、〇〇〇 磅

にして、全年分は
 五一、二二〇、〇〇〇 磅

である。

(四) 新税及税率改定表

(一) 関税及消費税

(1) 現行税改正

関税	現行		提案	
	税率	特恵税率	税率	特恵税率
乾燥其他の果物	全税率 片 磅志	特恵税率 片 磅志	全税率 片 磅志	特恵税率 片 磅志
	二〇	〇	二〇	無税

煙草	現行		提案	
	税率	特恵税率	税率	特恵税率
種無小粒乾葡萄 (ウーハンドレッド付)	二〇	〇	二〇	無税
無花果、李、乾葡萄 (同)	七〇	〇	七〇	無税
砂糖、曲光度九八度以上 (ウーハンドレッド付)	一一	〇	一一	七四
(其他は度に準ず)				
糖蜜其他	七	〇	七	四
七〇%以上の甘味の物	七	〇	七	四
五〇%乃至七〇%の甘味物を有するもの	五	〇	五	三
五〇%以下の甘味物を有するもの	二	〇	二	一
葡萄糖固体 (同)	七	〇	七	四
液体 (同)	五	〇	五	三
サツカリン (一オンスに付)	三	〇	三	二

全税率の六分の五

消費税	現行		提案	
	全税率	特惠率	全税率	特惠率
砂糖 曲光度九八度以上 (ウエイトに付)	〇	八二	〇	八二
麥酒、一標準樽に付 (三六ガロン、 一五五度麥、 芽汁比重) 其他の比重は之に準ず	五〇	六六	五〇	六六
酒、 三〇度以上四二度以下の 標準強度火酒 (一ガロンに付)	〇	六〇	〇	六〇
四二度以上一 度に對する追加税 (同)	〇	六〇	〇	六〇
沸騰酒に對する追加税 (同)	〇	六〇	〇	六〇
米製葉柄無にして、一〇%以上 の濕度を有するもの (其他之に準ず)	〇	八二	〇	八二
	控除額を差引く 一バレルに付一磅	控除額を差引く 一バレルに付一磅	控除額を差引く 一バレルに付一磅	控除額を差引く 一バレルに付一磅
	全率の六六%	全率の七〇%	全率の六六%	全率の三三%
	全率の五〇%	全率の五〇%	全率の五〇%	全率の三三%

糖蜜其他	現行		提案	
	全税率	特惠率	全税率	特惠率
七〇%以上の甘味物 (ウエイトに付)	〇	八二	〇	八二
五〇%乃至七〇%の甘味物 (同)	〇	六六	〇	六六
五〇%以下の甘味物 (同)	〇	六六	〇	六六
葡萄糖、 液体 (同)	〇	六六	〇	六六
サツカリ (一オンスに付)	〇	六六	〇	六六
煙草 (一封度に付)	〇	六六	〇	六六
未製一〇%以上の濕 度あるもの (其他之に準ず)	〇	八二	〇	八二
	全税率の六六%	全税率の六六%	全税率の六六%	全税率の三三%
	全税率の五〇%	全税率の五〇%	全税率の五〇%	全税率の三三%

備考

(一) 上記諸税の變更は一九二五年七月一日より。但し麥酒の追

加税のみは八月十六日より實施。

(一) 砂糖、糖蜜、葡萄糖及サクカリンに對する特惠率の引上げは十箇年間に於て、此の期間内に於て、これ等に對する全税率が提案の特惠率引下げ額以下に下らざる期間。

(2) 新 税

關 税	全 稅 率	提 案	特 惠 率	
			磅 志 片	磅 志 片
天然及人造絹	〇	〇	三	〇
蚕繭及各種屑絹精練せざるもの	〇	一	〇	六
全部又は一部分精練せるもの	(同)	(同)	(同)	(同)

生 絲

精練せざるもの	(同)	〇	四	〇
全部又は一部分精練せるもの	(同)	〇	五	九
絹 絲				
精練せざるもの	(同)	〇	四	八
全部又は一部分精練せるもの	(同)	〇	六	八
絹 織 物				
精練せざるもの	(同)	〇	五	三
全部又は一部分精練せるもの	(同)	〇	七	九
人造絹絲、屑其他	(同)	〇	三	〇
人造絹織物	(同)	〇	三	六
上記以外の全部又は一部天然乃至人造絹絲より成るもの	(同)	該品總價額の 三三%		

全税率の六分の五

活動寫真フィルム	無感光性	〇	〇	〇	全税率 片	特 惠 率
	陽畫	〇	〇	〇		
陰畫	用	〇	〇	五	全税率の三分の二	片
	計 (部分品を含む)	〇	〇	五		
時	計 (部分品を含む)	〇	〇	五	全税率の三分の二	片
自動車自動自轉車及三輪車	計 (部分品及附屬品を含む、但 西費用車病人運搬車旅客自動車を除く)	〇	〇	五	全税率の三分の二	片
樂器	器 (部分品及附屬品及レコード其他を含む)	〇	〇	五	全税率の三分の二	片
ホップス	(ウエイトに付)	〇	〇	五	全税率の三分の二	片
ホップスより造れるエキス其他	使用ホップスの量による	〇	〇	五	全税率の三分の二	片

消費税

人造絹糸	(一升度に付)	〇	二	六
人造絹製品	(年期待許税)	一	〇	〇

備考

- (一) 新税は一九二五年七月一日より實施。但しホップス及ホップスのエキスに對しては八月十六日より實施。
- (二) 一部分天然乃至人造絹を含む絲及織物の税は、該天然乃至人造絹に對してのみ課するものとする。
- (三) ホップス及ホップスエキスの税は四箇年とす。

(二) 相續税

相續税引上げ率は左の如し

一四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	七五、〇〇〇	六五、〇〇〇	五五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
一七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	七五、〇〇〇	六五、〇〇〇	五五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
一六及一七	一五及一六	一四及一五	一三及一四	一三	一二及一三	一一及一二	一〇	一〇	九	九	
二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一
五又は六	五又は六	五又は六	五又は六	五	四又は五	四又は五	四	四	三	三	二

一七六

遺	産	額	現行率	税率	引上百分率
以上	以上	以上	八	一〇	二
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇	七	九	二
五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	六及七	八	二
一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	六	七	二
五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	六	一
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	五	一
一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	四	四	一
一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三	三	一
一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	二	二	一
二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	一	一	一
二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇			
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			

一七六

遺産 額

遺産 額		現行率	提案率	引上百分率
以上	以下	百分	税率	
一七〇、〇〇〇 磅	二〇〇、〇〇〇 磅	一七及一八	二三	五又は六
二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一九及二〇	二四	四又は五
二五〇、〇〇〇	三二五、〇〇〇	二一及二二	二五	三又は四
三二五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二二及二三	二六	三又は四
四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二四及二五	二七	二又は三
五〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	二六及二七	二八	一又は二
七五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二七及二八	二九	一又は二
一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	三〇	三〇	一又は二
一、二五〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三二	三二	一又は二
一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三五	三五	一又は二

(三) 所得 税

(1) 標準所得税率

所得税標準率を一磅につき四志六片より四志に引下ぐべきことを提案す。

二、〇〇〇、〇〇〇	一	一	四〇	四〇
-----------	---	---	----	----

(2) 「勤勞」所得の改正

「勤勞」所得に對する減税を増加せんことを提案す。即ち現行法によれば控除額は勤勞所得の十分の一にして、最高控除額は二百磅なりしものを、控除額は勤勞所得の六分の一に増加し、最高控除額を二百五十磅となす。年齢六十五歳以上に於て且つ其の總所得が五百磅を超えざる納税者の投資所得は勤勞所

(3) 得と看做すべきことを提案す。既婚者の場合にありては、此の減税は配偶者中の何れかが上記年齢に達したる時は適用するべきものとす。

附加税 附加税率を引下げんことを提案す。現行及提案税率は左の如し。

所得最初の	二、〇〇〇 磅	現行税率	一 志 片
次の	五、〇〇 磅	提案税率	一 志 片
	五、〇〇 磅		一 〇 九
	一、〇〇〇 磅		二 六

其残部に對し	一、〇〇〇 磅	(三〇、〇〇〇 磅迄)	六	〇	六	〇
	五、〇〇〇 磅	(二〇、〇〇〇 磅迄)	五	〇	五	〇
	五、〇〇〇 磅	(一五、〇〇〇 磅迄)	五	〇	四	〇
	二、〇〇〇 磅	(一〇、〇〇〇 磅迄)	五	〇	四	〇
	一、〇〇〇 磅	(八、〇〇〇 磅迄)	四	六	三	六
	一、〇〇〇 磅	(七、〇〇〇 磅迄)	四	〇	三	六
	一、〇〇〇 磅	(六、〇〇〇 磅迄)	三	六	三	〇
	一、〇〇〇 磅	(五、〇〇〇 磅迄)	三	〇	三	三

六 〇 六 〇 六 〇 三 〇

六 五 五 四 四 三 三 三 二

〇 六 〇 六 〇 六 〇 〇 三

しな更變

(四)

所得税引下の効果

左表は所得税及附加税を含むものにして、一九二四年及一九二

五年における所得に對する税額及一磅の所得に對する税率を示すものである。

所得 總 所得	子 一九二四年度 負擔		夫 一九二五年度 負擔	
	總「勤勞」所得	總「投資」所得	總「勤勞」所得	總「投資」所得
七〇〇	六五	八一	四九	七二
六〇〇	四五	五九	三二	五二
五〇〇	二五	三六	一九	三二
四〇〇	一五	一九	一〇	一七
三〇〇	一〇	一四	六	一二
二〇〇	五	八	二	一〇
一〇〇	一	二	一	二
一	一	一	一	一

所得 總 所得	子 一九二四年度 負擔		夫 一九二五年度 負擔	
	總「勤勞」所得	總「投資」所得	總「勤勞」所得	總「投資」所得
七,〇〇〇	二,一九二	三,二二六	一,八三八	一,八八八
六,〇〇〇	一,七六六	三,一〇六	一,五二五	一,五三一
五,〇〇〇	一,三六六	二,四一一	一,一三三	一,一六三
四,〇〇〇	九六一	一,〇三六	八〇一	八五一
三,〇〇〇	六四一	六八六	五二六	五七六
二,〇〇〇	四七九	五二四	四〇一	四五二
一,〇〇〇	三三九	三七四	二八二	三三二
一,〇〇〇	三三七	二六一	一八一	二八一
九〇〇	二七九	二一〇	一四〇	一八二
九〇〇	二二六	一四九	九九	一三二
八〇〇	一〇六	一三六	八二	一一二
八〇〇	八六	一一六	六五	九三
七,〇〇〇	三,二二二	四,四一七	二,一七二	二,一七二
六,〇〇〇	二,三二二	三,二二六	一,六一八	一,六一八
五,〇〇〇	一,三二二	二,二二六	一,一三三	一,一三三
四,〇〇〇	九六一	一,〇三六	八〇一	八五一
三,〇〇〇	六四一	六八六	五二六	五七六
二,〇〇〇	四七九	五二四	四〇一	四五二
一,〇〇〇	三三九	三七四	二八二	三三二
一,〇〇〇	三三七	二六一	一八一	二八一
九〇〇	二七九	二一〇	一四〇	一八二
九〇〇	二二六	一四九	九九	一三二
八〇〇	一〇六	一三六	八二	一一二
八〇〇	八六	一一六	六五	九三
七,〇〇〇	三,二二二	四,四一七	二,一七二	二,一七二
六,〇〇〇	二,三二二	三,二二六	一,六一八	一,六一八
五,〇〇〇	一,三二二	二,二二六	一,一三三	一,一三三
四,〇〇〇	九六一	一,〇三六	八〇一	八五一
三,〇〇〇	六四一	六八六	五二六	五七六
二,〇〇〇	四七九	五二四	四〇一	四五二
一,〇〇〇	三三九	三七四	二八二	三三二
一,〇〇〇	三三七	二六一	一八一	二八一
九〇〇	二七九	二一〇	一四〇	一八二
九〇〇	二二六	一四九	九九	一三二
八〇〇	一〇六	一三六	八二	一一二
八〇〇	八六	一一六	六五	九三
七,〇〇〇	三,二二二	四,四一七	二,一七二	二,一七二

所得	一九二四年		一九二五年	
	所得	税率	所得	税率
八〇〇〇	三、四六一	三六%	二、三三三	二六%
九〇〇〇	三、一六一	三六%	二、六三三	二六%
一〇、〇〇〇	三、五九一	三七%	三、〇三三	三〇%
一五、〇〇〇	五、九六六	三七%	五、一三八	三六%
二〇、〇〇〇	八、三四一	三八%	七、三三八	三七%
二五、〇〇〇	一〇、八四一	三八%	九、七六三	三七%
三〇、〇〇〇	一三、三四一	三八%	一二、一三八	三八%
四〇、〇〇〇	一八、五九一	三九%	一七、一三八	四二%
五〇、〇〇〇	二三、八四一	三九%	二二、一三八	四三%

(五) 増減税計畫に基く増減金額見込表

區分	一九二五年度分		全年度分	
	所得	税率	所得	税率
一〇、〇〇〇	五、〇九一	五〇%	四七、一三八	四五%
二五、〇〇〇	一〇、八四一	三八%	九、八八三	三七%
三〇、〇〇〇	一三、三四一	三八%	一二、一三八	三八%
四〇、〇〇〇	一八、五九一	三九%	一七、一三八	四二%
五〇、〇〇〇	二三、八四一	三九%	二二、一三八	四三%
合計	七六、三四一	三九%	二一、六〇〇	三九%

増税の部

関税及消費税
 ホップスの輸入税(新税)
 マッケンナ税の復活

區	絹物税(新税)	関税	消費税	小計	相續税	税率引上による增收	計	二減税の部	関税	食料品特惠関税の減收
一九二五年度分	四、〇〇〇、〇〇〇 磅	三、二八〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	五、七三〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一〇、二三〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇			
全年度分	七、〇〇〇、〇〇〇 磅			一〇、二五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、二五〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇			

所得税	小計	同附加税	附加税軽減による減收	計	三、差引増△減
勤勞所得の負擔軽減による減收	△ 三、〇〇〇、〇〇〇	△ 六、七〇〇、〇〇〇	△ 六、七〇〇、〇〇〇	△ 一三、四〇〇、〇〇〇	△ 二四、九四〇、〇〇〇
所得税の標準率引下による減收	△ 二四、〇〇〇、〇〇〇	△ 三九、五〇〇、〇〇〇	△ 一〇、〇〇〇、〇〇〇	△ 七四、〇〇〇、〇〇〇	△ 三〇、九七〇、〇〇〇
計	△ 二七、〇〇〇、〇〇〇	△ 一〇、〇〇〇、〇〇〇	△ 一〇、〇〇〇、〇〇〇	△ 四七、〇〇〇、〇〇〇	△ 三〇、九七〇、〇〇〇

本表記載の金額は、昭和二十五年四月三十一日現在の数字である。



（四）本豫算額及
總豫算額

一九二五年度本豫算額は

租稅收入

（直接税）

相續税
地租
家屋税
鑛業權税
所得税
附加税
超過利得税
自動車税

六六、五〇〇、〇〇〇、〇
一、〇〇〇、〇〇〇、〇
二六二、〇〇〇、〇〇〇、〇
六三、三〇〇、〇〇〇、〇
四、〇〇〇、〇〇〇、〇
一七、五〇〇、〇〇〇、〇

法人利得税

小計

九、〇〇〇、〇〇〇、〇
四二三、三〇〇、〇〇〇、〇

（間接税）

關稅

消費稅

印紙稅

小計

一〇五、〇〇〇、〇〇〇、〇
一三七、二二〇、〇〇〇、〇
二四、〇〇〇、〇〇〇、〇
二六三、二六〇、〇〇〇、〇
六八六、五六〇、〇〇〇、〇

稅外收入

郵便、電信及電話收入

王領地收入

各種貸付金收入

八五七、〇〇〇、〇〇〇、〇
一一四、九〇〇、〇〇〇、〇
一一、六〇〇、〇〇〇、〇

雑 収 入

計

合 計

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

一一四、五〇〇、〇〇〇

八〇一、〇六〇、〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。

之と前年度本豫算額

七九四、〇五〇、〇〇〇 磅

に比較するときは

七、〇一〇、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の種目別は

租 税 収 入

(直接税)

相 續 税 の 増 加

地 租、家 屋 税 及 礦 業 權 税 の 減 少

一〇、五〇〇、〇〇〇 磅

二五〇、〇〇〇

所得税の減少

三、〇〇〇、〇〇〇

同附加税の増加

三、〇〇〇、〇〇〇

超過利得税の減少

四、〇〇〇、〇〇〇

自動車税の増加

一、九〇〇、〇〇〇

法人利得税の減少

一、一〇〇、〇〇〇

小 計 (減少)

三、五五〇、〇〇〇

(間接税)

二四〇、〇〇〇

関 税 の 増 加

一、三二〇、〇〇〇

消 費 税 の 増 加

三、〇〇〇、〇〇〇

印 紙 税 の 増 加

四、五六〇、〇〇〇

小 計 (増加)

一、〇一〇、〇〇〇

計 (増加)

一、〇一〇、〇〇〇

税外収入

郵便電信及電話収入の増加

各種貸付金収入の増加

雑収入の増加

計

(増加)

合

計

(増加)

である。而して増減税計畫による差引減額

を差引くときは、自然増加額は

にして同主として相續税並に所得税及附加税の増加によるものである。

三、五〇〇、〇〇〇 磅

三五〇、〇〇〇

二、一五〇、〇〇〇

六、〇〇〇、〇〇〇

七、〇一〇、〇〇〇

△ 二四、九四〇、〇〇〇 磅

三一、九五〇、〇〇〇 磅

更に本豫算額を決算額

八一二、〇六一、六五八 磅

に比較するときには、決算額において

一一、〇〇一、六五八 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の減少

地租、家屋税及
礦業権税の減少

所得税の減少

同附加税の増加

△ 五、三〇〇、〇〇〇

△ 五〇、〇〇〇

△ 二、五八九、〇〇〇

五、二一〇、〇〇〇

超過利得税の減少	△	二、〇〇〇、〇〇〇
自働車税の増加		五五六、〇〇〇
法人利得税の増加	△	二、六七〇、〇〇〇
小計 (減少)		一、五〇三、〇〇〇
(間接税)		
関税の増加	△	一、四四七、〇〇〇
消費税の減少	△	三、六六〇、〇〇〇
印紙税の増加	△	七〇〇、〇〇〇
小計 (減少)		五一三、〇〇〇
計 (減少)	△	二、〇一六、〇〇〇
税外収入		三五〇、〇〇〇
郵便電信及電話収入の増加		

(2) 王領地収入の増加 五〇、〇〇〇
 各種貸付金収入の増加 二、三四四、四五九
 雑収入の増加 一〇、二七三、一九九
 合計 (増加) 一三、〇一七、六五八
 合計 (増加) 一、〇〇一、六五八

にして、今各種目別につき其の大要を説明すれば左の如くである

(1) 租税収入
 (イ) 関税及消費税
 麥酒及び火酒の両税は高率な課税によつて、豫算に比し減少したけれども、茶、ココア、砂糖及び煙草の諸税は、之を償ふに足る膨脹を示したのである。故に結局僅かに百萬磅の減少で終つたのである。

(ロ) 相續税及附加税

直接税中において最も注意を惹く點は、相續税及附加税の増減である。豫算において附加税率を引下げ、一方それに相當するだけの相續税率を引上げたのである。然るに相續税は五百餘萬磅の増減にして、附加税は五百餘萬磅の増減である。之は附加税の増収は、其の徴收法が一層嚴格且つ有效となり、且つ滞納金を取立てた結果である。又相續税の減収は、増税の對象とされたところの、かの中等級の財産に現はれたものにあらずして、主として百萬磅以上に對する高額の財産に生じたものである。而して此の財産に於いて多大の不足を生じたものであるが、其の原因は富豪達が特に健康且つ長壽であるためか、又は所有者の存命中に財産を分割して置く風習のためか、或は其の他何等かの方法に

より、高率な課税を避けんとしつゝあるためであるかは判明しないのである。

(2) 税外収入

租税収入の減収に引き代へ税外収入は増収を示したのである。而して其の原因は伊國戰債第一回償還金二百餘萬磅を各種貸付金収入において増加したると、普通雑収入三百餘萬磅及び特別雑収入六百九十餘萬磅（ドイツ賠償金収入 豫算一九、五〇〇、〇〇〇 磅 決算一〇、三三〇、〇〇〇 磅）を雑収入において増加したるとによるものである。

い) 一九三五年年度決算
額と前年度決
算額の比較

一九二五年度歳入決算額は

八一三、〇六一、六五八 磅

にして、之を一九二四年度歳入決算額

七九九、四三五、五九五 磅

に比較するときは

一一、六二六、〇六三 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

一、七五〇、〇〇〇 磅

地租の減少

二五、〇〇〇

家屋税の減少

四七〇、〇〇〇

鑛業権税の減少
所得税の減少
同附加税の増加
超過利得税の増加
自動車税の増加
法人利得税の減少

小計 (減少)

△ 五、〇〇〇
△ 一四、四二五、〇〇〇
△ 五、八三〇、〇〇〇
△ 一、三〇〇、〇〇〇
△ 一、八九二、〇〇〇
△ 六、四三〇、〇〇〇
△ 一〇、五八三、〇〇〇

(間接税)

関税の増加

四、一四三、〇〇〇

消費税の減少

五六八、〇〇〇

印紙税の増加

一、八五〇、〇〇〇

小計 (増加)

五、四二五、〇〇〇

計 (減少)

△ 五、一五八、〇〇〇

税外収入

郵便電信及電話収入の増加	一九〇〇,〇〇〇 磅
王領地収入の減少	一〇,〇〇〇
各種貸付金収入の増加	三〇〇三,五七六
雑収入の増加	一二,八九〇,四八七
計 (増加)	一七,七八四,〇六三
合計 (増加)	一二,六二六,〇六三

である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二五年度歳入決算額及豫算額比較表

項目	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	對本豫算額	對總豫算額
租稅收入 (直接稅)	六,一三〇,〇〇〇 磅	六,六五〇,〇〇〇 磅	五,九四五,〇〇〇 磅	五,三〇〇,〇〇〇 磅	△ 五,三〇〇,〇〇〇	△ 一,七五〇,〇〇〇
相續稅	六五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	△ 五〇,〇〇〇	△ 四七〇,〇〇〇
地租	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	△	△
家屋稅	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	△	△
鑛業權稅	三,四五〇,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇	△	△
所得稅	三,五九四,二〇〇	三,六二二,〇〇〇	三,七三三,八三六	三,五八九,〇〇〇	△ 三,五八九,〇〇〇	△ 三,五八九,〇〇〇
同附加稅	六,八五〇,〇〇〇	六,三三〇,〇〇〇	六,二六八,〇〇〇	五,二一〇,〇〇〇	△ 五,二一〇,〇〇〇	△ 五,二一〇,〇〇〇
超過利得稅	二,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	△ 二,〇〇〇,〇〇〇	△ 一,三〇〇,〇〇〇
自働車稅	一八〇,五六,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇	一六,一四四,〇〇〇	五五六,〇〇〇	△ 五五六,〇〇〇	△ 一八九二,〇〇〇
法人利得稅	一一,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一八,一〇〇,〇〇〇	三,六七〇,〇〇〇	△ 三,六七〇,〇〇〇	△ 六,四三〇,〇〇〇

項目	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度決算額の増減	
	決算額	本決算額	決算額	對本決算額	對總決算額	對一九二四年度決算額
小計	四三二,七七一.〇〇〇 磅	四三三,三〇〇.〇〇〇 磅	四三三,三〇〇.〇〇〇 磅	△ 一,五三三.〇〇〇 磅	△ 一,五三三.〇〇〇 磅	△ 一〇,五三三.〇〇〇 磅
(間接税)	一〇三,四〇〇.〇〇〇	一〇三,〇〇〇.〇〇〇	九九,三四〇.〇〇〇	△ 一,四〇〇.〇〇〇	△ 一,四〇〇.〇〇〇	△ 一〇,一四〇.〇〇〇
關稅	一三四,五六〇.〇〇〇	一三七,三三〇.〇〇〇	一三五,一三八.〇〇〇	△ 二,六六〇.〇〇〇	△ 二,六六〇.〇〇〇	△ 五六八.〇〇〇
消費稅	二四,七〇〇.〇〇〇	二四,〇〇〇.〇〇〇	二二,八五〇.〇〇〇	七,〇〇〇.〇〇〇	七,〇〇〇.〇〇〇	一,八五〇.〇〇〇
印紙稅	二六三,七四七.〇〇〇	二六三,三六〇.〇〇〇	二五七,三三三.〇〇〇	△ 五,三三〇.〇〇〇	△ 五,三三〇.〇〇〇	△ 五,四三三.〇〇〇
計	六八〇,五四〇.〇〇〇	六八六,五六〇.〇〇〇	六八九,七〇〇.〇〇〇	△ 二,〇一六.〇〇〇	△ 二,〇一六.〇〇〇	△ 五,一五八.〇〇〇
稅外收入	三五,七五〇.〇〇〇	三五,六〇〇.〇〇〇	三五,八五〇.〇〇〇	△ 一五〇.〇〇〇	△ 一五〇.〇〇〇	△ 九〇〇.〇〇〇
郵便收入	五,六五〇.〇〇〇	五,四〇〇.〇〇〇	五,六〇〇.〇〇〇	△ 二五〇.〇〇〇	△ 二五〇.〇〇〇	△ 五〇〇.〇〇〇
電信收入						

項目	一九二五年度		一九二四年度		一九二五年度決算額の増減	
	決算額	本決算額	決算額	對本決算額	對總決算額	對一九二四年度決算額
小計	五七,三五〇.〇〇〇	五七,〇〇〇.〇〇〇	五七,〇〇〇.〇〇〇	△ 五〇.〇〇〇	△ 五〇.〇〇〇	△ 一九〇.〇〇〇
王領地收入	九五〇.〇〇〇	九〇〇.〇〇〇	九六〇.〇〇〇	△ 五〇.〇〇〇	△ 五〇.〇〇〇	△ 一〇.〇〇〇
各種貸付金收入	一四,九四〇,四五九	一三,六〇〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	△ 一,三四〇,四五九	△ 一,三四〇,四五九	△ 三,〇〇三,五五三
雜收入	五五,三三三,一九九	四四,〇〇〇.〇〇〇	四一,三八一,七二二	△ 一〇,七三三,一九九	△ 一〇,七三三,一九九	△ 一三,八九〇,四〇〇
普通收入	二七,三四八,六三二	一四,〇〇〇.〇〇〇	一四,四三〇.〇〇〇	△ 三,三四八,六三二	△ 三,三四八,六三二	△ 二,九八八,六三二
特別收入	三六,四四四,五七八	三〇,〇〇〇.〇〇〇	二六,九六二,七二二	△ 六,九四四,五七八	△ 六,九四四,五七八	△ 九,九六一,八六八
計	一三七,五五七,六五八	一二四,五〇〇.〇〇〇	一二四,五〇〇.〇〇〇	△ 一三,〇七三,六五八	△ 一三,〇七三,六五八	△ 一七,七八四,〇三三
合計	八三三,〇六三,五八	八〇一,〇六〇.〇〇〇	八〇一,〇六〇.〇〇〇	△ 七九九,四五五,五九五	△ 七九九,四五五,五九五	△ 一三,六三六,六三三

(=) 租税収入
其他の区分

一九二五年度歳入決算額を租税収入其他に区分する
ときは

租税収入	直接税	間接税	小計	税外収入	計
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇
四二一、七九七、〇〇〇 磅	二六三、七四七、〇〇〇	一五八、〇五〇、〇〇〇	四二一、七九七、〇〇〇	一、一七、七八四、〇六三	五、一五八、〇〇〇

にして、之を一九二四年度歳入決算額のそれと比較するときは

租税収入
直接税の減少
間接税の増加

小計 (減少)

税外収入の増加

計 (増加)

一七、七八四、〇六三

一、一七、七八四、〇六三

一、一七、七八四、〇六三

の増加である。
今各年度における区分割合を見るに

年度	租税収入	直接税	間接税	計	税外収入	合計
一九一三	三九	四三	八二	一	一八	一〇〇
一九一八	六九	一九	八八	一	二	一〇〇
一九一九	五二	二三	七五	二	五	一〇〇
一九二〇	四七	二五	七二	二	八	一〇〇



である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
六九	六五	六〇	六一	六三	六三	六二
三一	三五	四〇	三九	三七	三七	三八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、租税收入中における直接税及間接税の割合は

一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
四六	四六	五二	五二	五一	五四	五二
三〇	三〇	三三	三三	三五	三二	三二
七六	七六	八五	八五	八六	八六	八四
二四	二四	一五	一五	一四	一四	一六
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

一九二五年度歳入決算額租税其他区分表

計	税外收入	小計	間接税	直接税	租税	区分		増引 △ 減
						金額	割合	
八二,〇六一,六五八	一七,五七,六五八	六四,五四,〇〇〇	三二,七四,〇〇〇	四二,七五,〇〇〇		一九二五年度決算額	一九二四年度決算額	
一〇〇,七九,四三五,五九五	一六,一九,七三三,五九五	八四,六九,七〇二,〇〇〇	三三,五七,三三三,〇〇〇	五二,四三,三六八,〇〇〇		一九二五年度決算額	一九二四年度決算額	
一〇〇	一四	八六	三二	五四		増引	△ 減	
一三,六三六,〇六三	一七,七四,〇六三	△ 五,一五,〇〇〇	五,四三,〇〇〇	△ 一〇,五八三,〇〇〇		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	三八	六二		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	三七	六三		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	四〇	六〇		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	三九	六一		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	四〇	六〇		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	三五	六五		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	三一	六九		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	二二	七八		一九二五年	一九二四年	
		一〇〇	五二	四八		一九二五年	一九二四年	

五

國債

一九二五年度においては、一九二三年度財政法による國債償還のため、新減債基金五十萬磅を豫算に計上し、之を實行すると共に、「借換」をも行つたるが、國債總額において三千二百餘萬磅を減少し、普通公債額において三千九百餘萬磅を減少したのである。

新減債基金の使途

五千萬磅の新減債基金の使途は左の如くである。

一、内國債の銷却に使用したる分

定期年金公債の元金	一、〇八四、八四〇
整理公債減債基金	二、六四一、七八一
戦勝債券減債基金	二、二三〇、八三七
借換公債減債基金	一四、三八六、一一二
相續税のため交付せられたる 整理公債及戦勝債券	六、九九五、〇〇〇
相續税のため他の交付せ られたる其他の証券	一七七、六四一
四分及五分軍事公債減債基金	七、五三八、八四四
殘額減債一般に行使し得るもの	九、九九一、三七九
計	四五、〇四六、四三四

二、外國債の銷却に使用したる分

對米國政府公債元本 四、九五三、五六六

合計 五〇、〇〇〇、〇〇〇

國債の現在

一九二五年度末國債の現在高は

普通公債	六、四四七、八七五、九六六
内國債	一、一一〇、七六八、三三三
外國債	

計

其他の資本公債

合計

にして、之を一九二四年度末現在高

七、五五八、六四四、二九九 磅
 七五、〇七八、二〇三
 七、六三三、七二二、五〇二
 七、六六五、八八〇、一四四 磅

に比較するときは

△ 三二、一五七、六四二 磅

の減少である。其の内譯は

普通公債

内國債の減少

外國債の減少

計

其他の資本公債の増加

△ 二八、三七二、二一二 磅
 △ 一〇、八三一、五四一
 △ 三九、二〇三、七五三
 △ 七、〇四六、一一一

合計

(減少)

△ 三二、一五七、六四二

にして、其の内容は別表の如くである。

一九二五年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高	一九二五年度末	一九二四年度末	差引増△減
普通公債		一九二五年度末 磅	一九二四年度末 磅	差引増△減 磅
内國債	六、四四七、八七五、九六六	六、四七六、二四八、一七八	△ 二八、三七二、二一二	
長期公債	一、〇七三、五二〇、五六八	一、〇三二、六八九、四八六	△ 五〇、八三一、〇八二	
定期年金	一一、六三九、五四〇	一一、〇五三、四〇八	△ 四一三、八六八	
短期公債	五、三六一、七一五、八五八	五、四四〇、五〇五、二八四	△ 七八、七八九、四三六	

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二五年度末	一九二四年度末	
外國公債	一、一〇、七六八、三三三 磅	一、一三、五九九、八七四 磅	△ 一〇、八三一、五四一
短期公債	七、五五八、六四四、二九九	七、五九七、八四八、〇五二	△ 三九、二〇三、七五三
計	七、五五八、六四四、二九九	七、五九七、八四八、〇五二	△ 三九、二〇三、七五三
其他の資本公債	七五、〇七八、二〇三	六八、〇三二、〇九二	△ 七、〇四六、一一一
合計	七、六三三、七三二、五〇二	七、六八五、八八〇、一四四	△ 三二、一五七、六四二

い普通公債内譯

普通公債の一九二五年度末現在高を前年度末現在高に比較するときには、總額は三十九百餘萬磅の減少にして、

其の内、内國債の減少は二千八百餘萬磅、外國債の減少は十餘萬磅である。

内國債中の流動公債の減額は

△ 三七、八九九、〇〇〇 磅

である。而してこれは一部分は借換に、一部分は大藏省債券及び國民貯蓄債券の賣出によるものである。

又外國債の減少は一は米國に對する元金償還によるものと、他の一は米國市場にあつた弗貨拂英國公債六百萬磅が英貨拂國民軍事債券に借換へりルテ、英國に歸還したることによるものである。

而して其の内譯は別表の如くである。

一九二五年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二五年度末	一九二四年度末	
普通公債	一九二、五五八、六四四、二九九	一九二、五九七、八四八、〇五二	三九、二〇三、七五三
内國債	六、四四七、八七五、九六六	六、四七六、二四八、一七八	二八、三七三、二一二
流動公債	七〇四、二九六、〇〇〇	七四二、一九五、〇〇〇	三七、八九九、〇〇〇
大藏省證券	五六四、七五〇、〇〇〇	五七五、六一〇、〇〇〇	一〇、八六〇、〇〇〇
一時借入金	一三九、五四六、〇〇〇	一六六、五八五、〇〇〇	二七、〇三九、〇〇〇
其他の公債	五、七四三、五七九、九六六	五、七三四、〇五三、一七八	九、五二六、七八八
外國債	一、一一〇、七六八、三三三	一、一一一、五九九、八七四	一〇、八三一、五四一
米國の分	九六七、四一二、三三三	九七八、二四三、八七四	一〇、八三一、五四一
米國政府借入金	九三〇、八二一、九一八	九三五、七五三、四二五	四、九三一、五〇七
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二五年度末	一九二四年度末	
其他	三六、五八七、五六九	四二、四八七、六〇三	五、九〇〇、〇三四
其他の分	一四三、三五六、〇〇〇	一四三、三五六、〇〇〇	〇
其他の聯合國政府よりの借入	一三五、七〇〇、〇〇〇	一三五、七〇〇、〇〇〇	〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	〇
イタリ	二二、二〇〇、〇〇〇	二二、二〇〇、〇〇〇	〇
其他	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇
海峽植民地	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇
合計	七、五五八、六四四、二九九	七、五九七、八四八、〇五二	三九、二〇三、七五三

對外債權

一九二五年度末の對外債權現在高は

自治領及植民地	一、二八、二三八、〇〇〇 磅
對外國政府	一、八六三、六五〇、〇〇〇
計	一、九九一、八八八、〇〇〇

にして、之を一九二四年度末現在高に比較するとき

自治領及植民地の減少	△ 一、五七〇、六三一 磅
對外國政府の減少	△ 二四二、五〇六、一四八
計 (減少)	△ 二四四、〇七六、七七九

の減少である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二五年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高	一九二五年度末	一九二四年度末	差引増△減
自治領及植民地 (戰時貸付)	一、二八、二三八、〇〇〇 磅	一、二八、二三八、〇〇〇	一、二九、八〇八、六三一 磅	△ 一、五七〇、六三一
對外國政府	一、八六三、六五〇、〇〇〇	一、八六三、六五〇、〇〇〇	二、一〇六、一五六、一四八	△ 二四二、五〇六、一四八
ロシヤ	七九四、五〇五、〇〇〇	七九四、五〇五、〇〇〇	七五六、七〇四、七四八	△ 三七、八〇〇、二五二
フランス	六四七、一〇六、〇〇〇	六四七、一〇六、〇〇〇	六二〇、二二四、二〇〇	△ 二六、八八一、八〇〇
イタリヤ	二七四、七五〇、〇〇〇	二七四、七五〇、〇〇〇	五八三、五一〇、〇〇〇	△ 三〇七、七六〇、〇〇〇
其他	一、七二六、三六一、〇〇〇	一、七二六、三六一、〇〇〇	一、九五九、四三八、九四八	△ 二四三、〇七七、九四八
計	一、九九一、八八八、〇〇〇	一、九九一、八八八、〇〇〇	二、二三五、九六四、七七九	△ 二四四、〇七六、七七九

對外債權の債務國別は別表の如くにして、對外國政府分の内、元
利償還の確定せるものと、未確定のものとの總額は

確定の分	三二九、七一三、〇〇〇 (一八)
未確定の分	一、五三三、九三七、〇〇〇 (八二)
計	一、八六三、六五〇、〇〇〇 (一〇〇)

である。

一、海外自治領土及植民地

一九二六年三月三十一日現在元金 (此れ等貸付に對しては利拂行は北、濠洲、新
西蘭及トリニダードの場合にありては、毎年償還

基金により元金 償還行はる	八六、八六六、〇〇〇 磅
------------------	--------------

新 西 蘭	二八、三四八、〇〇〇
南 阿	一一、八八四、〇〇〇

ニューファウンドランド	四〇〇、〇〇〇
トリニダード	四六四、〇〇〇
ジャマイカ	六六、〇〇〇
フィジー	一一〇、〇〇〇

計	一三八、二三八、〇〇〇
---	-------------

二 聯合國其他	一、八六三、六五〇、〇〇〇 磅
---------	-----------------

(一) 確定分	三二九、七一三、〇〇〇
---------	-------------

(イ) 處理協定により年賦償還の決定
せる聯合國貸付

伊 太 利	二七四、七五〇、〇〇〇
-------	-------------

羅馬尼亞
計

三一、二五〇、〇〇〇 磅
三〇六、〇〇〇、〇〇〇

(四)

救濟及改造貸付 (元利共に年賦にて支拂はる)

白耳義

九、〇〇〇、〇〇〇

白領コンゴ

三、六〇〇、〇〇〇

波蘭

四、七七〇、〇〇〇

羅馬尼亞

二、二〇〇、〇〇〇

エストニア

二四八、〇〇〇

匈牙利

八七、〇〇〇

チエッコスロヴァキア

四六四、〇〇〇

計

二〇、三六九、〇〇〇

(ハ)

其他貸付 (元金又は元利共に割賦にて支拂はる)

ラトヴィア

一、三〇三、〇〇〇

希臘

一〇八、〇〇〇

波蘭

一五三、〇〇〇

チエッコスロヴァキア

八二七、〇〇〇

羅馬尼亞

三六、〇〇〇

エストニア

九一七、〇〇〇

計

三、三四四、〇〇〇

(イ)

聯合國貸

(二) 不確定分

一、五三三、九三七、〇〇〇

露國

七九四、五〇五、〇〇〇

佛國

六四七、一〇六、〇〇〇

セルブ、クロア、
スロヴェニア、
王國

葡 萄 牙

希 臘

計

三、四〇〇、〇〇〇 磅

二、七三三、〇〇〇

二、一六七、〇〇〇

一、五一七、九一一、〇〇〇

(ロ)

救濟及改造貸付

奧 太 利 (※)

セルブ、クロア、
スロヴェニア、
王國

ア ル メ ニ ア

計

一、八八七、〇〇〇

二、五三三、〇〇〇

一、一八、〇〇〇

一、四、五三八、〇〇〇

(ハ)

其他貸付

ア ル メ ニ ア

九五三、〇〇〇

リ ス ア ニ ア

セルブ、クロア、
スロヴェニア、
王國

計

三、四八、〇〇〇

一、八七、〇〇〇

一、四八八、〇〇〇

〔註〕(※) 支拂は一九四三年一月一日まで延期。

第三章 第十六百二十六年度の豫算

一九二六年度の
豫算大綱

蔵相チャーチルは第二次ボルドウィン保守党内閣第二
回目の豫算即ち一九二六年度豫算を、一九二六年四月
二十六日下院に提出して曰く

昨年は私は金本位復歸や寡婦及養老恩給などの記憶すべき事件
について、及び直接税の可なりな引下げについて語る事が出
來た。本年はヨリ小さな、ヨリ簡單な、そしてヨリ地味な範圍
に留まつてゐる。炭坑業を援けて其の經營を經濟的基礎に立た
しめんための企圖は、他のあらゆる利害及び請求を凌駕し壓倒
して仕舞つた。後に残つてゐるのは唯、如何にして豫算をバラ
ンスし、我國の財政を事務的に進めて行くかを考察すること
だけである。而して其の計畫を見るに、豫算編成當初の見積は

歳出
歳入

八一、六〇〇、〇〇〇 磅

差引歳入過△不足

八〇、四七〇、〇〇〇

にして、歳入不足である。而して更に歳出において

新減債基金の増額

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

道路基金の減額

一、九五九、〇〇〇

差引増加

八、〇四一、〇〇〇

の増加を要するを以て、財源不足は

△ 一五、九四一、〇〇〇 磅

である。ここにおいて歳相は

租税收入

九、〇五〇、〇〇〇 磅

税外收入

一一、〇〇〇、〇〇〇

計

二〇、〇五〇、〇〇〇

の増税及び増収計畫を樹てたのである。故に歳計剰餘金の見込額

四、一〇九、〇〇〇 磅

を生ずることとなつたのである。而して此の剰餘金は臨時支出の財源に充當するため留保する考であつたが、決算においては却つて三千六百餘萬磅の財源不足となつたのである。



故に下院に提出したる本豫算額は

歳出

八二〇、六四一、〇〇〇

歳入

八二四、七五〇、〇〇〇

差引歳入過

四、一〇九、〇〇〇

にして、之を前年度本豫算額

歳出
歳入

差引歳入過

に比較するとき

歳出の増加

歳入の増加

差引歳入過

の増加である。而して歳出の増加は主として

國債費

新減債基金の増加

利子支拂費の減少

小計

各種恩給費の増加

七九九、四〇〇、〇〇〇 磅

八〇一、〇六〇、〇〇〇

八二一、六六〇、〇〇〇

二一、二四一、〇〇〇 磅

二三、六九〇、〇〇〇

二、四四九、〇〇〇

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一、〇〇〇、〇〇〇

九、〇〇〇、〇〇〇

六、〇〇〇、〇〇〇

道路基金以外の各種補助費の増加
郵便事業及道路基金の増加

小計

計

に對し、一般行政費において經費節減法案に基き

軍事費

其他の行政費

計

一九、〇〇〇、〇〇〇

二八、〇〇〇、〇〇〇

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

三、〇〇〇、〇〇〇

七、〇〇〇、〇〇〇

の節減を断行したるためである。
又歳入の増加は主として増税及び增收計畫のためである。



次に一九二六年度總豫算額は

歳出

八三二、四七八、〇〇〇 磅

歳入

八二四、七五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

七、七二八、〇〇〇

にして、之を本豫算額に比較するとき、は

歳出の増加

一一、八三七、〇〇〇 磅

歳入

差引歳入過△不足

一一、八三七、〇〇〇

である。これは歳出において追加豫算を計上したためである。

又之を前年度總豫算額

歳出

八二五、七七二、〇〇〇 磅

歳入

八〇一、〇六〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 二四、七一二、〇〇〇

に比較するとき、は

歳出の増加

六、七〇六、〇〇〇 磅

歳入の増加

二三、六九〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

一六、九八四、〇〇〇

である。

一九二六年度の
決算

一九二六年度の決算額は

歳出

八四二、三九五、〇二七 磅

歳入

八〇五、七〇一、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 三六、六九四、〇二七

にして、本豫算において四百餘萬磅の歳計剰餘金を生ずべかりしものが、決算において三千六百餘萬磅の財源不足となつたのは、主として一九二六年五月より十一月に亘る總同盟罷業と炭坑爭議のためである。即ち此の事件のため歳入は約千七百五十萬磅を減少し、歳出は約千四百五十萬磅を増加し、國庫の負擔は全体において三千二百萬磅増加したのである。

右決算額を總豫算額

歳出

八三二、四七八、〇〇〇 磅

歳入

八二四、七五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 七、七二八、〇〇〇

に對比するときは

歳出の増加

九、九一七、〇二七 磅

歳入の減少

一九、〇四九、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 二八、九六六、〇二七

である。

更に之を前年度決算額

歳出
歳入

差引歳入過△不足

に比較するとき

歳出の増加

歳入の減少

差引歳入過△不足

である、其の内譯は別表の如くである、

○
少
古
火
車
の
出
入
の
差
引
額
は
別
表
の
如
く
で
あ
る
。

八二六、〇九九、七七七 磅

八一二、〇六一、六五八

一四、〇三八、一一九

一六、二九五、二五〇 磅

六、三六〇、六五八

二二、六五五、九〇八

一九二六年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	歳		比	較	増	減
	入	出				
一九二六年度決算額	八四二、三九五、〇三七 磅	八四二、三九五、〇三七 磅				
一九二六年度本豫算額	八〇五、七〇一、〇〇〇	八二〇、六四一、〇〇〇 磅				
一九二六年度總豫算額	八二四、七五〇、〇〇〇	八三三、四七八、〇〇〇 磅				
一九二五年度決算額	八一三、〇六一、六五八	八二六、〇九九、七七七 磅				
對本豫算額	一九、〇四九、〇〇〇	二一、七五四、〇三七 磅				
對總豫算額	一九、〇四九、〇〇〇	九九一、七、〇三七 磅				
對二五年度決算額	六、三六〇、六五八	一六、二九五、二五〇 磅				
差引	歳入過△不足					
	三六、六四九、〇三七					
	四二、〇九九、〇〇〇					
	七、七二八、〇〇〇					
	一四、〇三八、一一九					
	四〇、八〇三、〇三七					
	二、八九六、〇三七					
	二二、六五五、九〇八					

歳

出

三

一九二六年歳出の決算額は

既定費	三七八、五八三、六七九	磅
國債費	三七八、五八三、六七九	
利子支拂費	三一八、五八三、六七九	
新減債基金	六〇、〇〇〇、〇〇〇	
道路基金	一七、三七三、一九〇	
地方税勘定支拂	一四、一七二、〇七五	
北部アイランド	五、七六六、七五二	
金庫支拂		
其他	二、八六九、三三一	
計	四一八、七六五、〇二七	

議定費

陸軍費

四三、六〇〇、〇〇〇

海軍費

五七、六〇〇、〇〇〇

空軍費

一五、五三〇、〇〇〇

民政費

二四〇、四八六、〇〇〇

内閣税消費税及

一一、五一四、〇〇〇

郵便事業費

五四、九〇〇、〇〇〇

計

四二三、六三〇、〇〇〇

合計

八四二、三九五、〇二七

である。

○

(1) 本豫算額

一九二六年度本豫算額付

既定費

國債費

利子支拂費

新減債基金

道路基金

地方税勘定支拂

金北部アイランド支拂

其他

計

三六四、〇〇〇、〇〇〇 磅

三〇四、〇〇〇、〇〇〇

六〇、〇〇〇、〇〇〇

一七、五〇〇、〇〇〇

一四、一〇〇、〇〇〇

五、二〇〇、〇〇〇

二、六〇〇、〇〇〇

四〇三、四〇〇、〇〇〇

議定費

陸軍費

海軍費

空軍費

民政費

學校教員恩給

警察官恩給

養老恩給

戰時恩給(海員恩給及取
扱費を含む)

寡婦、孤兒及養老
全恩給勘定の支拂

保險補助金

健康保險

失業保險

中東費

四二、五〇〇、〇〇〇

五八、一〇〇、〇〇〇

一六、〇〇〇、〇〇〇

二三四、二五七、〇〇〇

四、八八八、〇〇〇

二、二八〇、〇〇〇

二九、七九五、〇〇〇

六三、九五七、〇〇〇

四、〇〇〇、〇〇〇

一八、一三二、〇〇〇

五、九七三、〇〇〇

一、一六〇、〇〇〇

四、四四四、〇〇〇

帝國戰死者墓地委員會費	一、〇〇八、〇〇〇
海外定住費	九三五、〇〇〇
戰時負擔の清算費	七二九、〇〇〇
選舉人名簿作成費	四五八、〇〇〇
植林費	三三五、〇〇〇
除隊兵教育其他の經費	四〇〇、〇〇〇
政府紙幣費	三六九、〇〇〇
帝國內販路擴張費	五〇〇、〇〇〇
土木建築其他の經費	四、六〇五、〇〇〇
教育費補助	四六、二九一、〇〇〇
農業補助金 <small>(指定補助金及貸付金並に開港場茶金を含む)</small>	四、八四一、〇〇〇
保健補助金	三、六〇六、〇〇〇
住宅費 <small>(補助金及貸付金)</small>	九、九八二、〇〇〇

1154 磅

感化事業及心神 耗弱者保護費	一、〇八七、〇〇〇
採炭業補助金	四、一〇〇、〇〇〇
失業補助金及貸付金	二、六九一、〇〇〇
其他の經費	二四、八二四、〇〇〇
關稅、消費稅及 内國稅徵收費	一一、七八四、〇〇〇
郵便事業費	五四、六〇〇、〇〇〇
計	四一七、二四一、〇〇〇
合 計	八二〇、六四一、〇〇〇

にして、之を前年度本豫算額

七九九、四〇〇、〇〇〇
二一、二四一、〇〇〇

に比較するときは
の増加である。而して其の費目別は

1155

既定費

國債費

利子支拂費の減少

新減債基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の減少

民政費の増加

其他の増加

計 (増加)

合計 (増加)

にして、既定費中の増加は主として新減債基金の増加に基くもの

△ 一、〇〇〇、〇〇〇 磅

一、〇〇〇、〇〇〇

二、四七一、〇〇〇

八一、四七一、〇〇〇

△ 三、九一三、〇〇〇

一一、六四八、〇〇〇

二、〇三五、〇〇〇

九、七七〇、〇〇〇

二一、二四一、〇〇〇

である。又議定費においては経費節減法に基き

軍事費

民政費

計

を減少するも、一方において

軍事費中の恩給の増加

民政費

学校教員及警察官
恩給の増加

養老恩給の増加

寡婦、孤兒及養老職金
恩給勘定への支拂

戦時恩給(海軍恩給及
取扱費を含む)減少

補助金の増加

小計 (増加)

四、一六一、〇〇〇 磅
三、一六一、〇〇〇
七、三三二、〇〇〇

二四八、〇〇〇 磅

五一一、〇〇〇

三、〇〇一、〇〇〇

四、〇〇〇、〇〇〇

△ 二、五三七、〇〇〇

九、八三四、〇〇〇

一四、八〇九、〇〇〇

関税、消費税及
内国税徴収費の増加

郵便事業費の増加

計 (増加)

を増加するを以て、差引
九、七七〇、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の科目別内譯は左表の如くである。

一九二六年度歳出本豫算額増減表

區分	一九二五年度 本豫算額	増△減額	差 豫算額	増△減額	計 一九二六年度 本豫算額	一九二五年度本 豫算額に 對する増△減
----	----------------	------	----------	------	---------------------	---------------------------

既定費	三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、〇〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三六四、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
國債費	三五五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三六四、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
利子支拂費	三〇五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇四、〇〇〇、〇〇〇	〇	三〇四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新減債基金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
道路基金	一六、九〇〇、〇〇〇	二、五五九、〇〇〇	一九、四五九、〇〇〇	一、九五九、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
地方税勘定支拂	一三、三三九、〇〇〇	七七一、〇〇〇	一四、一〇〇、〇〇〇	〇	一四、一〇〇、〇〇〇	七七一、〇〇〇
土地定住費	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	七〇〇、〇〇〇
北部アイルランド 金庫支拂	四、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	〇	五、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	〇	二、六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
計	三九一、九二九、〇〇〇	三、四三〇、〇〇〇	三九五、三五九、〇〇〇	八、〇四一、〇〇〇	四〇三、四〇〇、〇〇〇	一、四七一、〇〇〇

區分	一九二五年年度		差引 豫算額	一九二六年年度		一九二五年年度 對于一九二六年年度 豫算額に 對する増減
	本 豫算額	増△減額		本 豫算額	増△減額	
陸軍費	四四、五〇〇、〇〇〇 磅	二、〇〇〇、〇〇〇 磅	四二、五〇〇、〇〇〇 磅	四二、五〇〇、〇〇〇 磅	二、〇〇〇、〇〇〇 磅	二、〇〇〇、〇〇〇 磅
海軍費	六〇、五〇〇、〇〇〇 磅	二、四〇〇、〇〇〇 磅	五八、一〇〇、〇〇〇 磅	五八、一〇〇、〇〇〇 磅	二、四〇〇、〇〇〇 磅	二、四〇〇、〇〇〇 磅
空軍費	一五、五三三、〇〇〇 磅	四八七、〇〇〇 磅	一六、〇〇〇、〇〇〇 磅	一六、〇〇〇、〇〇〇 磅	四八七、〇〇〇 磅	四八七、〇〇〇 磅
小計	一二〇、五三三、〇〇〇 磅	三、九一三、〇〇〇 磅	一二六、六〇〇、〇〇〇 磅	一二六、六〇〇、〇〇〇 磅	三、九一三、〇〇〇 磅	三、九一三、〇〇〇 磅
民政費	二二二、六八九、〇〇〇 磅	一一、六四八、〇〇〇 磅	二三四、二五七、〇〇〇 磅	二三四、二五七、〇〇〇 磅	一一、六四八、〇〇〇 磅	一一、六四八、〇〇〇 磅
關稅、消費稅及 內國稅徵收費	一一、三九一、〇〇〇 磅	三九三、〇〇〇 磅	一一、七八四、〇〇〇 磅	一一、七八四、〇〇〇 磅	三九三、〇〇〇 磅	三九三、〇〇〇 磅
郵便事業費	五二、九五八、〇〇〇 磅	一、六四二、〇〇〇 磅	五四、六〇〇、〇〇〇 磅	五四、六〇〇、〇〇〇 磅	一、六四二、〇〇〇 磅	一、六四二、〇〇〇 磅
小計	二八六、九五八、〇〇〇 磅	一三、六八三、〇〇〇 磅	三〇〇、六四一、〇〇〇 磅	三〇〇、六四一、〇〇〇 磅	一三、六八三、〇〇〇 磅	一三、六八三、〇〇〇 磅
計	四〇七、四七一、〇〇〇 磅	九、七七〇、〇〇〇 磅	四一七、二四一、〇〇〇 磅	四一七、二四一、〇〇〇 磅	九、七七〇、〇〇〇 磅	九、七七〇、〇〇〇 磅
合計	七九九、四〇〇、〇〇〇 磅	一三、二〇〇、〇〇〇 磅	八一二、六〇〇、〇〇〇 磅	八一二、六〇〇、〇〇〇 磅	一三、二〇〇、〇〇〇 磅	一三、二〇〇、〇〇〇 磅

更に本豫算額を決算額

に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費

利子支拂費の増加

道路基金の減少

其他の増加

計 (増加)

八四二、三九五、〇二七 磅

二一、七五四、〇二七 磅

一四、五八三、六七九 磅

一二六、八一〇

九〇八、一五八

一五、三六五、〇二七

議定費

軍事費の増加
民政費の増加
其他の増加

計 (増加)
計 (増加)
合 (増加)

一三〇、〇〇〇
六、二二九、〇〇〇
三〇、〇〇〇
六、三八九、〇〇〇
二一、七五四、〇二七

にして、此の増加を生じたる原因は、彼の總同盟罷業及び炭坑争議のためである。而して既定費における國債費中の利子支拂費の増加額千四百餘萬磅の内、該争議に基く増加額は左の如く九百餘萬磅である。

(1) 總同盟罷業及炭坑争議のため、歳入の不足及び非常支出を補ふために大蔵省證券が發行せられたが、全國を通じて動搖の状態にあつたために、金利は年初の期待に反し一向下落した。

かつた。其の結果金利の高い發行のため、六百餘萬磅を餘計に支拂はねはならなかつたのである。

(2) 内乱は國民の貯蓄を壓迫し、國民は國民貯蓄證券の現金引換に際しては、累積せる利子も同時に支拂はれることになつてゐるので、これがため國家の負擔は五百餘萬磅増加し、其中三百餘萬磅は直接産業争議に由来したものである。

又議定費において該争議のため要したる經費は五百餘萬磅にして内主なるものは

失業及窮迫に對する救濟費

緊急費 (ブリテイソン、ガセット紙
臨時發行費...磅を含む)

四、三二五、〇〇〇 磅
四〇〇、〇〇〇

である。故に該争議により既定費及び議定費に要したる金額は千四百餘萬磅である。

(四) 歳出本豫
算額分類

一九二六年度の歳出本豫算額を義務的経費、補助費、
自立的経費及び一般行政費に分類するときは

	一九二六年度 本豫算額	一九二五年度 本豫算額	差引 増△減
義務的経費	四九一、七五九、〇〇〇 磅	四七六、二四四、〇〇〇 磅	一五、五一五、〇〇〇 磅
補助費	一〇一、二六五、〇〇〇	九〇、三〇九、〇〇〇	一〇、九五六、〇〇〇
自立的経費(郵便事業、 道路基金)	六九、七三六、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇	二、三三六、〇〇〇
一般行政費	一五七、八八一、〇〇〇	一六五、一九六、〇〇〇	△七、三一五、〇〇〇
計	八二〇、六四一、〇〇〇	七九九、一四九、〇〇〇	△二一、四九二、〇〇〇
集計上の△過不足		不足 二五一、〇〇〇	△過 二五一、〇〇〇
合計	八二〇、六四一、〇〇〇	七九九、四〇〇、〇〇〇	△二一、二四一、〇〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二六年度本豫算額分類表

區分	一九二六年度 本豫算額	一九二五年度 本豫算額	差引 増△減
一、義務的支出	三六四、〇〇〇、〇〇〇 磅	三五五、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
國債費			
各種恩給費	一六、三八八、〇〇〇	一六、一四〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇
國防費の負擔に 屬する恩給	三、七七〇、〇〇〇	三、六二九、〇〇〇	△一四一、〇〇〇
收入官廳費の負擔 に屬する恩給	一、六七七、〇〇〇	一、五三〇、〇〇〇	一四七、〇〇〇
文官恩給(既定費負擔 恩給を含む)	七〇四、〇〇〇		七〇四、〇〇〇
愛蘭警察官恩給	二二、五三九、〇〇〇	二一、二九九、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇
小計			二五五

區分	一九二六年度		一九二五年度		差引 増△減
	本隊算額	本隊算額	本隊算額	本隊算額	
恩給費國庫負擔額	四、八八八、〇〇〇 磅	四、五二二、〇〇〇 磅	三、六六〇、〇〇〇 磅	三、六六〇、〇〇〇 磅	△
學校教員恩給	二、二八〇、〇〇〇	二、一三五、〇〇〇	一、四四五、〇〇〇	一、四四五、〇〇〇	△
警察官恩給	七、一六八、〇〇〇	六、六五七、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	△
小計	二九、七〇七、〇〇〇	二七、九五六、〇〇〇	一、七五一、〇〇〇	一、七五一、〇〇〇	△
文武官恩給費國庫負擔恩給計	二九、七〇七、〇〇〇	二七、九五六、〇〇〇	一、七五一、〇〇〇	一、七五一、〇〇〇	△
養老恩給	二九、七九五、〇〇〇	二六、七九四、〇〇〇	三、〇〇一、〇〇〇	三、〇〇一、〇〇〇	△
戰時恩給(海員恩給及取役費も含む)	六三、九五七、〇〇〇	六六、四九四、〇〇〇	一、五三七、〇〇〇	一、五三七、〇〇〇	△
寡婦、孤児及養老職金恩給勘定の支拂	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	△
計	一二七、四五九、〇〇〇	一二一、二四四、〇〇〇	六、二一五、〇〇〇	六、二一五、〇〇〇	△
失業基金貸付利子	三〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△
合計	四九一、七九五、〇〇〇	四七六、二四四、〇〇〇	一五、五一五、〇〇〇	一五、五一五、〇〇〇	△

二、道路基金以外各種補助金		一九二六年度		一九二五年度		差引 増△減
採炭業補助金	失業補助金及貸付	一九二六年度	一九二五年度	一九二五年	一九二五年	
採炭業補助金	四、一〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	△
失業補助金及貸付	二、六九一、〇〇〇	三、七九六、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇	△
其他	九四、四七四、〇〇〇	八六、五一三、〇〇〇	七、九六一、〇〇〇	七、九六一、〇〇〇	七、九六一、〇〇〇	△
大不列顛における地方費の補助金其他	一三、五六〇、〇〇〇	一三、三三九、〇〇〇	二、三二一、〇〇〇	二、三二一、〇〇〇	二、三二一、〇〇〇	△
地方税勘定支拂	四六、二九一、〇〇〇	四二、三九四、〇〇〇	三、八九七、〇〇〇	三、八九七、〇〇〇	三、八九七、〇〇〇	△
教育	四、八四一、〇〇〇	三、三四七、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	△
農業(土地改良補助金及貸付及土地開発基金を含む)	三、六〇六、〇〇〇	三、四二二、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	△
保健費	九、九八三、〇〇〇	九、〇四〇、〇〇〇	九、四二〇、〇〇〇	九、四二〇、〇〇〇	九、四二〇、〇〇〇	△
住宅費	一、〇八七、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	△
感化事業及心神耗弱者保護	五、七八六、〇〇〇	五、〇一一、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	△
警察(地方税勘定に支拂に關する支拂)	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	△
社會費負擔地方	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	△

區分	一九二六年		一九二五年		差引増△減
	本豫算額	磅	本豫算額	磅	
雜小計	八五、九八七、〇〇〇	二八四、〇〇〇	七七、九五六、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	△ 一〇六、〇〇〇
すべての愛蘭費	八、四八七、〇〇〇		八、五五七、〇〇〇		△ 七〇、〇〇〇
合計	一〇一、二六五、〇〇〇		九〇、三〇九、〇〇〇		△ 一〇、九五六、〇〇〇
三、自立的經費					
郵便事業	五二、〇三六、〇〇〇		五〇、五〇〇、〇〇〇		△ 一、七三六、〇〇〇
道路基金	一七、五〇〇、〇〇〇		一六、九〇〇、〇〇〇		△ 六〇〇、〇〇〇
合計	六九、七三六、〇〇〇		六七、四〇〇、〇〇〇		△ 二、三三六、〇〇〇
四、一般行政費					
帝國國防費					
海軍	四九、八八〇、〇〇〇		五二、三六九、〇〇〇		△ 二、四八九、〇〇〇

區分	一九二六年		一九二五年		差引増△減
	本豫算額	磅	本豫算額	磅	
陸軍	三四、五七七、〇〇〇		三六、六三四、〇〇〇		△ 二、〇五七、〇〇〇
空軍	一五、七五五、〇〇〇		一五、三七〇、〇〇〇		△ 三八五、〇〇〇
小計	一〇〇、三二二、〇〇〇		一〇四、三七三、〇〇〇		△ 四、一六一、〇〇〇
徵稅費 <small>(アコモデーシヨシ)</small>					
關稅	四、一五五、〇〇〇		三、九八八、〇〇〇		△ 一六七、〇〇〇
內國稅	六、六一〇、〇〇〇		六、七七〇、〇〇〇		△ 一六〇、〇〇〇
小計	一〇、七六五、〇〇〇		一〇、七五八、〇〇〇		△ 七、〇〇〇
保險補助金					
健康保險	五、九七二、〇〇〇		六、八五〇、〇〇〇		△ 八七八、〇〇〇
失業保險	一三、一六〇、〇〇〇		一三、一〇五、〇〇〇		△ 九四五、〇〇〇
小計	一八、一三二、〇〇〇		一九、九五五、〇〇〇		△ 一、八二三、〇〇〇
新規經費					
中東費	四、八四四、〇〇〇		五、一二〇、〇〇〇		△ 六七六、〇〇〇

區分	一九二六年 豫算額	一九二五年 豫算額	差引増減
帝國戰死者墓地 委員會	一、〇〇八、〇〇〇	七二六、〇〇〇	二八二、〇〇〇
海外定住費	九三五、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四四一、〇〇〇
戰時負擔の清算	七二九、〇〇〇	六九〇、〇〇〇	三九、〇〇〇
選舉人名簿作成費	四五八、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	二、〇〇〇
植林費	三三五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
除隊兵教育其他	四〇〇、〇〇〇	一、四三八、〇〇〇	一、〇三八、〇〇〇
政府紙幣費	三六九、〇〇〇	〇	三六九、〇〇〇
帝國內販路擴張費	五〇〇、〇〇〇	〇	五〇〇、〇〇〇
過剩銀貨廻收費	〇	五五六、〇〇〇	五五六、〇〇〇
雜小計	四四三、〇〇〇	〇	四四三、〇〇〇
其他の諸經費	九、六一、〇〇〇	九、七八四、〇〇〇	一、六七三、〇〇〇
土木建築其他	四、六〇五、〇〇〇	四、八四七、〇〇〇	二四二、〇〇〇

其他 (司法、財政、經濟、外交、印刷、 博物館補助金取扱費等)	小計	合計	總計	改總計
一四、五四六、〇〇〇	一九、一五一、〇〇〇	一五七、八八一、〇〇〇	八二〇、六四一、〇〇〇	八二〇、六四一、〇〇〇
一五、四七九、〇〇〇	二〇、三二六、〇〇〇	一六五、一九六、〇〇〇	七九九、一四九、〇〇〇	不足 二五二、〇〇〇
九三三、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	七、三一五、〇〇〇	二一、四九二、〇〇〇	△過 二五一、〇〇〇
△	△	△	△	△

集計上の△過不足

（ハ）總豫算額

一九二六年度の歳出總豫算額は

八三二、四七八、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するとき、は

一一、八三七、〇〇〇 磅

の増加にして、更に之を前年度總算額

八二五、七七二、〇〇〇 磅

に比較するとき、は

六、七〇六、〇〇〇 磅

の増加である。

又之を一九二六年度決算額に比較するとき、は、決算額において

九、九一七、〇二七 磅

の増加にして、其の費目別は

既定費

國債費

利子支拂費の増加

一四、五八三、六七九 磅

其他の増加

七八一、三四八

計（増加）

一五、三六五、〇二七

議定費

軍事費の減少

八二〇、〇〇〇

民政費の減少

四、二八二、〇〇〇

其他の減少

三四六、〇〇〇

計（減少）

八、八五二、〇〇〇

計（増加）

九、九一七、〇二七

である。

(一)一九二六年度決算額と前年度決算額の比較

一九二六年度歳出決算額は

八四二、三九五、〇二七 磅

にして、其之を一九二五年度歳出決算額

八二六、〇九九、七七七 磅

に比較するときには

一六、二九五、二五〇 磅

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費

利子支拂費の増加

新減債基金の増加

一〇、三五四、四三三 磅

其他の増加	計 (増加)	議定費	軍事費の減少	民政費の減少	其他の増加	計 (減少)	合計 (増加)
二六〇、八一七	二〇、六一五、二五〇	二、六四七、〇〇〇	二、七七七、〇〇〇	一、一〇四、〇〇〇	四、三二〇、〇〇〇	一六、二九五、二五〇	

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二六年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二六年度	一九二六年度豫算額	一九二五年度	一九二六年度決算額	對總豫算額	對一九二五年度
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	決算額
既定費						
國債費						
長期公債利子			三三、一九九、一一九			
定期年金			四〇、六一九			
短期公債利子	三二六、四三、〇五七		二七三、三九四、一一〇			九、四〇八、二〇九
大藏省發券利子			二五、二九一、三四四			
米國政府債務利子			二八、三一四、六四二			
其他の公債の利子			二一九、七八八、三三四			
國債取扱費	二、一八〇、六二二		一、三三四、三九八			九四六、二二四
以上計	三一八、五八三、六七九	三〇四、〇〇〇、〇〇〇	三〇八、三九、三四六	一四、五八三、六七九	一四、五八三、六七九	一〇、三五四、四三三

費目	一九二六年度	一九二六年度豫算額	一九二五年度	一九二六年度決算額	對總豫算額	對一九二五年度
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	決算額
新減債基金	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、五八三、六七九	一四、五八三、六七九	一〇、〇〇〇、〇〇〇
小計	三七八、五八三、六七九	三六四、〇〇〇、〇〇〇	三五八、三二九、三四六	一四、五八三、六七九	一四、五八三、六七九	二〇、一五四、四三三
道路基金	一七、三三三、一九〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、四五五、〇四四	一、二六、八一〇	一、二六、八一〇	八、一八五四
地方稅勘定支拂	二四、一七三、〇七五	一四、一〇〇、〇〇〇	一四、四五三、五五九	七三、〇七五	七三、〇七五	三、八一、四八四
土地定住費	。	。	七、七九、五四六	。	。	七、七九、五四六
北邦アイルランド金庫支拂	五、七六六、七五三	五、二〇〇、〇〇〇	四、八六〇、八一四	五六六、七五三	五六六、七五三	九、五、九三八
其他	二、八六九、三三一	二、六〇〇、〇〇〇	二、三七一、五六八	二六九、三三一	二六九、三三一	四、九七、七六三
計	四一八、七六五、〇三七	四〇三、四〇〇、〇〇〇	三九八、一四九、七七七	一五、三六五、〇三七	一五、三六五、〇三七	三〇、六五、三五〇
議定費						
陸軍費	四、六〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇
海軍費	五七、六〇〇、〇〇〇	五八、一〇〇、〇〇〇	五九、六五七、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、〇五七、〇〇〇

項目	一九二六年度		一九二五年度		一九二六年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	対本豫算額	対總豫算額
空軍費	一五、五三〇、〇〇〇 磅	一六、〇〇〇、〇〇〇 磅	一五、四七〇、〇〇〇 磅	四七〇、〇〇〇 磅	四七〇、〇〇〇 磅	六〇、〇〇〇 磅
小計	一二六、七三〇、〇〇〇	一二六、六〇〇、〇〇〇	一二九、三七七、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	八三〇、〇〇〇	二、六四七、〇〇〇
民政費	二四〇、四八六、〇〇〇	二三四、二五七、〇〇〇	二四三、三六三、〇〇〇	六、三三九、〇〇〇	四、三八三、〇〇〇	二、七七七、〇〇〇
關稅消費稅及 内國稅徵收費	一一、五二四、〇〇〇	一一、七八四、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	一五四、〇〇〇
郵便事業費	五四、九〇〇、〇〇〇	五四、六〇〇、〇〇〇	五三、九五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	七六、〇〇〇	九五、〇〇〇
小計	三〇六、九〇〇、〇〇〇	三〇〇、六四一、〇〇〇	三〇八、五七三、〇〇〇	六、三五九、〇〇〇	四、六三八、〇〇〇	一、六七三、〇〇〇
合計	八四三、五九五、〇三七	八二〇、六四一、〇〇〇	八三六、〇九九、七七七	二一、七五四、〇三七	九、九一七、〇三七	一六、二九五、二五〇

(ホ) 國債費 軍事費
其他の區分

一九二六年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するときは

項目	一九二六年度	一九二五年度
國債費	三七八、五八三、六七九 磅	三三七、〇八一、三四八
軍事費	一一六、七三〇、〇〇〇	八四二、三九五、〇二七
其他の經費	三四七、〇八一、三四八	二〇、三五四、四三三 磅
合計	一六、二九五、二五〇	一、四一三、一八三

計 (増加)

である。

次に各年度における費途別割合を見るに

年度	國債費	軍事費	其他の経費	計
一九一三	一	三九	四九	一〇〇
一九一八	一	八五	四	一〇〇
一九一九	二	四一	三九	一〇〇
一九二〇	二	二五	四六	一〇〇
一九二一	三	一七	五二	一〇〇
一九二二	四	一四	四六	一〇〇
一九二三	四	一三	四三	一〇〇
一九二四	四	一四	四一	一〇〇
一九二五	四	一五	四二	一〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二六年度歳出決算額 國債費、軍事費其他區分表

費途	一九二六年度決算額		一九二五年度決算額		一九二六年度決算額の増減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三七八、五八三、六七九 磅	四五	三五八、二二九、二四六 磅	四三	二〇、三五四、四三三 磅
軍事費	一一六、七三〇、〇〇〇	一四	一一九、三七七、〇〇〇	一五	二、六四七、〇〇〇
其他の経費	三四七、〇八一、三四八	四一	三四八、四九三、五三一	四二	一、四一二、一八三
計	八四二、三九五、〇二七	一〇〇	八二六、〇九九、七七七	一〇〇	一六、二九五、二五〇

歳

入

一九二六年度歳入の決算額は

租税収入

(直接税)

相続税

六七、三二〇、〇〇〇 磅

地租

家屋税

鑛業權

所得税

附加税

超過利得税

二三四、七一二、〇〇〇
六五、九一〇、〇〇〇
四、五〇〇、〇〇〇

自働車税

法人利得税

小計

(間接税)

関税

消費税

印紙税

小計

計

税外収入

郵便収入

電信収入

二一、三九三、〇〇〇
三、九七〇、〇〇〇
三九八、六九〇、〇〇〇
一〇七、五一五、〇〇〇
一三二、九七八、〇〇〇
二四、七五〇、〇〇〇
二六五、二四三、〇〇〇
六六三、九三三、〇〇〇
三五、六〇〇、〇〇〇
五、九〇〇、〇〇〇

電話収入	一七、三五〇、〇〇〇
小計	五八、八五〇、〇〇〇
王領地収入	一、〇一〇、〇〇〇
各種貸付金収入	二二、八五四、〇〇〇
雑収入	五九、〇五四、〇〇〇
合計	一四一、七六八、〇〇〇
合計	八〇、五七〇、〇〇〇

である。

(1) 増減税等の
計畫

一九二六年度豫算編成當初において、現行課税率による歳入不足は

歳出	八一三、六〇〇、〇〇〇 磅
歳入	八〇四、七〇〇、〇〇〇
差引歳入過不足	七、九〇〇、〇〇〇

にして、蔵相は之に對し増減税等を計畫したのである。即ち増税として、マツケンナ税を擴張して商業用自働車其の他に課税し、又基本産業税を擴張すると共に、新たに輸入包紙税及び賭税を賦課し、且つ一時限り収入増加の目的を以て、麥酒税納税猶豫期間三箇月を二箇月に短縮する。又道路修理の財源として重自働車税の税率引上を計畫したのである。而して其の金額は

本年度分

全年度分

二七六

商業用自働車其他	三〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
基本産業税の擴張	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
麥酒税納税猶豫期間短縮	五、五〇〇、〇〇〇	
自働車税	一、五〇〇、〇〇〇	二、三四五、〇〇〇
計	七、三五〇、〇〇〇	二、七五五、〇〇〇
新税		
輸入包紙税	四〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
賭出税	一、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
計	一、九〇〇、〇〇〇	六、五五〇、〇〇〇
合計	九、二五〇、〇〇〇	九、三〇五、〇〇〇

にして、減税計畫としては、第一に「百年以上を経過したる古美

術品に並にチコリ税を免除するのである。これはいづれも小金額のものである。第二に對愛蘭二重所得税協定により減少するものである。其の金額は

本年度分	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
全年度分		三〇〇、〇〇〇

にして、之を前記増税額と差引くときは、結局増収額は

本年度分	九、〇五〇、〇〇〇	九、〇〇五、〇〇〇
全年度分		九、〇〇五、〇〇〇

である。然るに税外収入において、佛國戰債假協定により豫定外収入あると、道路基金より繰入する金額

各種貸付金収入(佛國戰債支拂に)	四、〇〇〇、〇〇〇
雑収入(道路基金より繰入)	七、〇〇〇、〇〇〇

二七二

計

あるを以て、之を前記増税額と合計するときは

一一、〇〇〇、〇〇〇 磅

二〇、〇五〇、〇〇〇 磅

の新規財源を生ずるのである。故に此の金額中より豫算編成當初見積額における歳入不足額

七、九〇〇、〇〇〇 磅

を差引くときは

一二、一五〇、〇〇〇 磅

の歳入過即ち歳計剰餘金を生ずる計算である。而して此の歳計剰金の用途は先づ歳出の増加

新減債基金の増額

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

道路基金の減額

一、九五九、〇〇〇

差引増加

八、〇四一、〇〇〇

に充當し、差引残餘

四、一〇九、〇〇〇 磅

は臨時支出の財源に充當するため留保するものであるが、決算に
おいては結局財源不足となつたのである。



蔵相は増税聲明と其の實施期との間において、ダンピングが行は
れるので、其の防止に関し豫算演説において左の如く述べたので
ある。

昨年、絹物税及びハツケンナ税の聲明があつてから、財政法が
通過したまでの間に、新税を避けたために輸入業者はダンピン
グを始めた。これがために國庫の収入は莫大を減損を蒙り、関

係業者は非常な打撃を受け——其の影響は未だに残つてゐる——
 其の上、これがために議會の意思は空しくなつて仕舞つた。
 吾人は斯うしたことが再び繰返されることを欲しない。將來に
 においては、商品に對する新税は、法案提出後可及的迅速に實施
 されるやうにしたいものと考へるのである。勿論、取引業者と
 しては法案が法律となるまでは、租税を支拂ふ法律上の義務は
 ない。そこで、此の期間に輸入された品物にして、新法案によ
 つて課税さるべきものはすべて記録して置き、其の通過後それ
 に對して相當の課税を行ふことにしたいと考へる。本年の財政
 法には此の點に関する一條文が挿入されてゐる。それによれば、
 輸入業者は此の中間期に輸入したものに對しては、関税の支拂
 を保證すべきものとする。消費税に關しても同様な規定が設け
 られ、將來は最初決定された日より課税さるべきものとする。

此の規定は重要にして當然なる防禦手段であるが、委員諸君に
 より満場一致で可決されるものでないことは疑ないのである。
 次に截相は、所得税單純化に關する所得税法の修正につき、左の
 如く述べたのである。

次に私は所得税法には重要な修正を加へんことを提案する。但
 しそれは、實施される前に十二箇月の豫告が必要であるから、本
 年の財政には關係しないものである。何人も所得税の單純化を
 欲してゐる。私のところには常設専門家委員會があり、私は此
 の數箇月以來、自らこれが指導の任に當つて來たが、遠からず
 大規模な提案を作成することと信じてゐる。目下私の言ひ得る
 ことは唯、周到なる研究を以てしても困難は減じないといふこ
 とだけである。けれどもここに所得税單純化の諸方策に共通の
 一點がある。三年間平均制度の廢止がこれである。私は三年

間平均制度及其他D種所得税(商業其他の所得)に関する諸多
 の厄介な制度を一掃し、そして此のD種所得税を全く前年の所
 得に基かしめんことを提案する。然し此の改正は、既に言つた
 通り、一九二七會計年度に至らなければ實施されない。所得税
 當局としては、其の準備を整へたり、書式を作成したり、計算
 を行つたりするには、どうしても満一箇年の豫告を要するので
 ある。勅令委員會の提案に續いて直ぐに制定するべき法律にお
 いては、過渡期の營業困難に對し減税を行ひ、損失を六箇年間
 繰越す權利を賦與する規定も含ましめざる筈である。尚ほ又同法
 律には、今日異常に好景氣を年の終りに、營業が閉鎖される場
 合に生ずる衰態を訂正すべき規定も含まれる筈である。
 今長期間の趨勢を概観して、我國商工業の利潤額が次第に増加
 して行くものと假定すれば、此の改正によつて國庫は増収を見

ることになるであらう。但し國庫の不便の増加は止むを得ない。
 豫算編成に當つて生ずべき利潤見積の困難が大いに増加すべき
 ことは明かである。然るときは、今日三年間平均制度のため
 免れてゐる利潤額の動搖は、現はれて來るであらう。今日吾人
 の誇りである正確といふ長所は傷けられるであらう。けれども
 此の衰更は一般納税者によつて熱心に希望されてゐることであ
 り、勅令所得税委員會も旺んに主張するところであつて、今日
 こそは之を改正せねばならぬ秋である。



増減税等の計畫に関する参考書は

- (一) 一九二六年度歳入歳出増減其他計畫表

(二) 一九二六年度現行課稅率による歳入見込額及歳入本豫算額内譯表

(三) 増減税等の計畫要綱
 (四) 増減税計畫に基く増減金額見込表
 にして、別表の如くである。

(一) 一九二六年度歳入歳出増減其他計畫表

既定費	歳出	區分	増		減		計	差引
			税	其他増減	税	其他増減		
三九,一九三九,〇〇〇	磅	本豫算額						一九二六年度本豫算額
三,四三〇,〇〇〇	磅	増減額						一九二五年度本豫算額に對する増減
三九,五三三九,〇〇〇	磅	標準豫算額						
	磅	増						
	磅	減						
八,〇四一,〇〇〇	磅	其他増減						
八,〇四一,〇〇〇	磅	計						
四〇,〇〇〇,〇〇〇	磅	差引						
二,四七一,〇〇〇	磅	本豫算額						

差引 歳入過不足	計	歳入				計	議定費	其他	道路基金	國債費
		租稅收入	租稅收入	租稅收入	租稅收入					
一,六六〇,〇〇〇	八〇,一〇六,〇〇〇	一四,五〇〇,〇〇〇	六八,五六〇,〇〇〇	一四,五〇〇,〇〇〇	七九,九四〇,〇〇〇	四〇七,四七一,〇〇〇	二〇,〇二九,〇〇〇	一六,九〇〇,〇〇〇	三五五,〇〇〇,〇〇〇	
九五六,〇〇〇	三,六四〇,〇〇〇	八,一〇〇,〇〇〇	四,四六〇,〇〇〇	八,一〇〇,〇〇〇	一三,二〇〇,〇〇〇	九,七七〇,〇〇〇	一,八七一,〇〇〇	二,五五九,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
七,九〇〇,〇〇〇	八,〇四七,〇〇〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	六八,二一〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	八,一三六,〇〇〇,〇〇〇	四一七,三二四,〇〇〇	二,一九〇,〇〇〇	一九,四五九,〇〇〇	三五四,〇〇〇,〇〇〇	
九,三五〇,〇〇〇	九,三五〇,〇〇〇	〇	九,二五〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
二〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	〇	二〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
二,九五九,〇〇〇	二,九五九,〇〇〇	〇	〇	〇	八,〇四一,〇〇〇	〇	〇	一九五九,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	
一三,〇九九,〇〇〇	一三,〇九九,〇〇〇	一三,〇九九,〇〇〇	九,〇五〇,〇〇〇	一三,〇九九,〇〇〇	八,〇四一,〇〇〇	〇	〇	一九五九,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	
四,一〇九,〇〇〇	八,四七五,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	六九,一五〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	八,二〇〇,〇〇〇	四一七,三二四,〇〇〇	二,一九〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇	三四四,〇〇〇,〇〇〇	
三,四四九,〇〇〇	一,三六九,〇〇〇	一九,一〇〇,〇〇〇	四,五九〇,〇〇〇	一九,一〇〇,〇〇〇	二,二二二,〇〇〇	九,七七〇,〇〇〇	一,八七一,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	

(二)一九二六年度現行課稅率による歳入見込額及歳入本豫算額内譯表

項目	一九二六年度		増減額	増減額		計	一九二五年度	
	本豫算額	當然増減額		現行課稅による標準豫算額	増		減	本豫算額
租稅收入 (直接稅)	六六,五〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一六,五〇〇,〇〇〇	〇	〇	六六,五〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一六,五〇〇,〇〇〇
相續稅	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
地租、家屋稅及鑛業權稅	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇
所得稅	二六二,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	二五五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	二五五,〇〇〇,〇〇〇	二五五,〇〇〇,〇〇〇	〇
附加稅	六三三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六三二,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	六三二,〇〇〇,〇〇〇	六三二,〇〇〇,〇〇〇	〇
超過利得稅	四,〇〇〇,〇〇〇	〇	四,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	〇
自働車稅	一七五,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一七三,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一七三,〇〇〇,〇〇〇	一七三,〇〇〇,〇〇〇	〇
法人利得稅	九,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	〇	〇	六,五〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	〇
計	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	九五〇,〇〇〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇,〇〇〇	〇

項目	一九二六年度		増減額	増減額		計	一九二五年度	
	本豫算額	當然増減額		現行課稅による標準豫算額	増		減	本豫算額
關稅 (間接稅)	一〇〇,二〇〇,〇〇〇	五,六六〇,〇〇〇	九六,五四〇,〇〇〇	〇	〇	九六,五四〇,〇〇〇	九六,五四〇,〇〇〇	〇
消費稅	一三三,七三三,〇〇〇	一,九二〇,〇〇〇	一三一,八一三,〇〇〇	〇	〇	一三一,八一三,〇〇〇	一三一,八一三,〇〇〇	〇
印紙稅	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇
計	二六五,九三三,〇〇〇	三,五八〇,〇〇〇	二六二,三五三,〇〇〇	〇	〇	二六二,三五三,〇〇〇	二六二,三五三,〇〇〇	〇
稅外收入	三五六,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	〇
郵便收入	三五六,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	〇
電信收入	五,〇〇〇,〇〇〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	〇
電話收入	一六〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	一六〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一六〇,〇〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇,〇〇〇	〇
計	六八二,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	六八二,九〇〇,〇〇〇	〇	〇	六八二,九〇〇,〇〇〇	六八二,九〇〇,〇〇〇	〇
小計	九三〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	八八〇,〇〇〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇,〇〇〇	〇
小計	四二四,四〇〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	四二五,五五〇,〇〇〇	〇	〇	四二五,五五〇,〇〇〇	四二五,五五〇,〇〇〇	〇
計	一,三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇

項目	一九二五年度		一九二六年度		増減	増減の理由
	本豫算額	審然増減額	現行課税による標準豫算額	増減		
王領地収入	九〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	〇	増	一九二六年度本豫算額に對する増減
各種貸付金収入	一二,六〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	一七,六五〇,〇〇〇	〇	増	
雑収入	四四〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	四四六,〇〇〇	〇	増	
普通収入	一四,〇〇〇,〇〇〇	四,六〇〇,〇〇〇	一八,六〇〇,〇〇〇	〇	増	
特別収入	三〇,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇	〇	増	
計	二四,五〇〇,〇〇〇	八,一〇〇,〇〇〇	三二,六〇〇,〇〇〇	〇	増	
合計	八〇,一〇〇,〇〇〇	三,六四〇,〇〇〇	八四,七〇〇,〇〇〇	〇	増	
増					増	
減					減	
其他の増加					其他の増加	
計					計	
差引	一九二六年度本豫算額	一九二五年度本豫算額に對する増減			差引	
	九五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇				

(三) 増減税等の計畫要綱

一九二六年度における増減税等の金額は

本年度分		全年度分	
増	減	増	減
租税収入		租税収入	
増	九,二五〇,〇〇〇	増	九,三〇五,〇〇〇
減	二〇〇,〇〇〇	減	三〇〇,〇〇〇
差引	九,〇五〇,〇〇〇	差引	九,〇〇五,〇〇〇
税外収入		税外収入	
増	一,〇〇〇,〇〇〇	増	一,〇〇〇,〇〇〇
減	〇	減	〇
合計	一〇,〇五〇,〇〇〇	合計	一〇,〇〇五,〇〇〇

にして、其の計畫要綱は左の如くである。

第一、増税

一、関税及消費税

(1) 現行租税率の改正

(イ) 商業用自働車其他(附屬品を含む)

マツケンナ税を擴張して、商業用自働車、自働自轉車及び三輪車に関税を賦課する。元來英國における商業用自働車の總價額中、輸入される額は十分の一に過ぎないのである。故に本課税は産業保護政策よりするものではなく、関税當局の事務を單純化せしめるためである。即ち今日すべての自働車及び部分品は三三％の割合で課税されてゐる。此の莫大量な商品の中において、それと同様若くは殆んど同様な商品が、特殊の一圍をなし無税で輸入されてゐる。それが商業用自働車である。そこで全國のあらゆる自働車及部

分品工場においては、此の点を常に區別せねばならない。が、商業用と娯樂用との間の境界線は動搖極まりなく、且つ曖昧なるものである。一を他から區別することは益々困難となりつつある。豫備品に到つては多くの場合同じやうなものである。一つの型を永久的に若くは一時的に他の型に變へることは容易に出来る。一體、品物に對して其の性質によらないで、其の用途によつて輸入税を課するといふことは、到底困難を惹起せず済むものではない。此の自働車の場合においても然りである。そしてそれは今後益々然かあらんとしつつあるのである。此の故に商業用自働車は所謂マツケンナ税の範圍では贅澤品ではなかにして、之を其の中にも含ませしめた所以である。之を本年五月一日より實施する。而して本税賦課によつて得る増收額は

である。

(四) 基本産業税

本税は産業保護法の第一部基本産業税と稱せられてゐるものである。而して之は本年失效するものである。此れ等産業は国防上重要なる要素である。故に本税を來る八月十九日以降更に十箇年間、三三%の従價税にて延長せんとするものである。但し五月一日以降、眼鏡及び光學材料（完成品と否）に對する税及び光學器械に對する税は五%の従價税とし、アーク燈炭素棒に對する税は、一封度につき一志とする。更に一九二六年五月一日以降一九三六年八月十九日までは、本税は次の諸品にも及ぶものである。

(a) 光學器械の部分品に對し従價税五%。

(b) 科學器械の部分品、無定形炭素電極（一次電池炭素又はアーク燈炭素棒を含まず）、

モリブデナム、フェロモリブデナム及びモリブデナム複

合物及びヴァナディウム複合物（但しモリブデナム又はヴァナディウムの鑛石又は鑛水を含まず）に

對し、従價税三三%。

本税による増収額は

五〇、〇〇〇 磅

である。

(ハ) 麥酒税の納税期間短縮

麥酒に對する税金が、戰時中次第に引上げられたとき、それまで一箇月であつた

醸造業者に對する納税猶豫期限が議會によつて延長され、関税及消費税委員會の適當と認むるところに從つて、最初

は二箇月に、次には三箇月に延長された。大藏大臣は、適當と認めたる場合には、之を新法令によつて改めることが出来るのである。そこで之を三箇月より二箇月に減少せんとするものである。其の結果、本會計年度においては、麥酒税十三箇月分の収入があることとなる。但し釀造業者は特別一箇月分の税金は、一箇年内に割賦で拂込むことが出来るのである。而して本税より得る増収額は

五、五〇〇、〇〇〇 磅

(二) 計 額

以上三税の合計増収額は

五、八五〇、〇〇〇 磅

(2) 新 税

(1) 輸 入 包 紙 税

輸入包紙に對し隨意若くは奢侈税として本年五月一日以降一六%の従價課税を行ふものである。但し帝國領土内産品に對しては三分の一の特恵戻税を與ふるものである。本税賦課による収入額は

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

(四) 賭 税

來る十一月一日以降、賭業者を通じて行はれたる適法の賭に對し、5%の賭税を課し(根據課税率は5%なるも、或五したる財政法に競馬の分は2%である)尚ほ賭業者免許證に對し十磅、信用賭業者事務所登録税として十磅を課す。中止せる賭及び何等かの理由により(競馬中止の如き)無效となる賭に對しては賭税を免除するものである。本税賦課による収入額は

である。

(い) 計 額

右兩税の合計収入額は

である。

(3) 増税合計額

関税及消費税における合計増税額は

一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

二、自働車税

自働車運輸の發達は結構であるが、彼の重自働車即ち重い貨物自働車、長形旅客自働車及びゴムタイヤを有せざる重い自働車は、道路を破損すること最も甚だしく、道路は現在の状態では到底長期間

一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

其の使用に耐へないのである。而して一方鉄道を見るに

特別に永久的軌道を維持し、特別に信號機を維持し、其の上

競争者のために高率を租税を負担してゐる

のである。勿論重車による運輸は、今後必然増加するであらう。

それは今後發展して英國經濟活動中に益々重要な役割を演ずる

こととなるであらうか、さうなるにしても、それは自分の力

でさうするのになければならぬ。今日のやうに、社會一般の

そして競争者の懐から集めた大補助金に等しいもののお蔭でさ

うなるのでは可けないのである。故に重自働車に對する課税率

を引上げ、以てそれが道路に及ぼす損害を償はしめる必要があ

るのである。本税引上は一九二七年一月一日より實施するもの

にして、其の増収額は

一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。而して課税改定は別表の如くである。

自働車税率改定表

一、貸自働車

定員	現行率		対する提案率
	現行	其他の諸地方	
六名以内	一・五磅	一・二磅	一・五磅
六名以上八名以内	三・〇磅	二・四磅	一・五磅
八名以上十四名以内	三・〇磅	二・四磅	三・〇磅
十四名以上二十名以内	四・五磅	三・六磅	四・五磅

現行
率

其他の諸地方

対する提案率

二、商業用自働車

車体重量	現行率		提案率
	現行	其他の諸地方	
二十名以上二十六名以内	六・〇	四・八	六・〇
二十六名以上三十二名以内	七・二	六・〇	七・二
三十二名以上四十名以内	八・四	七・〇	八・四
四十名以上四十八名以内	八・四	七・〇	九・六
四十八名以上五十六名以内	八・四	七・〇	一・〇
五十六名以上六十四名以内	八・四	七・〇	一・二
六十四名以上	八・四	七・〇	一・二

車体重量

現行率

提案率

電気自働車にして、二五ハンドレッド・ウェイト以内のもの

六磅

六磅

車 体 量	現 行 率	提 案 率
其他の自働車		
一ニハンドレツド・ウエイト以内のもの	一〇磅	一〇磅
一ニハンドレツド・ウエイト以上一噸以内	一六	一六
一噸以上二噸以内	二一	二六
二噸以上三噸以内	二五	四〇
三噸以上四噸以内	二八	四八
四噸以上五噸以内	三〇	五四
五噸以上	三〇	六〇

聯結車牽引の場合には以上の何れに對して

備 考

商業以外の目的を以て貨物及び原料品を運搬するため製

造せられ、使用せらるる自働車は、一九二〇年財政法に基
 く第二種第六の規定（馬力標準）によらずして本規定によ
 るべきものとす。

三、牽引車及道路機関車

（今月五志課税せられ居るもの又は
 専ら農業上使用せらるるものを除く）

車 体 量	現 行 率	提 案 率
二噸以内	一磅	一磅
二噸以上四噸以内	一	二五
四噸以上六噸以内	一	三〇
六噸以上七噸以内	一	三五
七噸以上八噸以内	五	四〇

車 体 量	現 行 率	提 案 率
八噸以上十噸以内	二八 磅	五 磅
十噸以上十二噸以内	二八	六 。
十二噸以上	三 。	六 。

三、租税收入における増収額
租税收入における合計増税額は

である。
九、二五〇、〇〇〇 磅

第二、減 税

一、関税及消費税

(1) 古美術品

絹物税及びマツケンナ税の目的の一は各種の工藝品に對し、その英國への輸入に際して課税することであつた。古美術品の輸入は抑制すべきでない。一國の立法に當つては、藝術と奢侈との間に、美にして永遠の享樂物たる藝術品と贅澤又は見栄のための單なる消耗品との間に、明確なる區別をつけることが肝要である。そこで來る五月一日以降、関税項目中よりすべての百年以上経過した品物を除外せんとするものである。但し葡萄酒及び火酒は除外しないのである。歳入に對する其の影響は大したものではなく、議會に氣附かばずし

て生じた変更のために、非常な影響を蒙つてゐる関係業者は、
今回の此の改正によつて、多少の利益を享けることになるであらう。

(ロ) チコリー税

これは別段大した帝國特惠ではなにか、英國製造業者のためにチコリーに對する消費税を廢止する。但し之によつて國庫の被る減收は、一箇年約五百磅位のものである。

二、所得税

二重所得に関するアイルランド自由國との協定の結果、所得税において減收となる額は
△ 二〇〇、〇〇〇磅
である。

第三、税外収入の増加

一、各種貸付金収入

佛國戰債假協定により、本年度において豫定外に収入となるべき金額は
四、〇〇〇、〇〇〇磅

である。

二、雜收入

道路基金の残額千九百萬磅より普通雜收入に繰入する額は
七、〇〇〇、〇〇〇磅

である。

三、合計額

右二者の合計額は

一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

(四) 増減税計畫に基く増減金額見込表

税別	一九二六年度分	全年度分
関税	三〇〇、〇〇〇 磅	三五〇、〇〇〇 磅
商業用自働車其他	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
基本産業税擴張	四〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
包紙税		

古美術品	消費税	賭税	チコリ税	自働車税	旅客貸自働車	商業用貨物自働車	牽引車其他
減收—極めて小額の見込	五、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	二七五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
同	九六〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	同	六、〇〇〇、〇〇〇	六、九六〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
小計	七五〇、〇〇〇						
小計							
計							

（四）本豫算額
及總豫算額

一九二六年度本豫算額は

租 税 收 入

（直接税）

相 續 租 税
地 租
家 屋 税
鑛 業 權 税
所 得 税
同 附 加 税
超 過 利 得 税
自 働 車 税

六六、〇〇〇、〇〇〇 磅
一、〇〇〇、〇〇〇
二五、四八〇、〇〇〇
六四、五〇〇、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇
一、六〇〇、〇〇〇

税 別	一九二六年度分	全 年 度 分
合 計	一、五〇〇、〇〇〇 磅	二、三四五、〇〇〇 磅
所 得 税	九、二五〇、〇〇〇	九、三〇五、〇〇〇
對愛蘭二重所得稅協定	(減) 二〇〇、〇〇〇	(減) 三〇〇、〇〇〇
總 計	九、〇五〇、〇〇〇	九、〇〇五、〇〇〇

備 考
麥酒稅納入猶豫期間短縮に基く增收は一九二六年度限り。

法人利得税
小計

(間接税)

関税
消費税
紙税
小計

税外收入

郵便電信及
電話收入
王領地收入
各種貸付金收入

雑収入

合計

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。

之を前年度本豫算額

に比較するときは

の増加である。而して其の種目別は

租税收入

(直接税)

相続税の減少
所得税の減少

六、五〇〇、〇〇〇 磅

四一六、四〇〇、〇〇〇

一〇八、四五〇、〇〇〇

一四一、三〇〇、〇〇〇

二五、〇〇〇、〇〇〇

二七四、七五〇、〇〇〇

六九一、一五〇、〇〇〇

五九、四〇〇、〇〇〇

二一、六五〇、〇〇〇

五一、六〇〇、〇〇〇

一三三、六〇〇、〇〇〇

八二四、七五〇、〇〇〇

八〇一、〇六〇、〇〇〇 磅

二三、六九〇、〇〇〇 磅

五〇〇、〇〇〇 磅

七、二〇〇、〇〇〇

同附加税の増加	△	一、二〇〇、〇〇〇
超過利得税の減少	△	三、〇〇〇、〇〇〇
自働車税の増加		四、一〇〇、〇〇〇
法人利得税の減少	△	二、五〇〇、〇〇〇
小計 (減少)	△	六、九〇〇、〇〇〇
(間接税)		
関税の増加		六、四一〇、〇〇〇
消費税の増加		四、〇八〇、〇〇〇
印紙税の増加		一、〇〇〇、〇〇〇
小計 (増加)		一一、四九〇、〇〇〇
計 (増加)		四、五九〇、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電話収入の増加	二、四〇〇、〇〇〇
王領地収入の増加	五〇、〇〇〇
各種貸付金収入の増加	九、〇五〇、〇〇〇
雑収入の増加	七、六〇〇、〇〇〇
計 (増加)	一九、一〇〇、〇〇〇

合計 (増加)

にして、増税等の增收計畫額	二、〇〇五、〇〇〇
を差引くときは、自然増加額は	三、六四〇、〇〇〇

である、而して之を租税収入其の他に区分するときは

租 税 收 入	増収計畫額	自然増△減	計
九、〇五〇、〇〇〇 磅	△ 四、四六〇、〇〇〇 磅	四、五九〇、〇〇〇 磅	
税 外 收 入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	
計	二〇、〇五〇、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇	二三、六九〇、〇〇〇

にして、租税収入における自然減額は、所得税其他（自働車税及所）の直接税の減少によるものである。又税外収入における自然増収額は、郵便事業収入及び各種貸付金収入の増加によるものである。

更に本豫算額を決算額

八〇五、七〇一、〇〇〇 磅

に比較するとき、決算額において

△ 一九、〇四九、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の種目別は

租 税 收 入

（直接税）

相 續 税 の 増 加	一、三二〇、〇〇〇 磅
地 租、家 屋 税 及 賃 金 推 減 税 少	△ 一、二〇〇、〇〇〇
所 得 税 の 減 少	△ 二〇、〇八三、〇〇〇
同 附 加 税 の 増 加	一、四一〇、〇〇〇
超 過 利 得 税 の 増 加	△ 三、五〇〇、〇〇〇
自 働 車 税 の 減 少	△ 二、〇七〇、〇〇〇
法 人 利 得 税 の 減 少	△ 二、五三〇、〇〇〇
小 計（減少）	△ 一七、七一一、〇〇〇

（間接税）

関税の減少	△	九三五、〇〇〇
消費税の減少	△	八、三三二、〇〇〇
印紙税の減少	△	二五〇、〇〇〇
小計 (減少)	△	九、五三七、〇〇〇
計 (減少)	△	二七、六一七、〇〇〇
税外収入	△	五五〇、〇〇〇
郵便収入の増減	△	六〇、〇〇〇
王領地収入の増加	△	一、二〇四、〇〇〇
各種貸付金収入の増加	△	七、四五四、〇〇〇
雑収入の増加	△	八、一六八、〇〇〇
計 (増加)	△	一九、〇四九、〇〇〇
合計 (減少)	△	九、三六八、〇〇〇

三二六

にして、此の減少を生じたる主たる原因は、本年度に起りたる
 同盟罷業及び英國炭坑争議に基くものである。而して該争議のた
 め生じたる減収額は

所得税の減少	約	△	八〇〇、〇〇〇
麥酒税及強酒税の減少	約	△	九〇〇、〇〇〇
郵便事業収入の減少	約	△	五〇〇、〇〇〇
計	約	△	一七、五〇〇、〇〇〇

である。



○

三二七

一九二六年度
決算額と前年度
決算額の比較

一九二六年度歳入決算額は

八〇五、七〇一、〇〇〇 磅

にして、之を一九二五年度歳入決算額

八一二、〇六一、六五八 磅

に比較するとき

△ 六、三六〇、六五八 磅

の減少である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

地租、家屋税及
礦業權税の減少

所得税の減少

△ 六、一三〇、〇〇〇 磅

△ 七〇、〇〇〇

△ 二四、六九四、〇〇〇

同附加税の減少

△ 二、六〇〇、〇〇〇

超過利得税の増加

△ 二、五〇〇、〇〇〇

自働車税の増加

△ 三、三三七、〇〇〇

法人利得税の減少

△ 七、七〇〇、〇〇〇

小計 (減少)

△ 二三、一〇七、〇〇〇

(間接税)

関税の増加

△ 四、〇二八、〇〇〇

消費税の減少

△ 一、五八二、〇〇〇

印紙税の増加

△ 五〇、〇〇〇

小計 (増加)

△ 二、四九六、〇〇〇

計 (減少)

△ 二〇、六一一、〇〇〇

税外収入

項目	一九二六年度		一九二五年度		對本豫算額		對總豫算額		對一九二五年度 決算額
	決算額	本豫算額	決算額	總豫算額	對本豫算額	對總豫算額	對本豫算額	對總豫算額	
租稅收入 (直接稅)	六七、三二〇、〇〇〇	六六、〇〇〇、〇〇〇	六一、二〇〇、〇〇〇	六一、二〇〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
地租			六七五、〇〇〇						
家屋稅	八八〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△	△	△	△	七〇、〇〇〇
鑛業權稅			〇〇〇、〇〇〇						
所得稅	二三四、七二七、〇〇〇	二五八、八〇〇、〇〇〇	二五九、四二二、〇〇〇	二五八、八〇〇、〇〇〇	△	△	△	△	二、四六四、〇〇〇
同附加稅	六五九、〇〇〇	六四五〇、〇〇〇	六八一〇、〇〇〇	六四五〇、〇〇〇	△	△	△	△	三、六〇〇、〇〇〇
超過利得稅	四、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇					二、五〇〇、〇〇〇

(一) 一九二六年度歲入決算額及豫算額比較表

である。而して其の内譯は別表の如くである。

合計 (増加) △ 六、三六〇、六五八

計 (増加) 一四、二五〇、三四二

雑収入の増加 四、七八〇、八〇一

各種貸付金収入の増加 七、九〇九、五四一

王領地収入の増加 六〇、〇〇〇

郵便、電信及電話収入の増加 一、五〇〇、〇〇〇

三二〇

項目	一九二六年度		一九二六年度豫算額		一九二五年度		一九二六年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對一九二五年度決算額	
項年	度	度	度	度	度	度	度	度
自働車稅	二一,三九三,〇〇〇	二一,六〇〇,〇〇〇	二一,六〇〇,〇〇〇	一八,〇五六,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	三,三三七,〇〇〇	
法人利得稅	三,九七〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	一,一六七,〇〇〇	二,五三〇,〇〇〇	二,五三〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	
小計	三九八,六九〇,〇〇〇	四一六,四〇〇,〇〇〇	四一六,四〇〇,〇〇〇	四二一,七九七,〇〇〇	一七,七一〇,〇〇〇	一七,七一〇,〇〇〇	二二,一〇七,〇〇〇	
(間接稅)								
關稅	一〇七,五五五,〇〇〇	一〇八,四五〇,〇〇〇	一〇八,四五〇,〇〇〇	一〇三,四八七,〇〇〇	九三五,〇〇〇	九三五,〇〇〇	四,〇二八,〇〇〇	
消費稅	一三二,九七八,〇〇〇	一四一,三三〇,〇〇〇	一四一,三三〇,〇〇〇	一三四,五六〇,〇〇〇	八,三二二,〇〇〇	八,三二二,〇〇〇	一,五八二,〇〇〇	
印紙稅	二四,七五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	二四,七〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
小計	二六五,二四三,〇〇〇	二七四,七五〇,〇〇〇	二七四,七五〇,〇〇〇	二六二,七四七,〇〇〇	九,五〇七,〇〇〇	九,五〇七,〇〇〇	二,四九六,〇〇〇	
計	六六三,九三三,〇〇〇	六九一,一五〇,〇〇〇	六九一,一五〇,〇〇〇	六八四,五四四,〇〇〇	二七,二一七,〇〇〇	二七,二一七,〇〇〇	二〇,六一一,〇〇〇	

項目	一九二六年度		一九二六年度豫算額		一九二五年度		一九二六年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對一九二五年度決算額	
稅外收入	三五,六〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	三六五,〇〇〇,〇〇〇	三五,七五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	
郵便收入	五,九〇〇,〇〇〇	五六〇,〇〇〇,〇〇〇	五六〇,〇〇〇,〇〇〇	五,六五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
電信收入	一七,三五〇,〇〇〇	一七,三五〇,〇〇〇	一七,三五〇,〇〇〇	一五,九五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	
小計	五八,八五〇,〇〇〇	五九,四〇〇,〇〇〇	五九,四〇〇,〇〇〇	五七,三五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	
王領地收入	一,〇一〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	
各種貸付金收入	二二,八五四,〇〇〇	二一,六五〇,〇〇〇	二一,六五〇,〇〇〇	一四,九四四,四五九	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	七,九〇九,五四一	
雜收入	五九,〇五四,〇〇〇	五一,六〇〇,〇〇〇	五一,六〇〇,〇〇〇	五四,二七三,一九九	七,四五四,〇〇〇	七,四五四,〇〇〇	四,七八〇,八〇一	
普通收入	二八,二四〇,〇〇〇	二五,六〇〇,〇〇〇	二五,六〇〇,〇〇〇	一七,三四八,六一一	二,六一四,〇〇〇	二,六一四,〇〇〇	一〇,八六五,三七九	
特別收入	三〇,八四〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇	三六,九二四,五七八	四,八四〇,〇〇〇	四,八四〇,〇〇〇	六,〇八四,五七八	
計	一四一,七六八,〇〇〇	一三三,六〇〇,〇〇〇	一三三,六〇〇,〇〇〇	一三七,五七六,六五八	八,一六八,〇〇〇	八,一六八,〇〇〇	一四,二五〇,三四二	
合計	八〇五,七〇一,〇〇〇	八三四,七五〇,〇〇〇	八三四,七五〇,〇〇〇	八二二,〇六一,六五八	一〇,〇四九,〇〇〇	一〇,〇四九,〇〇〇	六,三六〇,六五八	

消費稅	葡萄酒稅	食卓用飲料稅	茶稅	消費稅	消費稅
計費	計費	計費	計費	計費	計費
七八、七五五、〇〇〇	八四、一八七、〇〇〇	四、三三一、〇〇〇	三、三二、〇〇〇	三、六九、〇〇〇	四〇、一、〇〇〇
八二、二〇〇、〇〇〇	八八、三〇〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	四〇、〇、〇〇〇
三、四四五、〇〇〇	四、一三三、〇〇〇	五八一、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
七五一、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	五、九五四、〇〇〇	七五一、〇〇〇	七五一、〇〇〇

消費稅	麥酒稅	強酒稅	消費稅	消費稅
計費	計費	計費	計費	計費
六、四九五、〇〇〇	三、七〇三、六〇〇	四三、五三一、〇〇〇	五、四三三、〇〇〇	六、四九五、〇〇〇
七、五〇〇、〇〇〇	四〇、七〇〇、〇〇〇	四八、二〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
一、〇〇五、〇〇〇	三、六六四、〇〇〇	四、六六九、〇〇〇	六、六八、〇〇〇	一、〇〇五、〇〇〇
六、四九五、〇〇〇	三、七〇三、六〇〇	四三、五三一、〇〇〇	五、四三三、〇〇〇	六、四九五、〇〇〇

(二) 一九二六年度關稅及消費稅豫算額及決算額項目別一覽表



自働車及自働自轉車	時 関	活動寫真フィルム	消 関	燐 関	消 関	燐 関	消 関	自働車及自働自轉車
	計	計	費	寸	計	費	計	
	税	税	税	税	税	税	税	
	四一七、〇〇〇	二二一、〇〇〇	三、五七九、〇〇〇	一、四五五、〇〇〇	二、一二四、〇〇〇	五三、八四三、〇〇〇	二、〇〇〇	五三、八四一、〇〇〇
	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、三六〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇	五三、六〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五三、五九五、〇〇〇
	△		△			△		△
	八三、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一九、〇〇〇	一四五、〇〇〇	三六四、〇〇〇	二四三、〇〇〇	三、〇〇〇	二四六、〇〇〇

七二四

煙 草	乾 果	消 関	砂 糖	子 コ リ	珈 琲	
	計	費				
	税	税	税	税	税	
	五八九、〇〇〇	一八、七八〇、〇〇〇	一、三五一、〇〇〇	一七、四二九、〇〇〇	四三、〇〇〇	二〇六、〇〇〇
	五二〇、〇〇〇	一九、三〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一七、九五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
	△	△	△	△	△	△
	六九、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五二一、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇

三二六

酒業特許	税	消費	專賣	消費	計 (消費税)	其他の特許	消費	鐵道	消費	藥品其他	消費
	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税
四、四〇九、〇〇〇		八四、〇〇〇	四、四九三、〇〇〇			四五九、〇〇〇		三八八、〇〇〇		一、四二五、〇〇〇	
四、四二〇、〇〇〇		七〇、〇〇〇	四、四九〇、〇〇〇			四七〇、〇〇〇		四一〇、〇〇〇		一、四〇〇、〇〇〇	
一、〇〇〇		一四、〇〇〇	三、〇〇〇			一一、〇〇〇		二二、〇〇〇		二五、〇〇〇	

三一九

樂器	關	絹及人造絹	關	人造絹	消費	ホッブス	關	娛樂	消費	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	
一、八四八、〇〇〇		二三八、〇〇〇		四、九七三、〇〇〇		六九三、〇〇〇		一七三、〇〇〇		五、七一四、〇〇〇
一、八〇〇、〇〇〇		三〇〇、〇〇〇		五、五〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇		五、八〇〇、〇〇〇
四八、〇〇〇		六二、〇〇〇		五二七、〇〇〇		三〇七、〇〇〇		七七、〇〇〇		八六、〇〇〇

三二〇

(二) 租税收入
其他の區分

一九二六年度歳入決算額を租税收入其他に區分する
ときは

租税收入	三九八、六九〇、〇〇〇 磅
直接税	二六五、二四三、〇〇〇
間接税	六六三、九三三、〇〇〇
小計	一四一、七六八、〇〇〇
税外收入	八〇五、七〇一、〇〇〇
計	二二三、一〇七、〇〇〇 磅

にして、之を一九二五年度歳入決算額のそれと比較するときは

間接税の増加	二、四九六、〇〇〇
小計 (減少)	二〇、六一一、〇〇〇
税外收入の増加	一四、二五〇、三四二
計 (減少)	六、三六〇、六五八

の減少である。

今各年度における區分割合を見るに

年度	租税收入 直接税	間接税	計	税外 收入	合計
一九一三	三九	四三	八二	一八	一〇〇
一九一八	六九	一九	八八	一一	一〇〇
一九一九	五二	二三	七五	二五	一〇〇
一九二〇	四七	一五	七二	二八	一〇〇
一九二一	四六	三〇	七六	二四	一〇〇

にして、租税収入中における直接税及間接税の割合は

年度	租税収入 直接税	間接税	計	税外 収入	合計
一九二二	五二	三三	八五	一五	一〇〇
一九二三	五一	三五	八六	一四	一〇〇
一九二四	五四	三二	八六	一四	一〇〇
一九二五	五二	三二	八四	一六	一〇〇
一九二六	四九	三三	八二	一八	一〇〇

年度 直接税 間接税 計

一九二一	六〇	四〇	一〇〇
一九二二	六一	三九	一〇〇
一九二三	六〇	四〇	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇
一九二五	六二	三八	一〇〇
一九二六	六〇	四〇	一〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。

年度	直接税	間接税	計
一九二一	六〇	四〇	一〇〇
一九二二	六一	三九	一〇〇
一九二三	六〇	四〇	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇
一九二五	六二	三八	一〇〇
一九二六	六〇	四〇	一〇〇

一九二六年三月三十一日現在

一九二六年度歳入決算額租税其他区分表

計	税外收入	小計	間接税	直接税	租税	区分		増減	租税の割合									
						金	額		一九二六年度決算額	一九二五年度決算額	一九二六年度決算額	一九二五年度決算額	一九二四年度決算額	一九二三年度決算額	一九二二年度決算額	一九二一年度決算額	一九二〇年度決算額	一九一九年度決算額
八〇五、七〇、〇〇〇	一四一、七六八、〇〇〇	六六三、九三三、〇〇〇	二六五、三四三、〇〇〇	三九八、六九〇、〇〇〇	磅	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇	六〇	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八
一〇〇	一八二、七、五七、六五八	八二六、八四、五四、〇〇〇	三三二、六二、七四七、〇〇〇	四九四、二一、七九七、〇〇〇	磅	一〇〇	一〇〇	六二	三八	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八	
八二、〇〇、〇〇〇	一八二、〇〇、〇〇〇	八二、〇〇、〇〇〇	三二	五二	磅	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇	六〇	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八
六、三六、〇五八	一四、二五、〇四二	二〇、六一、〇〇〇	二、四九六、〇〇〇	三三、一〇七、〇〇〇	磅	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇	六〇	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八

五

國債

きであるか

(1) 一九二五年度の削減債基金は五千萬磅にして、之を實行したるが、歳入歳出の決算上において

の財源不足を生じたるため、流動公債の増發となり、實質的に國債償還に充當せらるる額は

一四、〇三八、一一九 磅
三五、九六一、八八一 磅

となつたのである。

(2) 然るに一九二四年度の歳入歳出決算において、歳計剩餘金

三、六五八、八八四 磅

三三八

ありて、全部を新減債基金以外に國債償還に充當したるものあるを以て、前記一九二五年度決算上の財源不足額と差引くときは、其の財源不足のため増加したる流動公債は
一〇、三七九、二三五 磅
となるのである。

前記千餘萬磅の流動公債増加額を銷却するため歳入の増收計畫により、一九二六年度新減債基金を千萬磅増額して六千萬磅を豫算に計上し、之を實行したのである。
然るに普通公債の總額において、一九二六年度現在高が一九二五年度末現在高に比し

の減少に止まるは、
借換による債額増加と總同盟及炭坑争
四、〇二六、六五二 磅

議のため、流動公債が増加せしためである。

新減債基金の使途

六千萬磅の新減債基金の使途は左の如くである。

一、内國債の銷却に使用したる分

- 定期年金元本金額
- 整理公債減債基金
- 戦勝債券減債基金
- 借換公債減債基金

一九一九年戦時公債法第三條により相續税に納入せる債券其他のために國債を賣會に對する押渡

一、	〇四四、〇〇〇 磅
二、	七六一、〇〇〇
三、	三二〇、〇〇〇
四、	〇九九、〇〇〇
五、	四〇五、〇〇〇

九三三

一九二七年財政法第三四條により租税の
納入の賦時公債其他の拂戻

一九二七年財政法による軍事公債減價基金
國債銷却のための國債委員會に對し
拂戻せる一九二三年法減價基金残額

計

二、外國債の銷却に使用したる分

對米政府支拂(處理協定により)

合計

一九一、〇〇〇 磅

二、七二〇、〇〇〇

二二、三一八、〇〇〇

五四、八五九、〇〇〇

五、一四一、〇〇〇

六〇、〇〇〇、〇〇〇

ロ) 國債の現在

一九二六年度末國債の現在高は

普通公債

内 國 債

外 國 債

計

其他の資本公債

合計

にして、之を一九二五年度末現在高

に比較するとき

六、四五三、一六四、〇四七 磅

一、一〇一、四五三、六〇〇

七、五五四、六一七、六四七

九八、〇七〇、二五七

七、六五二、六八七、九〇四

七、六三三、七二二、五〇二 磅

一八、九六五、四〇二 磅

の増加である。其の内譯は

普通公債	
内國債の増加	五、二八八、〇八一
外國債の減少	九、三一四、七三三
計 (減少)	四、〇二六、六五二
其他の資本公債の増加	二、九九二、〇五四
合計 (増加)	一八、九六五、四〇二

にして、其の内容は別表の如くである。

一九二六年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二六年度末	一九二五年度末	
普通公債			
内國債	六、四五三、一六四、〇四七	六、四四七、八七五、九六六	五、二八八、〇八一
長期公債	一、二一九、七八一、九五三	一、〇七三、五二〇、五六八	一四六、二六一、三八五
定期年金	一、二、二四二、〇〇〇	一、二、六三九、五四〇	三九七、五四〇
短期公債	五、二二一、一四〇、〇九四	五、三六一、七一五、八五八	一四〇、五七五、七六四
外國債			
短期公債	一、一〇一、四五三、六〇〇	一、一一〇、七六八、三三三	九、三一四、七三三
計	七、五五四、六一七、六四七	七、五五八、六四四、二九九	四、〇二六、六五二
其他の資本公債	九八、〇七〇、二五七	七五、〇七八、二〇三	二二、九九二、〇五四
合計	七、六五二、六八七、九〇四	七、六三三、七二二、五〇二	一八、九六五、四〇二

普通公債
内譯

普通公債の一九二六年度末現在高を前年度末現在高に比較するときには、總額は四百餘萬磅の減少にして、内、外國債の減少は九百餘萬磅の減少なるも、内國債は五百餘萬磅の増加である。

内國債中の流動公債たる大藏省證券三千五百餘萬磅の増加は、主として總同盟罷業及び英國炭坑爭議に基因するものである。又外國債の減少は、米國政府に對し五百餘萬磅の元金償還を行ひたると、一九一七年度中に中部アルゼンチン鐵道會社を通じて、米國において起した千五百萬弗の六%公債を二月中に償還したためである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二六年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高	一九二六年度末	一九二五年度末	差引増△減
普通公債		六、四五三、一六四、〇四七 磅	六、四四七、八七五、九六六 磅	五、二八八、〇八一
内國債		七、一五、七七六、〇〇〇	七、〇四、二九六、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇
流動公債		六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五六四、七五〇、〇〇〇	三五、二五〇、〇〇〇
大藏省證券		一一五、七七六、〇〇〇	一三九、五四六、〇〇〇	二三、七七〇、〇〇〇
一時借入金		五、七三七、三八八、〇四七	五、七四三、五七九、九六六	六、一九一、九一九
其他の公債		一、一〇一、四五三、六〇〇	一、一〇一、七六八、三三三	九、三一四、七三三
外國債				

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二六年度末	一九二五年度末	
米國の分	九五八、〇九七、六〇〇 磅	九六七、四一三、三三三 磅	九、三一四、七三三 磅
米國政府借入金	九二五、六八五、〇〇〇	九三〇、八二一、九一八	五、一三六、九一八
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	三二、四〇九、七五四	三六、五八七、五六九	四、一七七、八一五
其他の分	一四三、三五六、〇〇〇	一四三、三五六、〇〇〇	〇
其他の聯合國政府より借入	一三五、七〇〇、〇〇〇	一三五、七〇〇、〇〇〇	〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	〇
イタリ	二二、二〇〇、〇〇〇	二二、二〇〇、〇〇〇	〇
其他	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇
海峡植民地	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇

三四六

計	一九二六年度末の對外債權現在高は	一九二五年度末の對外債權現在高は	差引増△減
計	七、五五八、六一七、六四七	七、五五八、六四四、二九九	四、〇二六、六五二

對外債權

自治領及植民地

對外國政府

計

にして之を一九二五年度末現在高に比較するときは

自治領及植民地の減少

一、九三七、一二二、〇〇〇
 一、六四九、〇〇〇 磅

三四七

對外國政府の増加

計 (増加)

七三、四七二、〇〇〇
 七二、八二三、〇〇〇

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二六年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高		
	一九二六年度末	一九二五年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一、二六、五八九、〇〇〇 磅	一、二八、二三八、〇〇〇 磅	差引増△減 一、六四九、〇〇〇 磅
對外國政府	一、九三七、一二二、〇〇〇	一、八六三、六五〇、〇〇〇	七三、四七二、〇〇〇

種別	一九二六年度末	一九二五年度末	差引増△減
ロ シ ア	八四二、九六九、〇〇〇	七九四、五〇五、〇〇〇	四八、四六四、〇〇〇
フ ラ ン ス	六七六、一六〇、〇〇〇	六四七、一〇六、〇〇〇	二九、〇五四、〇〇〇
イ タ リ ー	二七〇、七五〇、〇〇〇	二七四、七五〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
小 計	一、七八九、八七九、〇〇〇	一、七一六、三六一、〇〇〇	七三、五一八、〇〇〇
其 他 計	一四七、二四三、〇〇〇	一四七、二八九、〇〇〇	四六、〇〇〇
合 計	二、〇六三、七一、〇〇〇	一、九九一、八八八、〇〇〇	七一、八二三、〇〇〇

對外債權の債務國別は別表の如くにして、對外國政府分の内、元
 利償還の確定せるものと、未確定のものとの總額は

確定の分

三四九、一六四、〇〇〇 磅 (一八)

未確定の分

計

である。

一、	五八七、	九五八、	〇〇	(八二)
一、	九三七、	一二二、	〇〇	(一〇〇)

對外債權一覽表

一、對海外自治領土及植民地戰時貸付

一九二七年三月三十一日現在資本額

此等貸付に對しては利拂行は北居り、且つ濠洲、新西蘭及トリニダト島の場合においては、毎年減債基金により元金償還行はる。

濠洲	八五、	五七三、	〇〇	磅
新西蘭	二七、	九九八、	〇〇	
南阿	一一、	八八四、	〇〇	
ニウファウンドランド		四〇〇、	〇〇	
トリニダト島		四五八、	〇〇	
ジャマイカ島		六六、	〇〇	
フィジー島		二一〇、	〇〇	
計	一二六、	五八九、	〇〇	

二、對聯合國貸付其他

(一) 確定分

一、	九三七、	一二二、	〇〇	磅
	三四九、	一六四、	〇〇	

(1) 處理協定により年賦償還の決定せる聯合國貸付の一九二七年三月三十一日現在額

聯合國戰時貸付

伊 太 利
羅 馬 尼
葡 萄 牙
計

二七〇、七五〇、〇〇〇 磅
三一、二〇〇、〇〇〇
二三、八五〇、〇〇〇
三二五、八〇〇、〇〇〇

(四) 一九二七年三月三十一日現在資本額——

救済及復興貸付

元利共に割賦にて支拂はるるもの

白 耳 義
白 領 コ ン ゴ ー
波 蘭
羅 馬 尼

九、〇〇〇、〇〇〇 磅
三、六〇〇、〇〇〇
四、六九八、〇〇〇
二、二〇〇、〇〇〇

其他の貸付

元利共に割賦にて支拂はるるもの

ラ ト ヴ ィ ア
希 臘
波 蘭
チ エ ッ コ ス ロ ヴ ァ キ ア
羅 馬 尼
計

一、二九二、〇〇〇 磅
九八、〇〇〇
一三九、〇〇〇
七六一、〇〇〇
三三、〇〇〇
八七七、〇〇〇
三、一九九、〇〇〇

(二) 未確定分

一九二七年三月三十一日現在の資本額

一、五八七、九五八、〇〇〇 磅

聯合國戰時債務

露 國

八四二、九六九、〇〇〇 磅

佛 國 (米)

六七六、一六〇、〇〇〇

セルブ・クロア・スロヴニア王國

二九、四九二、〇〇〇

希 臘 (米)

二二、二六二、〇〇〇

計

一、五七〇、八八三、〇〇〇

救済及復興貸付

奧 太 利 (米)

一一、七二七、〇〇〇 磅

セルブ・クロア・スロヴニア王國

二、六八七、〇〇〇

アルメニア

一二五、〇〇〇

計

一五、五三九、〇〇〇

其他の債務

アルメニア

一、〇〇一、〇〇〇

リスニア

三四八、〇〇〇

セルブ・クロア・スロヴニア王國

一八七、〇〇〇

計

一、五三六、〇〇〇

註 (米) 處理協定成立せるも未だ批准を経ず。

(**) 支拂は一九四三年一月一日まで延期さる。

現金の増大

戦債及賠償金の收支

蔵相は戦債及賠償金の收支に関し、豫算演説において左の如く述べたのである。

我國の主要なる否殆んど唯一の外國債は、米國政府に對する

四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

の債務である。此の債務に對して我國は一九二三年以來、一箇

年

約 三三、〇〇〇、〇〇〇 磅

づつ支拂つて來たが、此の中

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

は元金の償還であり

二八、〇〇〇、〇〇〇 磅

は元金總額に對する三%の利子である。過去五年間において、我國は米國政府に對し、債務に関する分として
一六二、〇〇〇、〇〇〇 磅
を支拂つたのである。

以上の債務に對立するものとしては、吾々はドイツに對する賠償債權及び聯合國に對する戦時貸付債權がある。これ等の債權は額から言へば、我國の對米債務よりも遙かに多いのであるが、然し、一九二二年に陛下の政府はバルフォア覺書を以て、債權國に支拂ふに必要な額以上には、債務國より要求するつもりのない旨を聲明した。其の當時の見込は餘り有望でなかつた。其の當時及び其の後一九二四年にタウズ案が實行せられ始まるまでは、賠償金の受取は稀にして定めなく、聯合國の支拂は一向行はれなかつた。其の後事態は稍く改善された。過去二箇年内

において吾々は、ルーマニア、イタリー、フランス及びホルト
 ガル等と矢継早に債權處理協定を行つたが、尚ほ最近には幸ひ
 にもギリシヤとも協定を遂げ、先週同國の代表者と調印を取交
 はしたのである。後に残つてゐるのは唯ユーゴスラヴィア及び
 露國である。ドイツは一九二四年九月以來、カウス案に基く支
 拂を正確に履行して居り、今後とても同様確實に之を續けるも
 のと考へられる。

一九二六年度には

九、五〇〇、〇〇〇 磅

で、一九二七年度は

一四、五〇〇、〇〇〇 磅

に達する筈である。一方聯合國より受領した額は、一九二五年
 度に

約 二、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二六年度に

約 八、〇〇〇、〇〇〇 磅

で、一九二七年度は

約 一〇、五〇〇、〇〇〇 磅

に達する。斯の如く我國は毎年

三三、〇〇〇、〇〇〇 磅

を對米債務に支拂ふ一方、ドイツ及び聯合國より一九二五年度

には

八、五〇〇、〇〇〇 磅

一九二六年度には

其他の經費

英蘭及威爾斯 七九、〇〇〇、〇〇〇 磅

蘇格蘭 九、六八五、〇〇〇 磅

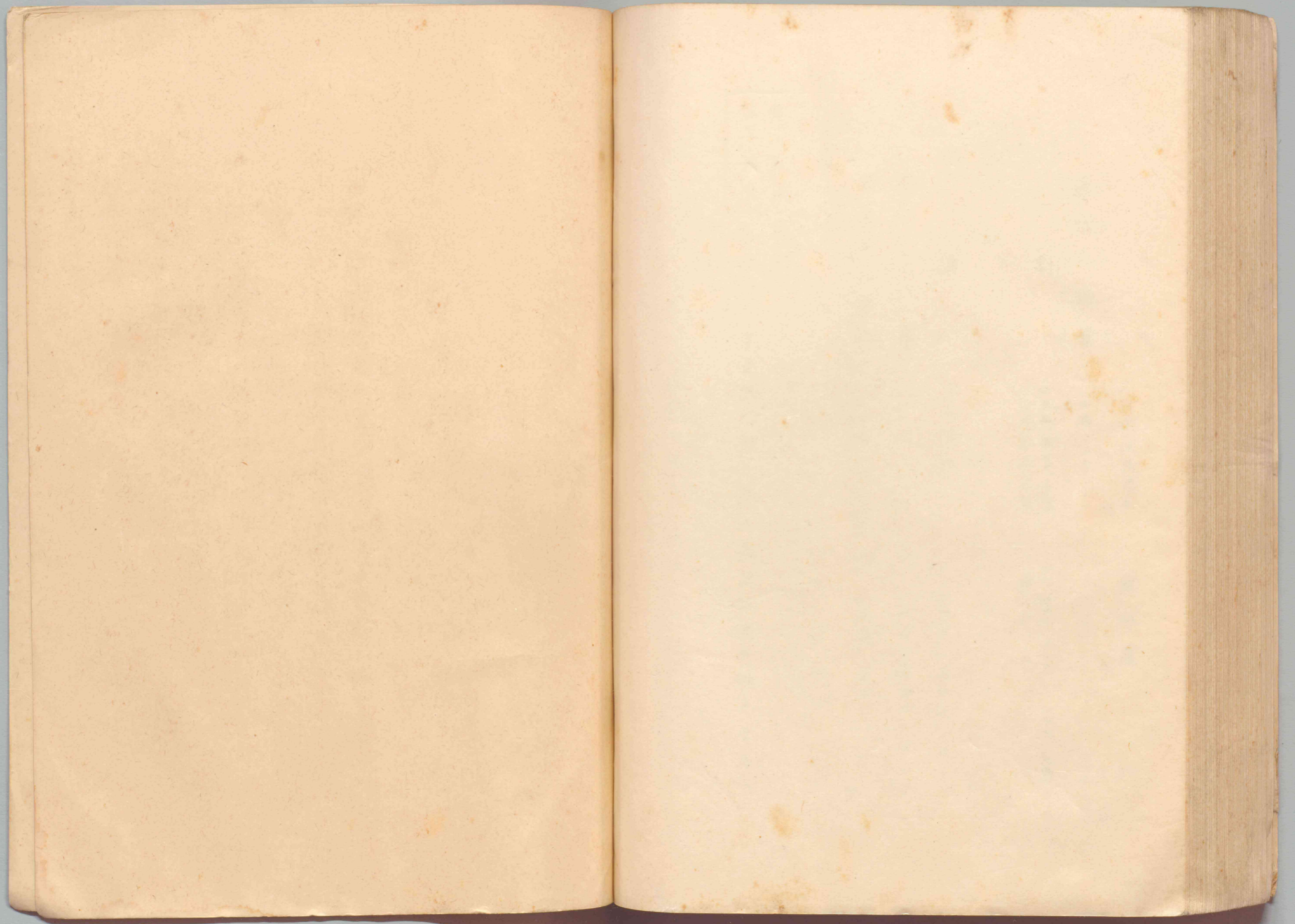
計 一七九、九四八、〇〇〇 磅

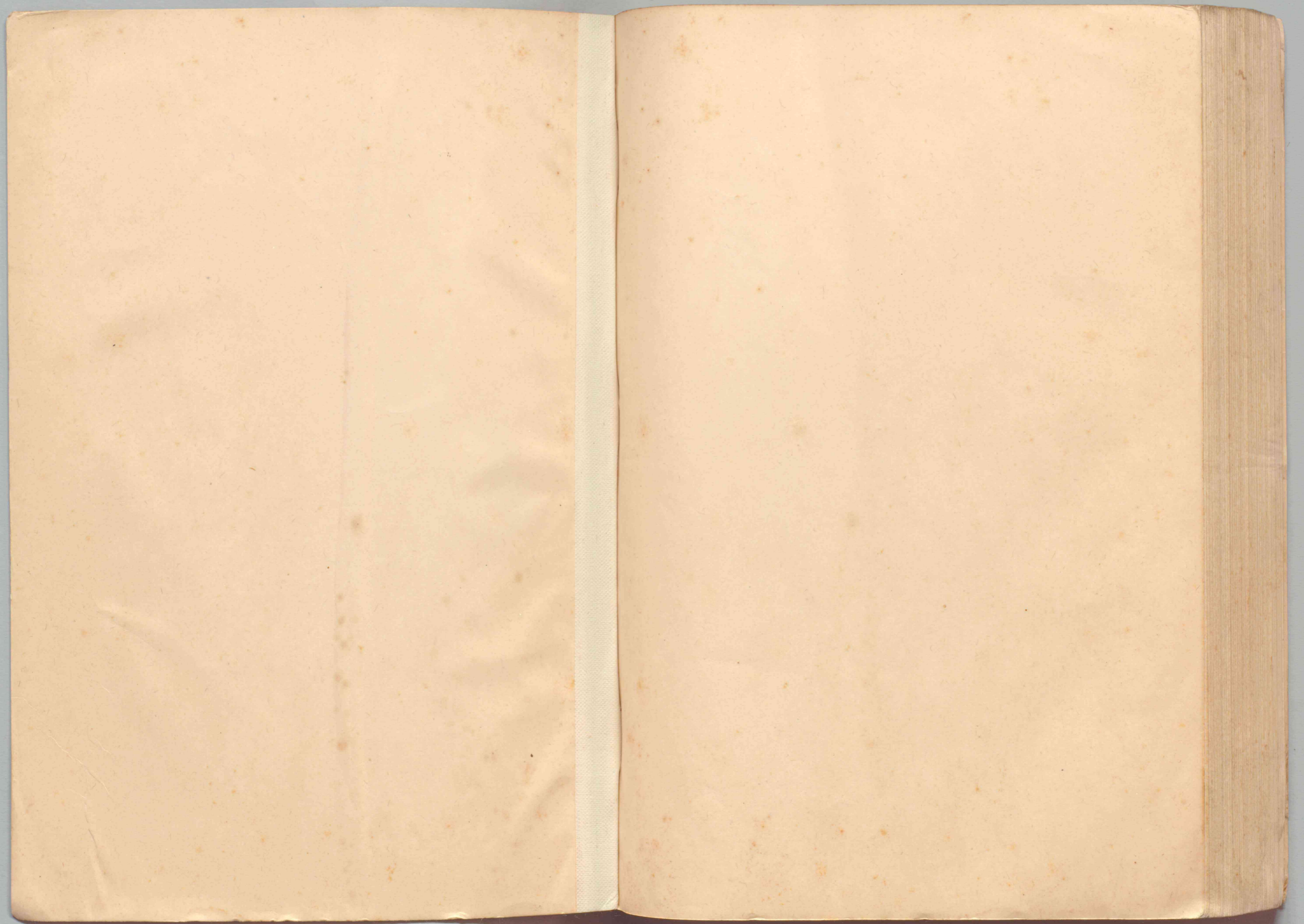
英蘭及威爾斯

蘇格蘭

英人水士
計

一、五二六、五〇〇、〇〇〇





一新會

群馬県立図書館



0706415-7